

諸外国の失業保険制度の オンライン化に関する調査

—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国—



諸外国の失業保険制度の オンライン化に関する調査

—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国—

ま え が き

雇用保険制度は、2022 年度から雇用保険制度研究会での検討が開始され、制度設計の根幹ともいえるレベルでその中期・長期にわたる在り方が幅広く議論されている。

また 2022 年 6 月 7 日に閣議決定された規制改革実施計画では、「厚生労働省は、デジタル完結・自動化原則をはじめとするデジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、失業認定関連手続きを含む雇用保険の受給関連手続きの在り方について、（中略）客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、1 年を目途に結論を得る。（後略）」とされているところである。

本報告書は、厚生労働省の要請を受け、諸外国の失業保険制度のオンライン化について調査した結果をとりまとめたものである。失業保険は、失業中の生活保障という側面とともに、より早期に適職に再就職できるよう求職活動を効果的に支援するという視点がある。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国の 5 カ国を対象に、現行失業保険制度の内容と、失業認定を含む受給関連手続きのオンライン化の状況について文献調査等により情報収集を行った。

本報告書が失業保険制度のオンライン化について理解を深める一助となれば幸いである。

2023 年 5 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 藤 村 博 之

執筆担当者（執筆順）

氏 名	所 属	担 当
い し い かずひろ 石井 和広	労働政策研究・研修機構 調査部 主任調査員補佐	調査の概要 第 1 章
ひ ぐ ち ひでお 樋口 英夫	労働政策研究・研修機構 調査部 主任調査員補佐	第 2 章
い い だ けいこ 飯田 恵子	労働政策研究・研修機構 調査部 主任調査員	第 3 章
きたざわ けん 北澤 謙	労働政策研究・研修機構 調査部 主任調査員補佐	第 4 章
い け だ みちこ 池田 美智子	労働政策研究・研修機構 調査部 調査員	第 5 章

※肩書きは 2023 年 4 月時点

諸外国の失業保険制度のオンライン化に関する調査
—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国—

目 次

序章 調査の概要	1
第1章 アメリカ	11
はじめに	11
第1節 カリフォルニア州の失業保険制度の概要	12
1. 主な適用要件	12
2. 主な受給要件	12
3. 給付日数	13
4. 給付水準	13
5. 給付制限	13
6. 収入との調整	13
7. 保険料率	13
8. 失業申請・認定方法	14
9. 職業訓練	14
10. 虚偽申請と詐欺の防止、取り締まり	14
第2節 カリフォルニア州失業保険制度のオンライン化	15
1. 失業認定手続きのオンライン化の状況	15
2. オンライン化による影響（メリット、デメリット）	21
3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か	21
4. オンライン化に当たっての障害	24
5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯	24
6. オンライン化に係る今後の方向性	25
小括	26
第2章 イギリス	28
はじめに	28
第1節 失業保険制度の概要	29
1. 適用要件	29
2. 給付日数	29
3. 給付水準	29

4. 収入との調整	30
5. 給付制限	30
6. 失業認定手続きに係る制度	30
7. 保険料率	35
第2節 失業認定手続きのオンライン化の状況	35
1. 申請手続きにおける条件緩和	36
2. オンライン化による影響（メリット、デメリット）	38
3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か	38
4. オンライン化に当たっての障害	38
5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯	39
6. オンライン化に係る今後の方向性	40
小括	40
第3章 ドイツ	41
はじめに	41
第1節 失業保険制度	41
1. 主な適用要件	41
2. 主な受給要件	41
3. 給付日数	42
4. 給付水準	42
5. 給付制限	43
6. 収入との調整	44
7. 失業認定の運営組織・仕組み	44
8. 保険料率	47
第2節 失業認定手続きのオンライン化	47
1. 失業認定手続きのオンライン化の状況	47
2. オンライン化による影響（メリット、デメリット）	48
3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か	49
4. オンライン化に当たっての障害	50
5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯	51
6. オンライン化に係る今後の方向性	52
小括	52
第4章 フランス	55
はじめに	55

第1節 失業保険制度の概要	55
1. 主な適用要件	55
2. 主な受給要件	56
3. 給付日数	57
4. 給付水準	57
5. 給付制限	57
6. 収入との調整	58
7. 保険料	58
8. 失業申請・認定方法	58
9. 職業訓練	61
10. 求職者の分類	61
第2節 失業保険制度のオンライン化	63
1. 失業認定手続きのオンライン化の状況	63
2. オンライン化による影響（メリット、デメリット）	67
3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か	70
4. オンライン化に当たっての障害	70
5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯	70
6. オンライン化に係る今後の方向性	70
7. 現地の報道、評論	71
小括	71
第5章 韓国	74
はじめに	74
第1節 失業給付の概要	74
1. 主な適用要件	75
2. 主な受給要件	75
3. 給付日数	77
4. 給付水準	77
5. 給付制限	77
6. 収入との調整	78
7. 失業申請・認定方法	78
8. 不正受給への罰則	81
第2節 失業保険制度のオンライン化	81
1. 失業認定手続きのオンライン化の状況	81
2. オンライン化による影響（メリット、デメリット）	82

3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か	83
4. オンライン化に当たっての障害	83
5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯	83
6. オンライン化に係る今後の方向性	83
小括	84

序章 調査の概要

<調査方法>

本調査は、厚生労働省の要請に基づき、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国の5カ国を対象に、失業認定を含む雇用保険の受給関連手続きのオンライン化の状況について、文献調査等により情報収集を行ったものである。

<調査項目>

各国の失業保険制度に関する以下の項目を中心に情報収集を行った。

- ①現行制度（適用要件、受給要件、給付日数、給付水準、給付制限、収入との調整、失業認定の運営組織・仕組み、保険料率等）
- ②オンライン化の状況
 - ・失業認定手続きのオンライン化の状況
 - ・オンライン化による影響（メリット、デメリット）
 - ・特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か
 - ・オンライン化に当たっての障害
 - ・オンライン化に当たっての議論の状況・経緯（コロナ禍のオンライン特例とその後の対応を含む）
 - ・オンライン化に係る今後の方向性

<調査概要>

○失業保険の制度的枠組み

各国のオンライン化の状況をみる前に、まず各国の失業保険制度の制度的枠組みを確認しておきたい。

失業保険制度とは、各国ともに制度内容が異なるため呼称もそれぞれ異なるが、日本で雇用保険制度として運用されている制度を指す。生産年齢層に属する者が失業により経済的困窮に陥ったとき、所得を保障しその状況を救済する制度である。また、より早期に、適職に再就職できるよう求職活動を効果的に支援するという側面もある。なお、種々の理由から自らの力で生計を維持することができない、生活に困窮する人々に対して最低限度の生活を保障し自立を助けようとする公的扶助制度とは一般に区別される。一方、失業保険と公的扶助の中間的な性格の制度を整備している国がある。これは、通常の失業保険の受給要件を満たさない失業者に対して、失業に関する手当を支給するもので、原則として国庫負担により賄われる。具体的には、イギリスの所得調査制求職者給付、ドイツの失業扶助、フランスの連帯失業手当、日本では求職者支援制度がこれに該当する。ただし、このような制度については、今回の調査では対象外とした。

各国の失業保険制度の概要は、「各国の失業保険制度の比較—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国」（本章 6～10 頁）を参照いただきたい。①失業者が給付を受けるためには、行政当局等に申請等の手続きを行い、認定を受ける必要がある、②認定を受けるためには、就労可能で積極的な就職活動を行っているなどの要件を満たさなければならない、③要件を満たさない者には支給停止などの措置をとる、という基本的な枠組みは共通している。

なお、各国とも離職を余儀なくされる正当な、あるいは合理的な理由がある場合などを除き、自己都合による自発的離職者に対して、失業手当を支給しない、もしくは相応の給付制限を適用しており、受給者の発生をある程度抑制する制度的枠組みになっている。

○オンライン化の状況

各国でオンライン化の進展の度合いは異なる。これは各国におけるデジタル化の進展度合いを反映した側面もあるが、制度運用の考え方がそれぞれ異なることに根ざす要因が大きいように思われる。各国は失業保険の受給申請、認定、給付、及び求職支援の過程で、それぞれの考え方にに基づき、必要に応じてオンラインの仕組みを取り入れ、あるいは取り入れずに対面で対応しており、オンライン化の進展度合いは、各国におけるデジタル化の進展度合いと必ずしも一致するわけではない。

なお、本稿における「オンライン化」には、インターネットを介して行政手続き等を可能とする措置に加え、面談をビデオ会議形式で行えるようにするデジタル化の取り組み等も広く含めた。対面ではなく、電話や郵送などで遠隔地から実際に行政機関に出向くことなく手続きを可能とする、つまり非対面の措置はすべて調査対象として取り入れている。

失業保険手続きにおけるオンライン化の進展の度合いという場合、失業保険の受給申請、認定、給付、及び求職支援を分けて見なければならないが、本稿の調査対象国であるアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国の 5 カ国のうち、いずれにおいても最もオンライン化の度合いが進むのはアメリカである。

アメリカでは、連邦失業税法や社会保障法で定める要件をもとに、各州が州法等で独自のプログラムを制定し、管理、運営を行っている。自分の過失によらず雇用主の都合で解雇され、求職中であり、就労可能な失業者であるといった要件を満たせば、失業保険を受給できる仕組みだ。オンライン化についても上記理由により全国一律ではないが、本調査で取り上げたカリフォルニア州をはじめ、多くの州では失業保険の申請・認定・給付の全てにおいてオンラインによる手続きが一般的になっている。オンラインで申請すると、支払当局はその内容を前職等の雇用主に確認するなどして、誤認や虚偽等がないかどうかをチェックする。2 週間に 1 度行う継続申請の手続きで、受給者は「仕事を探しているか」など 6 項目の質問にオンラインで回答し、認定を得る。こうした方式が浸透しており、オンライン化自体の是非を問う議論はほとんど目立たない。ただし、今次新型コロナウイルスの感染拡大（以下「コロナ禍」という。）下においては、制度への批判が集中した。オンライン化の弊害を浮き彫り

にした面もある。申請件数が急増してシステムがダウンしたり、電話回線もつながりにくくなるなどして支給事務が滞り、州民からの批判を招いた。個人情報の不正取得による詐欺行為も増加した。このため、古くなったシステムの更新や体制の強化、詐欺被害の防止対策の徹底が求められている。

デジタル化の進展を梃子に、主に行政サービスの利便性を高める観点よりオンライン化を進めているのがドイツ、フランス、韓国である。ドイツでは 2017 年制定の「オンラインアクセス法（OZG）」に基づき、2022 年末までに、デジタル化が可能なすべての行政サービスをオンラインで提供し、各行政ポータルサイトをネットワーク化することを義務付けた。これに基づき、「失業手当 I」における失業者登録、手当の申請、支給という一連の手続きが、利用者の利便性に応じてオンラインで行えるようになった。こうしたオンライン化の取組みは、コロナ禍によりさらに加速した。失業申請及び認定を含む多くの手続きが非接触型に切り替わり、電話等での相談に加えて、2020 年秋からはビデオコミュニケーションによる双方向型の求職・訓練等の相談サービスが始まった。これは利用者にも好評であり、今後も拡大する傾向にあるとみられる。

フランスの失業保険の申請や認定の手続きにおけるオンライン化は、2015 年から本格的に進められた。現在、初回の申請手続きにおける個別就職計画（PPAE）作成のための面談が対面で行われる以外は、オンラインによる手続きが一般的である。学歴が低く、資格や技能を持たないため、長期失業者になる可能性が高い求職者の場合は定期的な対面での面談が行われているが、それ以外は面談も含めて原則としてオンラインによる手続きとなっている。PPAE の更新や必要書類の提出は通信によって遠隔で行える。オンライン化後、雇用局での窓口受付業務を午前中に制限し、午後は事前予約した求職者への対応や求職支援ワークショップを実施する時間に充てるようにした。他方、今次コロナ禍においてはオンライン化による課題も露呈することになった。コロナ禍の初期段階では初回の面談もオンラインで行われたが、その後、「サービスの質確保」を目的として対面方式に戻されている。今後、基本的に政府は行政サービスのデジタル化を推進する方針であるが、こうしたサービスの質の確保や、情報通信機器の扱いに不慣れな求職者のため、オンライン以外の書面や対面、電話での対応を選択肢として残す必要性が指摘されている。自宅が画面に映ってアドバイザーに見られるのはプライバシー上問題だとして、オンラインでの面談を望まない者がいることへの配慮などが求められていることもその一つだ。

韓国でも 2011 年から、インターネットを介した失業給付（失業給与）の申請が本格的に可能になった。システムへのログイン時の本人確認は、既存のインターネットバンキングや政府への申請業務に使用する認証書（共同認証書）を使用している。受給資格の申請及び資格認定後の最初と 4 回目の失業認定の申請は対面で行わねばならなかったが、コロナ禍で一時的に、すべての失業認定をオンラインでできるようにした。受給資格の認定についても、

失業給付を繰り返して受給する者らを除き、オンラインでできるようにするため法改正の動きがあるなど、オンライン化を進めていく方向にある。また、申請手続の問い合わせなど雇用センターへの定型的な質問に対応するため、チャットボットを導入する動きもみられる。

一方、申請と認定とを分けてオンライン化に対応している国もある。イギリス（求職者手当）は申請についてはオンラインで対応するが、その後の受給資格の認定や維持には、原則として来所のうえ面談を受けることを義務付けている。失業者に対する給付の支給には、制度上、面談を通じた「受給者誓約」の作成や、定期的な求職活動の確認等が重要な要素として組み込まれているためだ。面談の実施には求職活動を促進する効果がある、との考え方を反映したものといえる。こうした対面による面談をオンラインに切り替える動きは今のところみられない。今次コロナ禍では感染対策として一時的に面談が免除され、電話で代替できるようにした。とはいえ、あくまでもコロナ禍における緊急かつ例外的な措置であるとし、感染拡大が収まっていくのに伴い、段階的に対面での面談を再開させている。

このようにオンライン化の進展の度合いは各国で異なる。アメリカ（カリフォルニア州の事例、以下同）ではオンラインによる申請・認定手続きが普及し、対面方式は行われなくなっている。一方、イギリスでは対面方式の面談が求職活動を促進する効果があるとの考えに基づく制度設計上、オンライン化に慎重な姿勢を崩していない。ドイツやフランス、韓国は行政のデジタル化を推進する政府方針のもと、利用者の利便性と公平性、メリットとデメリットを考慮しつつ、オンライン化を進めようとしている。オンライン化のメリットとしては、利用者の利便性向上、手続きの効率化・迅速化、などがある。フランスでは登録手続きをオンライン化することで、初回のアドバイザーとの面談において、再就職に向けたキャリアパスの実質的な質問を集中的に行えるようになったという。また、山間部や島嶼部の住民らにとって、窓口に出向くための移動時間や費用を削減できる効果は大きい。

一方、オンライン化のデメリットや課題としては、サービスの質の確保、情報通信機器の扱いに不馴れな高齢者らへの配慮、プライバシー保護、不正行為増加の可能性、システム開発及び運営にかかる継続的な保守・更新の費用の発生、などがある。対面方式で行ってきた資格認定や求職活動支援が、オンライン方式に代わっても、以前と同等の効果を得られるのか。すでに対面方式をほとんど採っていないアメリカを除き、現状では多くの国が、申請、認定、給付、求職活動支援という一連のプロセスの中で重要とみなす局面において、あるいは長期失業者など、より手厚い支援を必要とする者に対しては、オンラインではなく対面で対応する方針を立てている。イギリスは先述のように、申請のみオンライン化し、その後の認定は対面で行う。ドイツやフランスでも、情報通信に不馴れな者らが申請・認定に当たって不利益を被ることのないよう、対面型の方式を選択肢として残している。ドイツでは就労支援、職業訓練支援のため、雇用エージェンシーが受給者に対して、健康診断や心理検査を

受けたり、必要が生じた際は対面での面談等の要請に応じる義務を課す。フランスでは、個別就職計画（PPAE）を作成する初回面談時は、原則として対面方式をとる。韓国は、担当者を通した積極的な求職活動支援を始める４回目を対面で行うようにしている。

このほか、オンライン化のデメリットや課題を解消するための措置として、「オンライン申請の内容確認のため、前職の雇用主に連絡したり、申請者本人に電話で問い合わせる仕組みとする」（アメリカ）、「失業給付を受けるためには、常時職業紹介所の紹介を受けられる状態（毎営業日、雇用エージェンシーから連絡が取れる状態）であることが必要であり、自宅から遠く離れる場合は、事前に雇用エージェンシーに報告しなければならない」（ドイツ）、「情報通信機器を持たない者に対して、雇用局（フランス）、ジョブセンターや公共図書館（アメリカ）などのパソコン等での手続きを可能にする」、ことなどがあがっている。

なお、各国報告によると、オンライン化によって不正受給が増加した事象はみられない。ただし、アメリカではコロナ禍の特例措置（支給対象の拡大など）の実施に伴い、誤った支給が急増した。このため、詐欺被害防止の取り締まりやオンラインでの手続きにおける注意喚起、啓発活動を強化している。

コロナ禍では、各国で対面による申請・認定等の手続きを「非接触型」の電話やオンライン等に切り替える動きが進展した。感染拡大の収束につれて対面方式に戻したところも多いが、コロナ禍でのオンライン化の経験は、その効果や問題点、課題を改めて明らかにする意味があったといえる。各国はその経験を検証しつつ、それぞれの実情に即した失業保険制度の仕組みを整えていくものとみられる。

なお、各国の失業保険給付窓口の組織・体制・パフォーマンス等については、労働政策研究・研修機構（2015）『諸外国の公共職業安定機関—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ』（資料シリーズ No.150）でとりまとめている。あわせて参照されたい。

(図表)各国の失業保険制度の比較—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国

		アメリカ (カリフォルニア州) (失業保険) (Unemployment Insurance)	イギリス (求職者手当) (Jobseeker's Allowance)	ドイツ (失業手当 I) (Arbeitslosengeld I, ALG1)	フランス (雇用復帰支援手当) (ARE : allocation chômage d'aide au retour à l'emploi)	韓国 (失業給付)
失業保険制度の概要	主な適用要件	失業税支払い対象の事業主に雇われた者	原則として 18 歳以上。年金受給年齢未満のイギリス居住者（ただし、16 歳及び 17 歳の者については例外がある）	労働報酬を得る被用者と要件を満たす職業訓練中の者（ミニジョブ労働者、法定老齢年金の支給開始年齢以上の者等は適用免除）。	雇用契約を結んでいる民間の雇用労働者	雇用保険加入事業場で勤務していた者
	主な受給要件	①基準期間（離職前直近 5 四半期中最初の 4 四半期中、あるいは直近 4 四半期中）のうち少なくとも 1 つの四半期に 1,300 ドル以上の収入を得ている。 ②自己の過失でなく、または、正当な理由があり失業した。 ③身体的に就業可能で、積極的に求職活動を行っている。	①仕事に就いていない（又は週平均労働時間が 16 時間未満）。 ②フルタイムの教育を受けていない。 ③就労可能であり、求職活動を積極的に行っている。 ④過去 2 年度の間に、いずれか 1 年について被用者として国民保険料を 26 週分以上納付し、両年度について被用者として国民保険料を 50 週分納付したか、免除を受けた。	①離職日前 30 カ月において通算 12 カ月以上の被保険者期間がある。 ②雇用エージェンシーに失業登録をしている。 ③労働の意思及び能力があるにも関わらず失業状態（※）にある。 ※就労していない、もしくは就労時間が（合算して）週 15 時間未満であること。	①一定の被保険者期間がある。 ・53 歳未満：離職日前 24 カ月間で、6 カ月、すなわち 130 日（または 910 時間）以上 ・53 歳以上：離職日前 36 カ月間で、6 カ月、すなわち 130 日（または 910 時間）以上 ②原則として正当な理由なく自己都合で離職した者でない。 ③雇用契約の終了から原則 1 年以内に求職者登録し、個別就職計画（PPAE）に記載された訓練への参加と月 1 回の更新を行い、積極的かつ継続して求職活動を行っている。 ④身体的に仕事に就く能力がある。 ⑤原則として年金受給開始年齢に達していない。	①適用事業場で離職日以前の 18 カ月（超短時間労働者は 24 カ月）の間に被保険者期間が通算で 180 日以上ある。 ②働く意思と能力があるにもかかわらず就業（営利目的で事業を営む場合も含む）できない状態である。 ③再就業のための努力を積極的に行っている。 ④離職事由が非自発的である。
	給付日数	最長 26 週間（申請から就職・復職までの期間に応じて） ※給付総額が上記基準期間の賃金総額の二分の一に達すると打ち切り） ※高失業状態の際は、最長 13 週間の延長給付あり（連邦政府が半額負担）。	最長 182 日 ※被保険期間や年齢等による支給期間の差は設けられておらず、受給要件を満たす限り継続	離職前 5 年間における被保険者期間と申請時の年齢に応じて、6 カ月間から 24 カ月間	被保険者期間の日数が給付日数となるが、以下のとおり、年齢別で給付日数の上限が設定されている。 ・53 歳未満： 24 カ月（730 日） ・53 歳～54 歳： 30 カ月（913 日） ・55 歳以上： 36 カ月（1095 日）	120 日～270 日（離職時の年齢（50 歳未満/50 歳以上）と被保険者期間に応じて決まる）
	給付水準	離職前の収入（最も高い四半期の収入）に応じて週 40～450 ドル ※総給付水準の上限は「週給付水準の 26 倍」と「上記基準期間の賃金総額の二分の一」のいずれか低い方の金額。	16～24 歳：週 61.05 ポンド 25 歳以上：週 77.00 ポンド（2022 年度）	従前の手取賃金（Nettoentgelt：法律上の控除額を差し引いた賃金）の 60%。扶養する子がいる場合は 67%。 算定対象給与の上限額（2023 年 1 月 1 日～） 旧西独： 月収 7,300/年収 8 万 7,600 ユーロ 旧東独： 月収 7,100/年収 8 万 5,200 ユーロ 失業手当の下限はない。あまりに少額な場合、失業扶助（市民手当）から上乘せ支給の可能性あり。	離職前の賃金(離職日前 12 カ月間または 36 カ月間の賃金)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。 総額月額賃金的水準が 1,198.95 ユーロ以下の場合、総賃金日額の 75% 総額月額賃金が 1,198.95 ユーロから 1,313.18 ユーロまでの間に含まれる場合、最低手当 1 日あたり 30.42 ユーロ、総額月額賃金が 1,313.18 ユーロから 2,221.03 ユーロまでの間に含まれる場合、1 日あたりの総賃金の 40.4%+1 日あたり 12.47 ユーロ、総額月額賃金が 2,221.03 ユーロから 13,712 ユーロまでの間に含まれる場合、総賃金日額の 57%	離職前の平均賃金の 60%（上限：1 日あたり 6 万 6,000 ウォン、下限：最低賃金の 80%×1 日所定労働時間（8 時間））

		アメリカ (カリフォルニア州) (失業保険) (Unemployment Insurance)	イギリス (求職者手当) (Jobseeker's Allowance)	ドイツ (失業手当 I) (Arbeitslosengeld I, ALG1)	フランス (雇用復帰支援手当) (ARE : allocation chômage d'aide au retour à l'emploi)	韓国 (失業給付)
	給付制限	・26 週間分の給付を終えた者は、給付開始後 52 週間を経過するまで、次の請求を行えない。 ・申請者が虚偽又は不完全な情報を提供すると給付要件を満たさず失格となり、罰則が適用されることがある。	・合理的理由のない自己都合による離職や、紹介された求人への応募の拒否、ジョブセンター・プラスでの面談の欠席等は、制裁措置の対象とされ、内容や回数により最長で 26 週の給付支給停止。	・失業給付の支給停止 (Sperrzeit) 失業者が、正当な理由なく違反行為を行った場合、行為の内容に応じて、1 週間から 12 週間までの期間で支給が停止される。主な違反行為は以下のとおり。 ①失業者が就労関係を解消したり、労働契約に違反する行為によって意図的に失業状態を引き起こした場合 ②雇用機関が提供した雇用を受け入れなかったり、就労関係の開始を妨げた場合 ③雇用機関から要求された求職活動等を行わなかった場合 ④積極的職業統合措置等への参加を拒否した場合。	合理的理由なく雇用局との面談を欠席したり、求人への応募の拒否等、積極的に求職活動を行わない場合には、手当支給の中断（求職者リストからの抹消）、手当の減額等の措置をとることがある。 ※正当な理由なく自己都合で離職した者については、原則給付されない。 ただし、以下の場合は、自己都合の離職でも、例外として失業給付を受けられる場合がある。 労使双方の合意による退職の場合、 職業上専門性のあるスキルや技能を習得するためトレーニング（職業訓練）を受けるなどのために辞職する場合であり、5 年間継続して勤務していた場合、そのスキル習得が真に必要なトレーニングであると認められる場合、 配偶者が、転勤、雇用主の変更など職業上の理由で勤務地が変わる場合に、その配偶者の移動に伴って自身も移動する必要があるために離職する場合、 結婚または PACS（民事連帯契約 pacte civil de solidarité）の締結のために居住地を変更せざるを得ず退職する場合、 障害のある子供を持つ親が、遠方の保育施設に入居する必要がある、自分自身の仕事と両立することができず転居する必要があるために退職する場合など。	・正当な理由なく職業紹介、職業指導、職業能力開発訓練を 2 回以上拒否した場合には失業給付の支給を停止する。 ・受給停止期間は、職業紹介・職業指導を拒否する場合は拒否した日から 2 週間、職業能力開発訓練を拒否する場合は拒否した日から 4 週間。 ・受給停止期間中は失業認定されない。
	収入との調整	・パートタイム労働等で週 25 ドル以上の収入がある場合は、給付を減額。	・パートタイム労働による週 5 ポンドを超える収入がある場合や、週 50 ポンドを超える年金を受給している場合には、収入を得た分に相当する額が求職者給付の受給額から減額される。	・失業手当受給中は、週 15 時間未満で働く場合、月収 165 ユーロ(＋交通費等の経費)まで失業手当に影響を及ぼさないが、それを超えると、失業手当と相殺される。	・1 カ月あたり 78 時間を超える就業をした場合には就労時間に応じて減額。	・アルバイト等をした場合には、就業した日数を所定の給付日数から引いた日数分の失業給付を支給。

		アメリカ (カリフォルニア州) (失業保険) (Unemployment Insurance)	イギリス (求職者手当) (Jobseeker's Allowance)	ドイツ (失業手当 I) (Arbeitslosengeld I, ALG1)	フランス (雇用復帰支援手当) (ARE : allocation chômage d'aide au retour à l'emploi)	韓国 (失業給付)
	失業認定の運営組織・仕組み	・運営組織：雇用開発局 ・失業認定の仕組み：2 週間に 1 回、オンライン等で受給要件を満たしているかどうかの質問項目に回答し、認定を得る。 ・申請者は原則として、州の求人情報ウェブサイト「CalJOBS」に登録しなければならない。CalJOBS に履歴書を送り、利用者登録を行う。	・運営組織：雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。 ・失業認定の仕組み：2 週間に 1 回、ジョブセンター・プラスに來所してアドバイザーとの面談を行う（活動計画に沿った求職活動の確認等）。	・雇用が終了する 3 ヶ月前まで（急に離職可能性が判明した場合は 3 日以内）に、雇用エージェンシーに求職者登録。この登録を怠ると、失業手当が支給停止される可能性がある。 ・求職者登録とは別途、失業手当を受給するためには失業者登録が必要。 ・雇用エージェンシーと求職者のカウンセリングにより、今後の取組内容や計画等を記載した統合協定（EGV）を締結。 ・失業手当を受給するために、統合協定（EGV）による雇用エージェンシーへの協力・報告が必要。雇用エージェンシーの求めに応じて本人の出頭、健康診断、心理検査等が必要になる場合がある。 ※失業給付を受けるためには、常時職業紹介所の紹介を受けられる状態（毎営業日、雇用エージェンシーから連絡が取れる状態）であることが必要。	・運営組織：雇用局 ・失業認定の仕組み：毎月 1 回、雇用局のサイトにおいて求職活動の状況を更新。 - このほか、再就職活動の指針となる PPAE に沿って職員との面談等を実施。初回の面談については原則として対面（ロックダウン時には遠隔）、2 回目以降は対面・遠隔の双方があり得る。 ※求職者との接触頻度やフォローアップについて、必要性に応じて対応。最も強力なサポートが必要な者には、定期的な面談を行い対面が優先される。	・運営組織：雇用センター ・失業認定の仕組み：1～4 週間ごとにオンラインまたは雇用センターを訪問して行う。失業認定には再就業活動（求職活動、職業訓練等）の事実が必要。 ・失業認定日は、担当者の裁量に応じて 4 週間以内で弾力的に指定できる。
	保険料率	州失業税：州の財政状況や各事業主の解雇の実績等に応じて、事業主ごとに異なる（2022 年度は 1.5～6.2% の範囲内、新規雇用主は 2～3 年間、3.4%）。連邦失業税：6.0%（期日までに州税と一括で支払えば、5.4 ポイント減額され、0.6%となる）※ともに事業主のみ負担。	国民保険※料率：賃金の 25.8% ・被用者：12.0% ・事業主：13.8% ※年金を中心とした、失業等に係る給付を総合的・一元的に行う制度。 国庫負担：原則なし	2.4%（2022 年 12 月まで） 2.6%（2023 年 1 月～） ※労使折半	事業主負担 4.05% ※2019 年以降、労働者負担は廃止。ただし、労働者負担の一般社会拠出金（CSG）が導入され、一部が失業保険への拠出となっている。	1.8%（労使折半）
オンライン化の状況		申請、認定、給付の全プロセスをオンライン化している（郵便や電話での申請も可能）。 ・オンライン申請率は新規 78.6%、継続 94.2%（2021 年）※このほか新規の 20.5%は電話、継続の 10.9%は郵便などであり、対面での申請の記録はみられない。 ・新規申請時の認定の可否は郵便で回答。 ・申請時、受給資格に疑いがあり、確認する必要が生じた場合は、電話インタビューを行う（オンラインで日時を予約）。 ・パソコン非保有者はアメリカンジョブセンター（公共職業紹介機関）や公立図書館のパソコンを利用して申請・認定手続き可能。	・申請は主にオンライン、認定は原則として来所・面談による。	・2017 年制定のオンラインアクセス法に基づき、デジタル化が可能な行政サービスのオンライン化が進められている。 ※コロナ禍で、電話やメール、郵便等を用いた非接触型の処理が行われた。 ・求職者登録や失業認定に関する一連の流れ（登録・ガイダンス・カウンセリング予約・手当申請・支給）は、2022 年 1 月 1 日以降、オンライン機能付 ID を活用してオンライン処理が選択可能に。 ・求職登録の相談や人材紹介の面接はビデオ電話で実施することも可能。失業後の初回相談は原則対面だが、失業前 4 週間以内に同様のものを実施済みであれば不要。ただし、雇用エージェンシーから要請がある場合、直接対面に応じる必要あり。	・求職者登録のための必要事項の登録、必要書類の提出、PPAE の作成手続きにおいて、オンライン化されており、電子申請、電話による対応、実際に雇用局を訪問して対面での手続きを選択可能。 ・パソコン環境の整っていない求職者は雇用局に設置されている PC でデジタル申請が可能で、職員の支援を受けられる。 求職者登録のための初回の面談における PPAE の作成は原則、対面（物理的出席）による。 ・給付の認定のため、1 カ月に 1 回、PPAE の更新(求職活動及び訓練受講の記録の更新)をする必要があるが、オンライン上でデータを更新することが可能。	・失業給付受給資格申請は雇用センターへの訪問が必須。 ・認定は、4 回目は対面、それ以外はオンライン申請が可能。ただし、過去 5 年に 3 回以上受給した反復受給者は 1 回目と 4 回目は対面、所定給付日数が 210 日以上長期受給者は 1 回目、4 回目に加えて受給満了日の直前または前々回の失業認定日にも対面で認定を受ける必要がある。 ・1 回目は集団教育を行う。2、3 回目は自主的な再就業活動を基本として原則オンライン申請とし、4 回目以降は担当者の介入を通じて積極的な求職活動を支援する。

		アメリカ (カリフォルニア州) (失業保険) (Unemployment Insurance)	イギリス (求職者手当) (Jobseeker's Allowance)	ドイツ (失業手当 I) (Arbeitslosengeld I, ALG1)	フランス (雇用復帰支援手当) (ARE : allocation chômage d'aide au retour à l'emploi)	韓国 (失業給付)
	オンライン化による影響 (メリット、デメリット)	メリット：業務の効率化・迅速化、申請者の利便性向上 デメリット：個々の失業者の実情把握の困難さ、システムの継続的な保守・更新の必要性	メリット：コロナ禍に伴う行動規制や申請者の急増への対応 デメリット：面談の免除期間中の申請について、誤給・不正受給が増加した可能性（所管省庁が事後的に申請内容の確認作業を実施）。 ※コロナ禍への対応として一時的に面談を免除。詳細は後述。	メリット：利用者が求職者/失業者として登録することが容易になる（利用者の利便性に応じて電子か対面か選択できる）。 デメリット：電子申請・認定にかかるシステム開発費とその運用のために継続的なコストが発生する。	メリット：求職者（とりわけ山間部に居住する者）にとって、雇用局に直接出向かなければならないのは、移動時間、待ち時間、移動に係る費用がかかること。様々な情報を早く入手でき、アドバイザーとの情報交換が容易になること。アドバイザーにとって面談のアポイントメントの延期の数が減ること。 デメリット：一部の求職者は、情報通信機器の扱いに不慣れであること。自宅の内部が画面に写ってアドバイザーに見られるのはプライバシー上の問題だとしてオンライン面談を望まないこと。	メリット：職員の業務効率化、島嶼部住民の便宜を図れる デメリット：オンラインに慣れていない中高齢層の困難さ
	特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か	・（コロナ禍前の）過去 10 年間、オンライン化がいつそう進む中でも、失業給付額に占める「過払い」や「詐欺」の割合の推移に大きな変動はみられない	・不明（社会保障給付全体では、基準緩和により誤給等が増加したとされるが、求職者手当に関しては限定的であり、オンライン化を原因とするものかも不明）	・不正受給の増加につながったという情報は見当たらない（むしろ、オンライン ID 機能付きの ID カードが必要であることを考えると、不正受給のリスクは限定的である可能性）。	不正受給が増加したという指摘は今回の調査では見つからない。	・不正受給件数とオンライン化の関連は不明である。 ・特別にオンライン化によって不正受給が増加したという報道はみられない。
	オンライン化に当たっての障害	（制度近代化の課題） ・資金の制約とシステム運営のコスト ・スタッフの専門知識の欠如 ・従来のシステムの運営と並行して、新しいシステムを実装していくこと	・制度上、面談を通じた受給者誓約の作成や、定期的な求職活動の確認等が重要な要素として組み込まれていること	・オンラインシステムの開発と運用に多額の予算がかかる。オンライン予約システム、ポータルプロセス、認証ソリューション、内部手続きの構築のための開発費用（約 340 万ユーロ）、ビデオ電話による就職斡旋とカウンセリング面接のためのワークステーション機器と伝送路、及び IT 運用のための継続的なコスト（460 万ユーロ）等	情報通信機器の扱いが不慣れな求職者が見受けられるため、オンライン以外の書面や対面、電話での対応は選択肢として残す必要があること。 ※国立統計経済研究所（INSEE）の報告書（2022 年 5 月公表）によると、2021 年に「オンラインで行政手続きをしようとして途中で断念したことがある」と答えた人は全体の 32%、そのうち 4 分の 3 は別の方法（電話、窓口）を利用し、残りの 4 分の 1 は手続きそのものを諦めたと回答。中途挫折の理由として、「技術的問題」と「手続きの複雑さ」を、それぞれ約 3 割の人が挙げた。	・雇用センター職員はオンライン化を肯定的に評価する一方、システム改善の要望がある。 ・オンラインに慣れていない中高齢層にとっては困難である。

		アメリカ (カリフォルニア州) (失業保険) (Unemployment Insurance)	イギリス (求職者手当) (Jobseeker's Allowance)	ドイツ (失業手当 I) (Arbeitslosengeld I, ALG1)	フランス (雇用復帰支援手当) (ARE : allocation chômage d'aide au retour à l'emploi)	韓国 (失業給付)
	オンライン化に当たつての議論の状況・経緯 (コロナ禍のオンライン特例とその後の対応を含む)	・2000 年代前半からインターネットを介したシステムの導入が進み、現在ではオンライン化自体の是非を問う議論は見当たらない。 ・コロナ禍では、システムダウンなどで申請・認定手続きが滞ったことへの批判が多く報じられた。議論の方向性としては、対面や郵送方式に戻すのではなく、システムの改善など支給体制の強化を求める声が目立つ。	・コロナウイルス感染拡大への対応として、一時的に来所による面談が免除されたほか、コロナ禍初期には求職活動や就業可能であることが要件から除外された。 ・来所・面談等の免除はコロナ禍における緊急かつ例外的な措置であり、導入に際して特段の議論はなかった。 ・来所・面談等の再開に当たっては、若者など相対的に「支援を要する」層から段階的に行うとの意向が示された。 ・研究者の調査によれば、給付制度が複雑なため、適切な申請内容（他の給付の併給の可否等）の判断が困難な場合があったとされる。	・2017 年制定の「オンラインアクセス法（Onlinezugangsgesetz: OZG）」により、連邦と州は、2022 年末までに、電子化が可能なすべての行政サービスを電子的に提供し、各行政ポータルサイトをネットワーク化（ポータルネットワーク）することが義務付けられた。連邦労働社会省（BMAS）と下位当局は、260 以上の連邦サービスのデジタル化を担当。22 年末までにデジタル化して、市民がオンラインでもサービスを申し込めるようにする必要があり、失業手当 I の電子失業登録（22 年 1 月～施行）等はその一環との位置づけ。なお、行政デジタル化の進捗や満足度調査の結果に関する専用サイトがある。 ・行政サービスのデジタル化の動きは、2020 年のコロナ禍で感染拡大抑制のために加速し、例外的に電話またはオンラインによる失業申請、認定が期間限定で行われた。	・2020 年の雇用局におけるビデオ会議の利用は 25 万 7,346 件で、2019 年と比べて 3 倍に増えている（雇用局年次報告、ちなみに、この年の雇用局利用者の満足度は 78.4%）。2021 年のビデオ会議利用件数は 35 万 1,065 件（全面談数に占める割合は不明）。 ・2020 年 3 月からの最初のロックダウン時に感染拡大防止の観点から雇用局のサービスのすべてが原則オンラインによる手続きとなったが、5 月のロックダウン解除後、サービスの質を確保する必要性のある一部のサービスは、オンラインではなく物理的な手続きに戻された。	1995 年の雇用保険制度導入と同時に雇用センター職員のみが使用可能な雇用保険システムが存在しており、2004 年からウェブを通じて一般の国民も一部の申請が可能となった。失業認定のオンライン申請は 2011 年から可能となった。 ・コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 2 月 5 日～2022 年 6 月 30 日までは 1 回目、4 回目を含むすべての回の失業認定がオンライン申請可能であった。
	オンライン化に係る今後の方向性	雇用情勢悪化時でもオンラインで十分対応できる仕組みとすることを念頭に置きつつ、オンラインによる給付の迅速化や合理化、支給体制の強化を進めていくものとみられる。	・面談の廃止等の議論はみられない。	・オンラインアクセス法（OZG）により、行政サービスのデジタル化を推進する方向にあるが、その進捗に遅れが出ている模様。スタッフ不足や、統一／標準化の欠如、オンライン申請でもバックオフィスでは印刷して紙保存する等の混乱あり（ターゲスシャウ 2022.8）。	オンライン化を推進する方向性にある。マクロン政権は 2017 年の発足直後から公共サービスの改善とデジタル化に取り組んでいる。その 5 年間の成果に関する報告書が、2021 年 8 月に公表。基本的な行政手続きのオンライン化は 2017 年時点で 63%だったが 2021 年時点で 85%近くへと上昇。政府は公共サービスの改善とデジタル化に引き続き全力を尽くしていくとしている。	・失業給付受給資格をオンラインで認定できるようにするよう改善する方向にある（反復受給者や非常用労働者に対しては現行の雇用センターへの訪問方式とする）。 ・不正受給を扱った批判的な報道はみられるが、失業認定のオンライン化を特別に扱って評価した報道はみられない。

注：「雇用保険制度の概要」の給付水準等の内容は、文中に特段の記載がなければ 2023 年 3 月 24 日時点の情報である。

出所：各国報告より。

第1章 アメリカ

はじめに

米国の失業保険制度は、連邦失業税法（Federal Unemployment Tax Act、FUTA）や社会保障法（Social Security Act）で定める要件をもとに、各州が州法等で独自のプログラムを制定し、管理、運営を行っている。

財源は連邦失業税と州失業税であり、3 州（アラスカ、ニュージャージー、ペンシルベニア）を除き雇用主のみが負担する。多くの州が連邦失業税の課税対象を州失業保険制度の対象雇用主とし、そこで雇われる者を同制度の被保険者としている。失業保険の給付は原則として、州失業税によって賄われる。各州政府はそれぞれ失業信託基金（Unemployment Trust Fund）を持ち、制度を運営する。

失業保険の受給資格は州により異なる。一般的には自分の過失によらず雇用主の都合で解雇され、求職中であり、就労可能な失業者とする。懲戒解雇者や自発的離職者（セクハラ被害、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居など、離職に正当な理由がある場合を除く）は対象とならない。また、離職前の所定期間内に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があることも資格要件となる。

給付水準や給付期間も州により異なる。給付水準は申請前の算定基準期間（base period）における賃金をもとに定める。給付の最短期間は 1 週間、最長期間は 26 週間である。失業率が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では 13 週間、又は 20 週間延長する。

失業保険給付を受けるためには、働いていた州の失業保険プログラムの担当窓口にオンラインや電話等で申請を行う必要がある。ほとんどの州がオンラインでの申請を推奨している。申請に当たっては、前職や過去の就業先に関する情報（就業期間や給与額等）などを報告しなければならない。最初の申請から給付を受けるまでには、3 週間程度を要する。また、多くの州が 1 週間の待期期間（Waiting period）を設けている。プリペイド型のデビットカードによる支給が普及している。最初の申請が認定された後は毎週、あるいは隔週、オンラインや電話等で就職活動の進捗や所得状況を報告し、「継続申請」の認定を受ける。

本稿では、オンライン化が浸透している米国の失業保険制度を具体的に把握するため、特定の州を取り上げ、その内容を紹介する。対象とする州は全米で最も人口が多く、オンラインによる失業認定手続きに関する情報をウェブサイト等で幅広く提供しているカリフォルニア州とした。以下、第 1 節で同州の失業保険制度の概要を説明したうえで、第 2 節で同制度のオンラインによる手続きを具体的に紹介し、その効果や課題等に言及する。

第1節 カリフォルニア州の失業保険制度の概要

1. 主な適用要件

カリフォルニア州の失業保険制度はカリフォルニア失業保険法（the Unemployment Insurance Code, UIC）に基づく。州失業保険税を支払う雇用主に雇われた者が、給付の対象者になる。同税は1四半期あたり1名以上に100ドル以上の賃金を支払う、州内すべての雇用主に適用する。

なお、雇用主が日本のように労働者の「資格取得届」を提出する必要はない。

2. 主な受給要件

受給対象者の基本的な要件は、(1)自分の過失によらず完全又は部分的に失業したこと、(2)身体的に就業可能であること、(3)仕事を受入れる意思と準備ができていること、(4)求職活動で適職に就くため合理的な努力を行っていること¹、である。

また、申請前の算定基準期間内に一定の収入を得ている必要がある。具体的には、(1)給付申請月を含む四半期より前の直近5四半期における最初の4四半期中（図表1-1参照。以下に述べる要件を満たさない場合は同直近4四半期中）の少なくとも1つの四半期中に1,300ドル以上の収入を得ていること、または(2)当該4四半期中の少なくとも1四半期に900ドル以上の収入があり、当該4四半期の収入の合計が最高収入を得た四半期の1.25倍以上である、ことが必要とされる。

図表 1-1 算定基準期間(直近5四半期における最初の4四半期の例)

10月	1月	4月	7月		1月	←請求開始日を含む月のある四半期			
11月	2月	5月	8月		2月				
12月	3月	6月	9月		3月				
	1月	4月	7月	10月		4月	←請求開始日を含む月のある四半期		
	2月	5月	8月	11月		5月			
	3月	6月	9月	12月		6月			
		4月	7月	10月	1月		7月	←請求開始日を含む月のある四半期	
		5月	8月	11月	2月		8月		
		6月	9月	12月	3月		9月		
			7月	10月	1月	4月		10月	←請求開始日を含む月のある四半期
			8月	11月	2月	5月		11月	
			9月	12月	3月	6月		12月	

出所：カリフォルニア州雇用開発局ウェブサイトより作成

¹ 「求職活動」の要件は、①州が認定する職業訓練プログラムに参加している、②合理的な期間内に明確な就職の約束がある、③悪天候などで解雇された職場に30日以内に復帰する予定である、などの場合、免除される。求職活動の具体的な内容は第2節1.(2)ウにおける③の例示（19頁）を参照のこと。
なお、コロナ禍の2020年3月から2021年7月10日までの間は、原則としてすべての請求で求職活動の要件を免除している。

3. 給付日数

最大 26 週間としている。

州の被保険者失業率（Insured Unemployment Rate）が 6%を超えた場合などには、財源を連邦政府と州政府の折半とする最大 13 週間の連邦延長給付（Federal-State Extended Duration）を支給する仕組みがある。

4. 給付水準

離職前の収入（上述した算定基準期間内で最も高い四半期の収入）に応じて週 40～450 ドルを給付する。

最大総給付水準は、週給付水準の 26 倍、又は算定基準期間における賃金の半額のいずれか低い方としている。

5. 給付制限

26 週間分の受給を終えた者は、給付開始後 52 週間を経過するまで、次の請求を行えない。

6. 収入との調整

パートタイム就労等で週 25 ドル以上の収入がある場合は給付を減額する。収入が 25 ドル以上 100 ドル以下では 25 ドル以上の収入額、100 ドルを超すときはその 25%を除く収入額をそれぞれ給付水準から差し引く。

7. 保険料率

カリフォルニア州では 1 四半期に 1 人以上の労働者に 100 ドル以上の賃金を支払う雇用主を、州失業保険税の対象とする。その税率は、州の財政状況や、各雇用主の「失業給付を受ける失業者を出した経験」等に応じ、雇用主ごとに異なる。2022 年度は課税対象額（各労働者につき最大年間 7,000 ドル）の 1.5～6.2%（新規雇用主は 2～3 年間、3.4%）としている。

なお、雇用主にはこれとは別に、連邦失業税法（Federal Unemployment Tax Act, FUTA）に基づく連邦失業税が課税される。連邦失業税は、上述した高失業状態時などに行われる連邦延長給付の連邦負担分や、財政難の州への融資、ワグナー・ペイザー法（Wagner-Peyser Act）に基づく公共職業紹介サービス等の財源となる。課税対象は、暦年のいずれかの四半期における賃金支払総額が 1,500 ドル以上、又は 1 人以上の労働者を暦年で 20 週以上雇用する雇用主で、税率は労働者 1 人あたりの年給（最大 7,000 ドル）の 6.0%だが、州失業税とともに期日までに支払えば 5.4%の控除（credit）を受けることができ、0.6%の税率に減額される。

8. 失業申請・認定方法

失業者はカリフォルニア州雇用開発局（Employment Development Department, EDD）のウェブサイト「UI Online」などを通して給付申請を行う（同ウェブサイトを通したオンラインによる申請・認定のプロセスは、次節で具体的に紹介する）。

EDD は申請者の前職の雇用主にオンラインや手紙の郵送で質問するなどして、申請内容の正確さを確認する。申請内容が上述の受給要件を満たすと判断できたら、1 週間の待期期間の後、給付を開始する。プリペイド型デビットカードを送付する方式が一般的となっている。バンク・オブ・アメリカが州と契約し、デビットカードを発行している。

給付期間中は 2 週間に 1 回、受給要件を満たしているかどうか、オンライン等で EDD に報告（申請）する義務がある。EDD は申請内容に疑問点があると判断した場合、申請者に電話インタビューを行うなどして確認する。

9. 職業訓練

通学や訓練を始めたために、平日フルタイムの仕事に就けない場合は、失業給付の資格要件を満たさなくなる。ただし、州が認定する職業訓練プログラムに参加する者は、「求職活動の実施」などの資格要件が免除され、失業給付を受取りながら、職業訓練に参加できる。

州が認定する職業訓練に「カリフォルニア訓練給付（California Training Benefits, CTB）」というプログラムがある。CTB プログラムには、①労働力革新・機会法（WIOA）に基づくプログラム、②職業訓練パネル（The Employment Training Panel, ETP）に基づくプログラム、③連邦政府による貿易調整支援（Trade Adjustment Assistance、TAA、2022 年 7 月に新規受付を終了）プログラム、④カリフォルニア州就労機会及び児童に対する責任（California Work Opportunity and Responsibility to Kids, CalWORKs）プログラム、のいずれかに認定されたものがある。これ以外にも、州が承認した訓練プロバイダーの実施する訓練などを認定する場合がある。労働組合や業界団体による訓練、連邦や州政府が実施する見習いプログラムなども対象になる可能性がある。訓練に参加するためのプロセスは、訓練プログラムの種類ごとに異なる。EDD ではウェブサイト等を通して、認定対象になるプログラムと参加のための手続きを案内している。

10. 虚偽申請と詐欺の防止、取り締まり

申請者が虚偽又は不完全な情報を提供すると、給付要件を満たさず失格となる。虚偽申請により給付を受けた者に対して EDD は、過払い額の返還及びその 30% に相当する罰金の支払いや、最大で 23 週間の将来の給付資格停止などを命じる。州失業保険法または州刑法に基づき、行政当局が起訴して有罪になった場合には、懲役（6 カ月～5 年）や罰金（1,000 ドル～5 万ドル）などの刑罰を科す。

EDD の捜査部門（Investigations Department）は地方、州、連邦の法執行機関と協力し、

詐欺の防止や、詐欺などで失われた資金の回収に努めている²。

EDD は専用のウェブサイトやホットライン（電話窓口）を設け、不正行為の報告・告発を促している³。

第2節 カリフォルニア州失業保険制度のオンライン化

1. 失業認定手続きのオンライン化の状況

(1) オンライン化の経緯

1980 年代後半時点におけるカリフォルニア州での失業給付申請の手段は、新規申請は対面、継続申請は郵送で行うのが一般的だった（図表 1-2 及び 1-3 参照）⁴。1990 年代半ばから、業務の効率化・迅速化、申請者の利便性向上のため、新規申請をフリーダイヤルの電話で対応するシステムに移行。2000 年代前半からはインターネットを介したシステムの導入が進んだ⁵。2010 年代からは継続申請もフリーダイヤルの電話やインターネットの利用が普及していった。そして 2015 年 6 月に、パソコンのほかタブレット端末、スマートフォンから新規・継続などの申請手続きが可能な現行システム「UI Online」を稼働させている⁶。以下、UI Online による失業保険の申請から認定、給付に至る手続きを紹介する。

² ギャビン・ニューサム知事は 2022 年 6 月 21 日、不正受給に使われたとみられる約 78 万枚のデビットカードを無効化し、総額 11 億ドルの資金を回収したと発表した。これらのほとんどは、新型コロナウイルス感染拡大時の雇用対策として、連邦資金を投じて設けた特例措置（フリーランスらへの対象拡大）である「パンデミック失業支援（Pandemic Unemployment Assistance、PUA）」の不正受給によるものだとしている。カリフォルニア州知事室ウェブサイト参照

(<https://www.gov.ca.gov/2022/06/21/edd-recovers-1-1-billion-in-unemployment-insurance-funds-with-more-investigations-and-recoveries-to-come/>)

³ カリフォルニア州雇用開発局ウェブサイト参照 (https://edd.ca.gov/en/about_edd/fraud/)

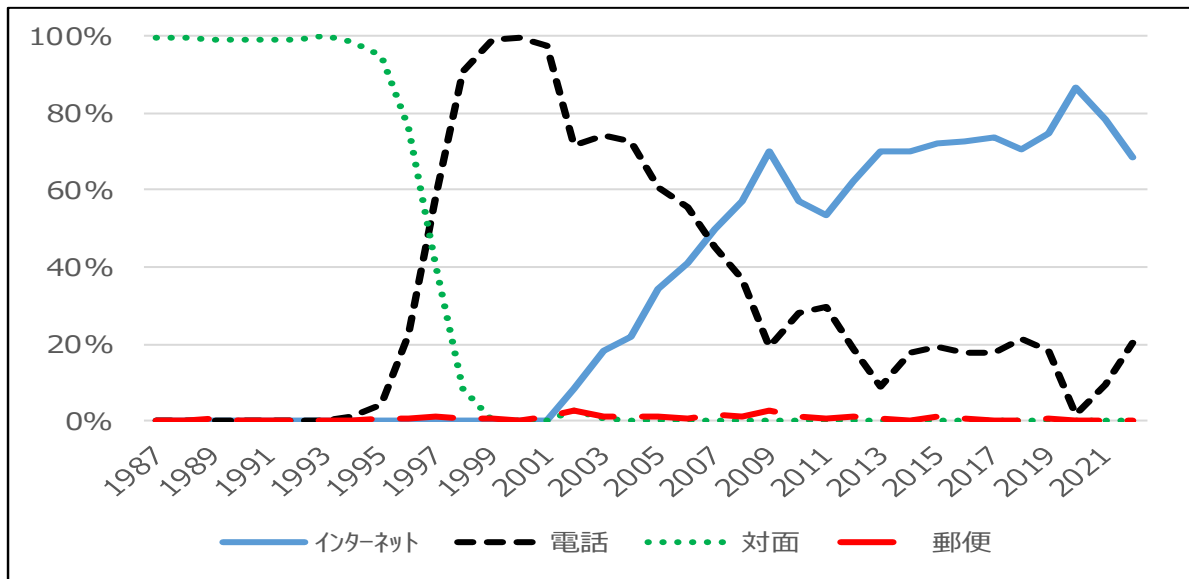
⁴ 連邦労働省雇用訓練局ウェブサイト参照 (<https://oui.doleta.gov/unemploy/filingmethods.asp>)

⁵ カリフォルニア州監査官ウェブサイト参照

(<https://www.auditor.ca.gov/reports/summary/99031>)

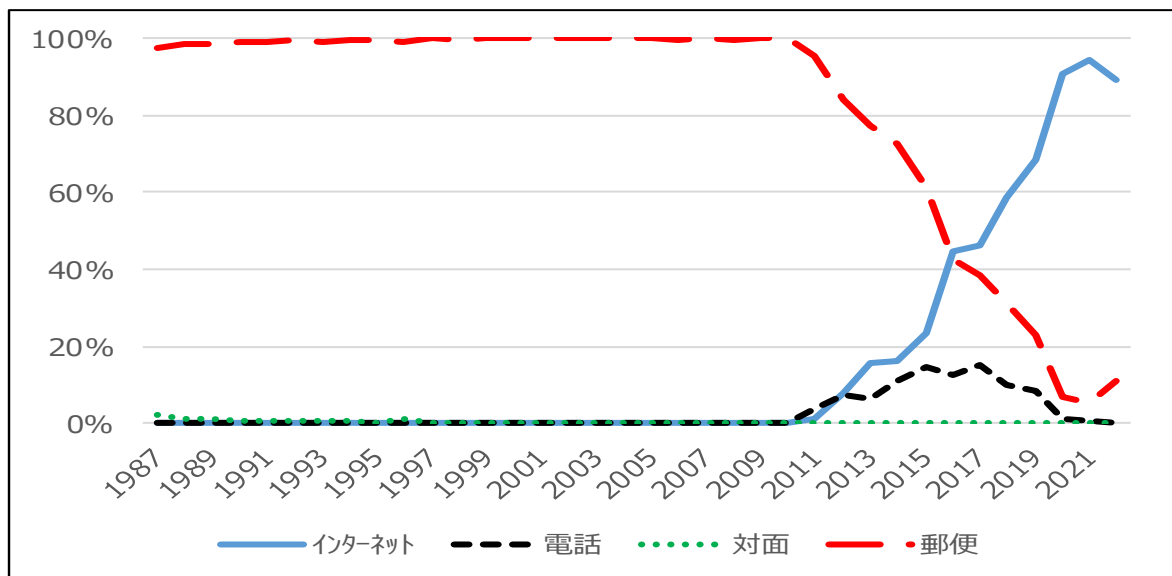
⁶ なお、全米レベルでの申請方法の推移を見ると、「新規申請」はカリフォルニア州と同様に、1990 年代後半にそれまでの「対面」から「電話」への移行が進み、2000 年代に入ってから「インターネット」が伸長。2010 年ごろを境に「インターネット」が多数となった。一方、「継続申請」は 1990 年代後半に「郵便」から「電話」へ、2010 年代に「インターネット」へと代わっていった。カリフォルニア州では本文で述べるように、2010 年ごろまで「郵便」が中心で、その後、「電話」と「インターネット」の利用が伸び、2015 年以降は「インターネット」がトップに立つという推移をたどっている。

図表 1-2 失業給付の申請方法の推移(カリフォルニア州、新規申請)



出所：連邦労働省雇用訓練局ウェブサイトより作成

図表 1-3 失業給付の申請方法の推移(カリフォルニア州、継続申請)



出所：連邦労働省雇用訓練局ウェブサイトより作成

(2) 現行システム (UI Online) の内容

ア 利用登録

UI Online を利用する失業者はまず、EDD ウェブサイトで福利厚生プログラム (Benefit Programs Online) のアカウントを作成する。作成に当たっては、共有されていない個人用のメールアドレスが必要である。パスワード等を設定したうえ BPO のアカウントを作成す

ると、失業保険だけでなく、傷害保険（Disability Insurance）や有給家族休暇（Paid Family Leave benefits）などの手続きもオンラインで行うことができる。アカウント作成者には、EDD カスタマーアカウント番号が送付される。

次に失業者は UI Online に利用登録する。登録画面から申請者の氏名、生年月日、社会保障番号、EDD カスタマーアカウント番号を入力すれば登録できる。

登録した失業者は EDD ウェブサイトから UI Online にログインし、失業給付申請などの手続きを行う。申請できる時間帯は日曜日が午前 5 時～午後 8 時 30 分、月曜日が午前 4 時～午後 10 時、火曜日から金曜日が午前 2 時～午後 10 時、土曜日が午前 2 時～午後 8 時となっている（いずれも米太平洋時間）。

イ 新規申請

新規申請に当たっては、UI Online にログインし、①請求前最後（直近）の雇用主の情報、②職歴情報、③身分証明書の情報、を提供する。

①は会社名、管理職の氏名、住所（所在地と郵便送付先）、電話番号、最後に働いた日付と現在働いていない理由、働いた最終週（日曜日から最終勤務日まで）の収入、を記載する。

②は過去 18 カ月間に働いたすべての雇用主に関する情報を必要とする。それぞれの会社名、住所(所在地と郵便送付先)、雇用期間（勤務開始日と終了日）、総賃金、週あたり労働時間、時給、離職理由、を入力する。

③は現在、ID.me（アイディー・エムイー）社が運営する全米的な認証システム（以下、「ID.me」という。）への登録を案内している。認証の基本的なプロセスは、（i）個人用メールアドレスを用いて ID.me のアカウントを作成する、（ii）ログイン情報を携帯電話などに送信する機能を設定する（任意）、（iii）顔写真をアップロード又は携帯電話で撮影・登録する、（iv）運転免許証やパスポートなど顔写真付きの身分証明証（表裏両面）をアップロードする、（v）社会保障番号を入力する、である。

ID.me の担当者とビデオ通話のうえ、追加情報として、①2 つの主要身分証明書（運転免許証やパスポート、永住者カード(US Permanent Resident Card)、米市民権・移民局(USCIS)発行の雇用許可証など）、又は②1 つの主要身分証明書と 2 つの二次的証明書（健康保険証、社会保障カード、出生証明書、在学証明書、有権者登録カードなど）、を提供する場合もある。

ID.me で本人確認できない場合は、電話やファックス、郵送で申請する。

最後に、入力した内容を確認して送信すると UI Online の個人用トップページ（確認ページ）が表示され、申請した情報が記録される。

EDD は申請内容を雇用主にオンラインや郵送した手紙で確認するなどして、誤認や虚偽等がないかどうかをチェックする。各雇用主にとって、失業給付者の発生は州の給与税（失業税）の課税率を高める要因になり、正確な離職情報の報告が求められる。

登録が完了すると、通常は申請から 2 週間以内に、受給資格の有無等を記載した「決定通

知 (Notice of Determination)」が郵便で届く。これに誤りがあつたり、同意できない場合は、UI online を通して書類の再提出や、認定のための再調査などを求めることができる。EDD は申請者に電話インタビュー等を行い、申請者本人に再調査の結果を通知する。

ウ 継続申請

新規申請が認められ、1 週間の待期期間が経過すると、失業給付を受けられる。その後、受給者には UI Online を介して、請求を促すリマインドメールが自動的に届く。申請者は UI Online にログインし、確認ページの画面を表示させる。画面には「お知らせ (Notifications)」 「約束 (Appointment)」 「申請概要 (Claim Summary)」 の項目がある。給付を受ける週がある場合、「給付申請 (Certify for Benefits)」 のボタンが表示される。このボタンを選択し、2 週間に 1 回、継続申請に必要な 6 つの質問に答える⁷。

質問は①病気や怪我で働けない状態だったか (Were you too sick or injured to work?)、②病気や怪我以外の理由で平日フルタイムの仕事に就けない状態だったか (Was there any reason (other than sickness or injury) that you could not have accepted full-time work each workday?)、③仕事を探しているか (Did you look for work?)、④Did you refuse any work? (仕事を拒否したか)、⑤何らかの学習か訓練への参加を始めたか (Did you begin attending any kind of school or training?)、⑥ (実際に支払われたかどうかにかかわらず) 仕事や収入があったか (Did you work or earn any money, Whether you were paid or not?)、の 6 項目である (図表 1-4)。それぞれ 1 週目、2 週目に分けて回答する。

⁷ カリフォルニア州雇用開発局ウェブサイト参照

(https://edd.ca.gov/en/unemployment/understanding_the_continued_claim_certification_questions/)

図表 1-4 継続申請の質問画面(カリフォルニア州 UI On-line)

Home Certify for Benefits Payment Activity Claim History Form 1099G Personal Profile Inbox Contact Us

Certification Questions

1 Week 1 Certification Questions 2 Week 2 Certification Questions 3 Review and Submit 4 Confirmation

To certify for benefits, answer the questions below.

*Indicates required field

Week 1: 08/31/2014 - 09/06/2014

You have 2 Weeks Available. Answer the questions on this page for Week 08/31/2014 - 09/06/2014

- *Were you too sick or injured to work? ☐ Yes ☐ No
1a. If Yes, enter the number of days (1 - 7) you were unable to work. (1 - 7)
- *Was there any reason (other than sickness or injury) that you could not have accepted full-time work each workday? ☐ Yes ☐ No
- *Did you look for work? ☐ Yes ☐ No
- *Did you refuse any work? ☐ Yes ☐ No
- *Did you begin attending any kind of school or training? ☐ Yes ☐ No
Select Yes only if you began attending school between 08/31/2014 - 09/06/2014.
- *Did you work or earn any money, whether you were paid or not? ☐ Yes ☐ No

Save as Draft Cancel Next

出所：California EDD “UI Online: Certify for Continued Benefits using UI Online”

(https://www.youtube.com/watch?v=oS_aPFXHPjc)

②や④の問いに「はい」と答えた申請者には、電話インタビューを行って確認する場合がある。①に「はい」と答えた場合、病気や怪我で働けない状態になった日数を入力する。その間の給付は差し引かれる。

③の求職活動には「オンライン、新聞、その他の出版物で仕事を探す」「仕事への応募・面接、公務員試験の受験」「友人や以前の雇用主、コミュニティのメンバーとオンラインで、又は直接、就職について話す」「履歴書を雇用主に送付する、又は求人掲示板に追加する」「仕事又は提出した履歴書について雇用主と連絡する」「プロフェッショナルネットワーキングサイトでユーザー・プロフィールを作成する」「人材派遣会社や職業紹介会社に登録する」「ジョブフェアなどの求職者イベントに参加する」「履歴書の更新や就職活動のトピックに関するビデオの視聴など、就職活動の準備を行う」「就職に役立ち、仕事の受け入れを妨げない訓練コース（コンピュータ・リテラシーや第二言語としての英語の訓練を含む）に参加する」などが該当する。

また、申請者は原則として、州の求人情報ウェブサイト「CalJOBS」に登録しなければならない。CalJOBSに履歴書を送り、利用者登録を行う必要がある。

⑤では、通学や訓練を始め、平日フルタイムの就業ができなくなった場合、資格要件を満たさなくなるため、EDDに報告する。通学中や訓練中でも、フルタイムの仕事を受入れることが可能な場合は失業給付を受けられる。

⑥で「はい」と答えた場合、期間中（該当する週）のすべての収入（税引き前）を入力する。通常、労働時間に時給を乗じて算出する。先述のように、パートタイム就労等で週 25 ドル以上の収入がある場合、給付は減額される。

なお、雇用主は従業員を採用する際、州当局に報告する義務がある。これにより、失業者が就職したにもかかわらず、失業給付を受け続ける行為を防ぐ仕組みになっている。雇用主は州の「ビジネス e サービス (e-Services for Business)」及び「州情報データ交換システム (SIDE、State Information Data Exchange System)」に登録すれば、EDD との間でオンラインにより、離職した失業保険新規申請者の資格確認の連絡を受け、これに回答することができる。

エ 給付

給付はデビットカードで受取る。新規請求が認められると、州と契約するバンク・オブ・アメリカからカードが郵送されてくる。同封の書類の指示にしたがい、カードを利用できる状態にする。入金時には、UI Online の確認ページにアラートが表示される。

カードを用いて銀行等の ATM や店舗で現金を引き出すことができる。ATM の手数料は、バンク・オブ・アメリカの国内ネットワークでは無料、他行では 1 回の給付につき 2 回まで無料としている。また、カードは VISA 対応店舗（オンラインや電話対応の店舗を含む）で決済に使用できる。手数料なしで、指定した金融機関の口座に送金することもできる。

カードの有効期限は 3 年間である。期限切れカードの交換については、過去 90 日以内に利用実績がある、又は 20 ドル以上の残高がある場合、バンク・オブ・アメリカが自動的に新しいカードを郵送する。この実績や残高の要件を満たさない場合、利用者はバンク・オブ・アメリカに新しいカードの発行を請求する必要がある。

(3) パソコン非保有者向けの対応

パソコンやメールアドレスを持たない者は、公共職業紹介サービスの拠点である州内各地のアメリカン・ジョブセンターや公共図書館のパソコンを無料で利用できる。

新規や継続の申請は、電話や書類の郵送などでも受付けている。

連邦労働省雇用訓練局によると、2022 年度のオンラインによる申請率は新規 68.7%、継続 89.1%と多くを占めるが、電話や郵送などでも対応している（前掲図表 1-2 及び図表 1-3 参照）。

電話で新規申請する場合、①4桁の PIN コードを作成・入力する、②資格要件を満たしているかどうかの自動応答の質問にキーパッドやタッチスクリーンを押して回答する、③回答を確認し、確認番号を保存する、といった手順を踏む。郵送の場合は所定の書類に記載して申請する。電話や郵便で新規に申請し、資格要件を満たすと認められた場合、申請者にはその旨を通知する書類が届く。この中に継続申請に必要な書類も含まれている。

継続申請で収入があったことなどを報告する際は電話だけで対応できず、別途、書類の提出が必要になる。

2. オンライン化による影響（メリット、デメリット）

先述のとおり、カリフォルニア州では 1990 年代半ばから、失業保険の給付窓口で申請・認定を行う仕組みを改め、フリーダイヤルの電話対応を経て、インターネットを介したオンラインを中心とする制度を導入していった。州監査官（State Auditor）の 2001 年 7 月の報告によると、対面方式から電話対応方式への移行の理由として、業務の効率化・迅速化、申請者の利便性向上を指摘している⁸。その後のオンライン化の進展も、こうした問題意識に起因した取り組みと考えられる。

また、1993 年に発生した失業保険認定をめぐる事務所での銃乱射事件が、窓口業務を停止する契機になったとする見方がある⁹。職員の安全性確保や窓口でのトラブル防止が、対面中心の対応を取り止めていった背景のひとつにあるともみられる。

オンライン化のデメリットについては、2006 年 9 月に同州失業保険業務の実務担当者にインタビュー調査した柳澤（2008）によると、「実際に対面する機会を喪失したことにより、個々の失業者の実情を把握することが困難となった」ことが指摘されていた。

また、コロナ禍がオンライン化の弊害を浮き彫りにした面もある。例えば、オンラインシステムの陳腐化もあり、制度変更（対象拡大などの特例措置の実施¹⁰）や申請者の殺到に十分対応できず、給付事務が滞った。後述のように、個人情報 の不正取得などによる詐欺行為が増加した。こうした事態を防ぐため、システム導入後の保守や更新のための予算措置を継続してとる必要があることや、オンライン化の進展に対応した不正対策を徹底することも、オンライン化のコストとして認識しておく必要がある。

3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か

米国では 2019 年支払整合性情報法（Payment Integrity Information Act of 2019）に基づき、各州政府の失業保険プログラムにおける年間の「不適切な支払い率」を 10%未満とし、

⁸ カリフォルニア州監査官ウェブサイト参照

(<https://www.auditor.ca.gov/reports/summary/99031>)

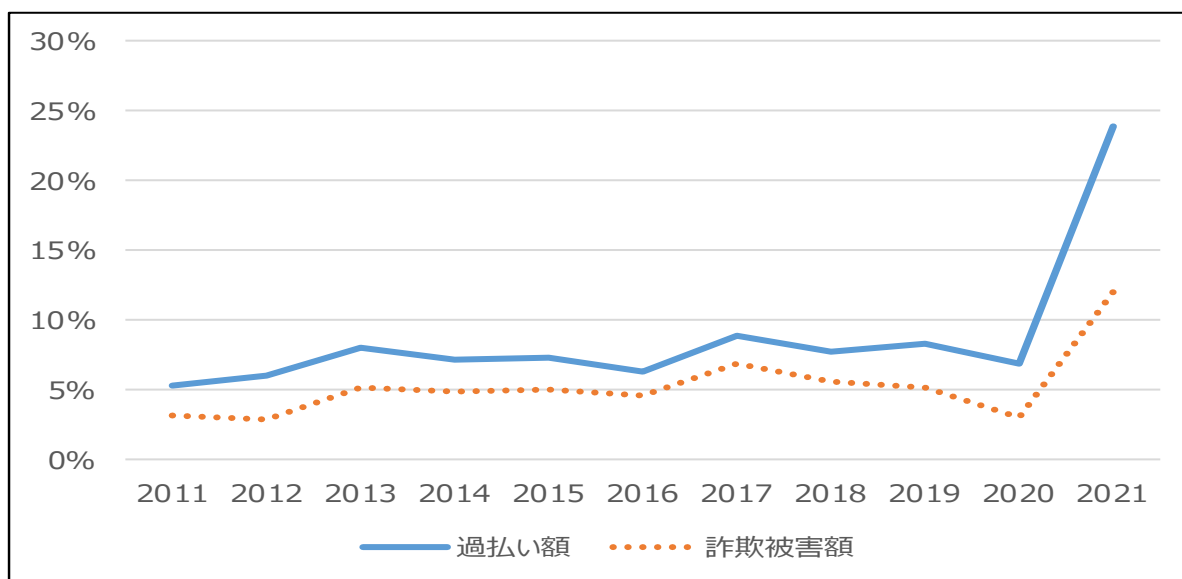
⁹ Michael Finney and Renee Koury, “EDD offices have been closed to the public for over 25 years; here's why,” ABC7 News, August 20, 2021, (<https://abc7news.com/edd-benefits-unemployment-payment-unfreeze-pay-now/10962670/>)

¹⁰ コロナ禍では連邦法に基づき、通常の失業保険給付に加え、その拡充・加算措置として、①パンデミック失業支援（Pandemic Unemployment Assistance、PUA）、②パンデミック緊急失業補償（Pandemic Emergency Unemployment Compensation、PEUC）、③連邦パンデミック失業補償（Federal Pandemic Unemployment Compensation、FPUC）などを支給した。①は自営業者、フリーランサー、独立請負業者、パートタイム労働者等を対象に、失業保険給付の資格を一時的に拡大する、②は失業保険給付の受給期間満了者が就労能力を有し、勤務可能であり、積極的に仕事を求めている場合、給付期間を延長する（当初 13 週間、その後の法改正で 53 週間）、③は失業保険給付水準に毎週一律 600 ドル（その後の法改正で 300 ドル等に減額）を加算する、という内容である。

その達成状況を連邦政府に報告するよう求めている。

連邦労働省によると、カリフォルニア州の失業給付額における「過払い額」¹¹及び「詐欺被害額」の割合は、2021年にコロナ禍の失業保険特例措置の実施と申請者の急増に十分対応できず、誤った支給が急増した。ただし、それまでの過去10年間は5～8%台で推移していた（図表1-5）¹²。

図表 1-5 失業給付額に占める過払い額と詐欺被害額の割合（カリフォルニア州）



注 新型コロナウイルス感染拡大の影響で2020年4～6月は調査を停止している。

出所：連邦労働省雇用訓練局ウェブサイトより作成

本節1. (1)で見たように、2010年代は新規申請ではインターネットを介したオンラインによる申請が60%から80%へと伸び、継続申請では郵送からオンラインへの移行が急速に進んだ時期にあたる。こうした申請方法の変化にもかかわらず、過払いや詐欺での支給割合に大きな増減はみられなかった。

なお、2019年のカリフォルニア州における「過払い」の種類別割合は、「再就職者、あるいは誤った収入を基にした支払い」が58%、「自発的など不適格な離職者への支払い」が32%、「算定基準期間の賃金関連」が3%などだった。責任の所在別に見ると、「申請者のみ」が58%、「申請者と雇用主」が21%、「支払い当局（Agency、カリフォルニア州の場合はEDD）のみ」が9%となっている。

現在、カリフォルニア州では、失業給付等をめぐる詐欺行為として、以下の事例を挙げて

¹¹ 「過払い」には意図的な虚偽の申請といった詐欺だけでなく、誤った申請に対する支払いや当局の責任による誤った支払いを含む。

¹² 連邦労働省ウェブサイト参照（<https://www.dol.gov/agencies/eta/unemployment-insurance-payment-accuracy/2022/CA>）

いる。

[申請者]

- ①他者の個人情報(氏名、社会保障番号など)使用(なりすまし)による不正請求
- ②郵便物盗難による給付金の現金化
- ③他人の不正請求の援助
- ④申請内容の虚偽(就労や病気・怪我の未報告、就労時間や収入の不正確な報告、未実施の求職活動の報告など)

[雇用主]

- ①給与税(失業税)課税当局への虚偽の給与報告書の提出
- ②脱税目的の不正給与支給
- ③課税率の操作
- ④課税義務回避目的の独立自営業者への誤分類

EDD は詐欺被害防止のため、オンラインによる手続きなどの過程で、以下の点に注意するよう求めている。

- ①ソーシャルメディアや電話アプリでの通信に応答しない(EDD はこうした方法で請求者に連絡しない)。
- ②ユーザー名やパスワードを他人と共有しない。
- ③「あなたの住所を誤って使用した」「誤配達郵便物について聞きたい」という見知らぬ来客に、情報を提供しない。詐欺報告フォームに記入し、すぐ EDD に報告する。
- ④テキストメッセージに応答しない。リンクをクリックしてデビットカードを有効にするよう求めるテキストメッセージは詐欺である。バンク・オブ・アメリカと EDD は、デビットカードを再アクティブ化するようにテキストメッセージを送ることはない。EDD テキストメッセージは、「edd.ca.gov」を含むウェブサイトのみリンクしている。
- ⑤SMS テキストアラートを有効にした場合、メッセージは〇〇〇-〇〇または〇〇〇-〇〇から送信される。
- ⑥ウェブサイトのリンクを選択すると、「.ca.gov」を含むアドレスに移動することを確認する。
- ⑦(当局が)失業保険申請に関して電話をかける場合、午前 8 時から午後 5 時まで、発信者 ID に「St of CA EDD」または UI カスタマーサービスセンター〇-〇〇〇-〇〇〇または〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇と表示される場合がある。
- ⑧EDD の担当者はあなたの家を訪問しない。

とくに、給付請求をしないにもかかわらず EDD から申請関係の書類が届いた場合、誰かが氏名、住所、社会保障番号を偽って請求した可能性があるとして、情報の提供・報告を呼びかけている。

4. オンライン化に当たっての障害

米会計検査院（U.S. Government Accountability Office、GAO）は 2013 年 9 月、カリフォルニア州を含む 9 つの州に、オンライン化や既存システムの更新など「失業保険制度の近代化」に関する調査を実施した結果を報告書にまとめている¹³。それによると、以下の 3 点が「近代化」に向けた課題として指摘されていた。

①資金の制約と UI システムのコストの増加

（当時の）景気後退により州の予算規模が縮小し、UI システム近代化の費用が制限された。需要の競合、予算の変動で、数年にわたるシステム開発の計画が困難になった。

②スタッフの専門知識の欠如

一部の州では、UI プログラムのルールと要件に関する専門知識、ベンダーが開発した IT システムを維持する能力、及び近代化されたシステムを維持するために必要な現在のプログラミング言語の知識を備えたスタッフが不十分であると報告された。

③従来のシステムの運営と並行して、新しいシステムを実装していくこと

この 2 つの取り組みの間で、限られた資源のバランスをとる必要性が生じた。

その後、各州でオンライン化はいっそう進展したが、システム更新等の際には、こうした「予算」「知識」「体制」という課題が依然として存在していると思われる。

なお、オンライン化の浸透によっても、経済的理由などからパソコンを保有していない者らが支給を受けられるようにする必要がある。カリフォルニア州でも、先述のように公共職業紹介サービスの拠点である州内各地のアメリカン・ジョブセンターや公共図書館のパソコンを無料で利用できるようにしている。電話や書類の郵送などでも受付けている。

5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯

先述のとおり、カリフォルニア州では業務の効率化・迅速化、申請者の利便性向上のため、2000 年代前半からインターネットを介したシステムの導入が進んだ。2022 年度のオンラインによる申請率は、新規で約 7 割、継続で約 9 割にのぼる。オンライン化が定着し、現在ではその是非を問う議論は目立たない。

ただし、コロナ禍では申請件数の急増でオンラインシステムがダウンしたり、電話回線もつながりにくくなって支給事務が滞り、州民の批判を招いた。現行のオンラインシステム自体が利用しにくいという不満も浮かび上がった。このため、古くなったシステムの更新や、以下に述べるコロナ禍でオンラインでの手続きを妨げた要因の排除などが求められている。

¹³ 米会計検査院ウェブサイト参照（<https://www.gao.gov/products/gao-13-859t>）

6. オンライン化に係る今後の方向性

州議会の超党派財政・政策アドバイザー(The California Legislature's Nonpartisan Fiscal and Policy Advisor)らでつくる立法分析局 (Legislative Analyst's Office、LAO) は 2022 年 8 月 8 日、現行失業保険制度の改善を求める提言を発表した¹⁴。それによると、コロナ禍ではオンライン以外の申請が急増し、膨大な手作業が生じた。これを EDD は処理しきれず、支給の大幅な遅延が生じた。今後の雇用情勢悪化に際に同様の事態を招かないよう、申請から給付までの流れを円滑にする必要があるとして、「申請内容の簡略化」や「レイオフ時の情報提供」などを提言している。

「申請内容の簡略化」について、例えば現状では、過去 18 カ月間の各雇用主について、それぞれの名前や住所、電話番号などを報告しなければならない。しかし、これらの情報は EDD がすでに記録している場合がある。こうした重複した作業を申請者に強わず、申請時に入力する項目を簡略化する。

また、同州では企業に対し、採用者を 10 日以内に報告することを義務付けている。これにより EDD は、失業者が再就職後も給付を受けていないかどうかをチェックできる。同様に、企業にレイオフから 10 日以内の報告を義務付ければ、失業給付の新規申請の確認に活用できると提案している。

州政府の EDD 調査団 (Strike Team) が 2020 年 9 月 19 日に発表した報告¹⁵によると、同年 8 月 22 日の週にオンラインで提出された失業保険の新規請求は毎日平均 6 万 368 件で、このうち 2 万 4,147 件 (40%) を職員が手作業で確認しなければならなかった。この数はコロナ禍前の約 10 倍にのぼる。同報告は以下のような問題がオンラインでの申請を妨げたり、支給遅延などの混乱を生じさせたと指摘し、システムの改善を求めている。

- ①申請者は EDD による支給手続きの状況がわからず、複数のリクエストを提出した。
- ②複数のデータベース内の情報が矛盾し、EDD が申請者の個人情報を確認できなかった¹⁶。
- ③申請に必要な電子画面や用紙の記載事項が複雑でわかりにくかった。
- ④EDD は申請者に対し、混雑したコールセンターに電話するか、承認待ちの申請書のコピーを郵送するよう指示した。
- ⑤ウェブサイトがモバイルフレンドリーではなく、フォームに入力するために画面を拡大などしなければならず、エラーの発生や、無駄な費用と時間の増加を招いた。

また、同報告は申請の自動処理の促進や迅速化、安全性向上のため、UI Online を民間企

¹⁴ LAO ウェブサイト参照 (<https://lao.ca.gov/Publications/Report/4615>)

¹⁵ カリフォルニア州政府機関ウェブサイト参照 (<https://www.govops.ca.gov/wp-content/uploads/sites/11/2020/09/Recommendations.pdf>)

¹⁶ 上述の LAO による報告によれば、失業者が給付を申請すると、EDD は連邦社会保障局 (the federal Social Security Administration) 及び州自動車局 (the state Department of Motor Vehicles) に労働者の識別情報を確認するとともに、労働者が報告した以前の職場の賃金と、雇用主が提供した給与データとを照合する。こうした作業は自動化された手順により迅速に処理できる。しかし、多くの場合、労働者の個人情報は、不完全な情報や軽微な不一致が原因で確認できず、労働者や雇用主に追加情報の提出を求める必要が生じた。こうした情報の収集は、EDD スタッフの手作業によるため膨大な時間を費やす。

業「ID.me」によるオンライン認証システムと連携させることを推奨した。EDD は 2020 年 9 月からこれを UI Online に実装している¹⁷。

州ではこうした提言等を踏まえ、雇用情勢悪化時にもオンラインで十分対応できる仕組みとすることを目指して、オンラインによる給付の迅速化や合理化を進めていくものとみられる。

なお、連邦政府も州政府などと協力し、「失業保険制度の近代化」のため、システムの継続的な改善に関する取り組みを続けている。「米国救済計画法（American Rescue Plan Act）」（2021 年 3 月 11 日成立）では、失業給付の①詐欺の検出と防止、②適時支払いの確保、③公平なアクセスの促進、のための総額 20 億ドルの資金を州政府に提供することとした¹⁸。

小括

米国の多くの州ではオンラインによる失業保険の申請・認定手続きが一般的になっている。カリフォルニア州でも 1990 年代半ばから、失業保険の給付窓口で申請・認定を行う仕組みを改め、フリーダイヤルの電話対応を経て、インターネットを介したオンラインを中心とする制度を導入していった。2022 年度のオンラインによる申請率は新規 68.7%、継続 89.1% と多くを占める。オンライン化が定着した現在、その是非を問う議論は目立たない。

ただし、コロナ禍では申請件数の急増でオンラインシステムがダウンしたり、電話回線もつながりにくくなるなどして支給事務が滞り、州民からの批判を招いた。現行のオンラインシステム自体が利用しにくいという不満も浮かび上がった。個人情報不正取得による詐欺行為も急増したとみられる。このため、古くなったシステムの更新、申請者にとって利用しやすい仕組みへの改善、支給体制の強化、詐欺被害の防止対策の徹底が求められている。

【参考文献】

柳澤武(2008)「カリフォルニア州失業保険制度の現状と課題」『名城法学』58 巻 1・2 号,pp.92-75

厚生労働省（2022）『2021 年海外情勢報告』（第 2 節アメリカ合衆国）。

リクルートワークス研究所（2019）『米国の労働政策』。

労働政策研究・研修機構（2016）『米国の失業保険制度』。

¹⁷ 「ID.me」による認証システムについては、「導入により 1,250 億ドルの詐欺を防いだ」（カリフォルニア州政府）とする評価がある一方で、「正当な申請のうち 20%が認証（本人確認）できなかった」と問題点を指摘する意見（カリフォルニア州監査官）もある。

カリフォルニア州知事室ウェブサイト参照（<https://www.gov.ca.gov/2022/06/21/edd-recovers-1-1-billion-in-unemployment-insurance-funds-with-more-investigations-and-recoveries-to-come/>）

カリフォルニア州監査官ウェブサイト参照（<https://www.auditor.ca.gov/reports/2020-128and628.1/responses.html>）

¹⁸ 連邦労働省ウェブサイト参照（<https://www.dol.gov/agencies/eta/ui-modernization>）

[参考ウェブサイト]

カリフォルニア州雇用開発局（Employment Development Department, EDD）

<https://edd.ca.gov/en/unemployment/>

カリフォルニア州失業保険法（the Unemployment Insurance Code, UIC）

<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=UIC&tocTitle=+Unemployment+Insurance+Code+-+UIC>

連邦労働省（U.S. Department of Labor, DOL）

<https://www.dol.gov/general/topic/unemployment-insurance>

※ウェブサイトの最終アクセス日はいずれも 2023 年 3 月 1 日。

第2章 イギリス

はじめに

イギリスでは現在、稼働年齢層の失業者が受給可能な主な社会保障給付は、拠出制の「求職者手当」(Jobseeker's Allowance) と、低所得者に対する所得補助制度である「ユニバーサル・クレジット」(Universal Credit) に大きく分かれる(図表 2-1)。

求職者手当は従来、拠出制(contribution-based)と所得調査制(income-based)から成っていたが、低所得層向け各種給付¹の統合を図るユニバーサル・クレジットの2013年の導入に伴って、所得調査制の求職者手当はこれに集約されることとなり、現在、既存の受給者の移行が進められている(新規申請の受付を停止)²。

拠出制の求職者手当は、社会保険料の拠出期間を基本的な要件として、従前の賃金額や世帯構成等に関係なく定額の給付を支給する制度である(収入による減額あり)。一方、ユニバーサル・クレジットは、稼働年齢層かつ低所得の就業者や失業者、就労困難者など広範な個人・世帯を対象に、住居費の補助や世帯の状況(扶養家族の有無等)に応じた給付を行うもので、拠出制手当の受給者でも資産額等の要件³を満たす場合には、併給を受けることができる。

図表 2-1 主な失業者向け社会保障給付

	対象	支給内容	受給者数* (2021年度)
求職者手当 (Jobseeker's Allowance)	失業者 ・ 拠出制：拠出期間の要件を満たす者 ・ 所得調査制：拠出制手当の受給資格のない低所得者	定額(減額あり) 世帯の状況や収入等に応じて加算	4万8000人 7万9000人
ユニバーサル・クレジット (Universal Credit)	低所得の就業者、失業者、就労困難者等	世帯の状況や収入等に応じて加算 (住宅給付、税額控除等含む)	411万1000人 (うち失業者等 150万7000人)

* Department for Work and Pensions 'Benefit expenditure and caseload tables 2022'による
(<https://www.gov.uk/government/publications/benefit-expenditure-and-caseload-tables-2022>)。なお、所得調査制求職者手当の受給者数には、社会保険料の免除のみを受けている者を含む。

以下では、我が国の失業手当と同様、拠出制の失業者向け給付制度として実施されている求職者手当を中心に扱う。また、失業認定については対面による面談が原則とされ、オンラ

¹ 所得調査制求職者手当のほか、就労困難者向け給付(雇用・生活補助手当)のうち所得連動制部分、住宅給付、税額控除など。

² また拠出制手当についても、従来の制度は新規申請の受付が停止され、旧制度とは別個の New-style Jobseeker's Allowance が新たに導入された(支給要件等はほぼ同等)。本稿では、新旧の拠出制制度を区別していない。

³ 貯蓄等の資産額が1万6,000ポンド未満。なお、パート労働等による収入がある場合、収入額1ポンドあたり55ペンス、支給額が減額される。

イン化は行われていないが、新型コロナウイルスの感染対策として一時的に面談が免除された際の状況について、概要を紹介する。

第1節 失業保険制度の概要

1. 適用要件

適用対象は、原則として 18 歳以上～年金受給年齢未満のイギリス居住者である（16 歳・17 歳の者についても例外的に受給を認める場合あり）⁴。主な受給要件は以下のとおりである。

- ①仕事に就いていない（又は週平均労働時間が 16 時間未満）。
- ②フルタイムの教育を受けていない。
- ③就労可能であり、求職活動を積極的に行っている。
- ④過去 2 年度の間に、いずれか 1 年について被用者として国民保険料を 26 週分以上納付し、両年度について被用者として国民保険料を 50 週分納付したか、免除を受けた⁵。

2. 給付日数

給付日数は、最長で 182 日である⁶。被保険期間や年齢等による支給期間の差は設けられておらず、受給要件を満たす限り継続して受給することができる。一定期間内に複数回の申請を行う場合、受給要件として参照される過去 2 年度が前回の受給と同じ年度であれば、給付日数は通算される⁷。また原則として、182 日の支給期間終了後、次の支給開始までには 12 週間以上の期間が開いていることを要する。

3. 給付水準

給付水準は定額で、年齢区分によって 2 種類設定されており、16～24 歳で週 61.05 ポンド、25 歳以上で週 77.00 ポンドとなっている（2022 年度）。原則として被保険者個人に対する給付であり、給付水準は世帯構成等に影響されないが、上述のとおり、資産額等の要件を満たす場合にはユニバーサル・クレジットの併給が可能となり、この場合、住宅給付や世帯の状況（扶養家族の有無等）などにより給付が加算される⁸。

支給は 2 週間毎に、銀行口座への振り込みにより行われる。

⁴ Gov.uk 'Jobseeker's Allowance (JSA) - Eligibility' (<https://www.gov.uk/jobseekers-allowance/eligibility>)

⁵ Jobseekers Act 1995 s.2(3) (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1995/18/section/2>)

⁶ なお、申請から 7 日間は待期間として給付の対象にならない (Gov.uk 'Jobseeker's Allowance (JSA) - How it works' (<https://www.gov.uk/jobseekers-allowance>))。

⁷ Department for Work and Pensions Decision Makers' Guide Volume 4, Chapter 21 (<https://www.gov.uk/government/publications/decision-makers-guide-vols-4-5-6-and-7-jobseekers-allowance-and-income-support-staff-guide>)

⁸ ユニバーサル・クレジットは月単位の支給で、単身者が月 334.91 ポンド、カップルが 525.72 ポンド（何れも 25 歳以上の場合）、また児童加算として 1 人当たり 244.58 ポンドなど（2022 年度）。

4. 収入との調整

パートタイム労働による一定額（週 5 ポンド⁹）を超える収入がある場合や、週 50 ポンドを超える年金（職域・私的）を受給している場合には、収入に相当する額が減額される¹⁰。

5. 給付制限

合理的理由のない自己都合による離職や、紹介された求人への応募の拒否、ジョブセンター・プラスでの面談の欠席等は、制裁措置の対象とされ、内容や回数により最長で 26 週の給付支給停止となる（図表 2-2）。制裁措置の期間は、ジョブセンター・プラスの審査官（decision maker）が、個別の事例に関して内容や違反回数等を考慮の上、決定する。なお、給付が中断される期間も、上述の給付日数として通算される。

図表 2-2 制裁措置の対象となる違反等

	違反等の内容	給付中断の期間
高度	・本人の不正等を理由として失職した場合 ・合理的理由なく、以下を行った場合 －自己都合により離職した －支援プログラムへの参加義務に違反した －紹介された職への応募を行わなかった －妥当な仕事の機会を無視した	～26週
中度	・以下の理由で前回の支給が停止され、再申請する場合 －就業可能ではなくなった －積極的な求職活動を行っていない	4週～13週
低度	・本人の不正等を理由に訓練または就業支援プログラムに参加不可となった場合 ・合理的な理由なく、以下を行った場合 －ジョブセンタープラスでの面談への参加を怠った －就業支援プログラムへの参加を怠った －本人の状況に照らして合理的な指示に従わなかった －訓練・就業支援プログラムへの妥当な参加機会を無視した －担当官の示した訓練・支援プログラムへの参加を拒否または申請を怠った －訓練・就業支援プログラムを欠席または参加を放棄した	～13週

出所：Department for Work and Pensions Decision Makers' Guide Volume 6, Chapter 34、'Jobseeker's Allowance sanctions: how to keep your benefit payment'
(<https://www.gov.uk/government/publications/jobseekers-allowance-sanctions-leaflet/jobseekers-allowance-sanctions-how-to-keep-your-benefit-payment>)

6. 失業認定手続きに係る制度

(1) 失業認定の運営組織

求職者手当は、雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務

⁹ ただし、沿岸警備や消防などの職業に従事している場合は 20 ポンド。

¹⁰ Department for Work and Pensions Decision Makers' Guide Volume 4, Chapter 23、26、28

を担う¹¹。後述の通り、申請者の受給資格の認定には、原則としてジョブセンター・プラスでの面談が義務付けられている¹²。国内のジョブセンター・プラスの設置数は、2020年度時点で639カ所であったが¹³、とりわけ新型コロナウイルスの感染拡大以降、ユニバーサル・クレジットを中心に申請者が急増したことや、感染対策に伴う施設の整備拡充の必要性への対応のため、2022年度までに臨時のジョブセンターとして194カ所が新設された¹⁴。

(2) 申請手続き

新規申請者は、申請用ウェブページ¹⁵または電話を通じて、申請を行う（図表2-3）。政府のガイダンス¹⁶によれば、申請時に要する情報は以下のとおりである。

- ・ 国民保険番号
- ・ 銀行口座の情報（本人または家族、信頼できる友人のもの）
- ・ 過去6カ月における就労の詳細（雇用主の連絡先、勤務期間を含む）
- ・ 私的・職域年金を受給している場合は、これに関する通知書（statement letter）

申請は、雇用年金省のサービスセンターと呼ばれる部門に送付される。サービスセンターは、申請者の受給資格を確認の上、資格がある場合は、申請者の居住地域のジョブセンター・プラスに対して、当該の申請者との間で受給者誓約（claimant commitment）作成のための面談を設定する必要がある旨、Eメールにより連絡する¹⁷。

なお上述のとおり、受給には国民保険料の一定期間の納付（または免除）が前提となるが、雇用年金省の給付支給システム（Jobseeker's Allowance Payment System）は、歳入関税庁の源泉徴収システム（National PAYE System）との連携（自動処理）により、申請者の受給資格に関する照会を行っている^{18 19}。

¹¹ Gov.uk 'Jobseeker's Allowance' (<https://www.gov.uk/jobseekers-allowance>)

¹² The Universal Credit, Personal Independence Payment, Jobseeker's Allowance and Employment and Support Allowance (Claims and Payments) Regulations 2013 sec.19 (<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2013/380/regulation/19>)

¹³ National Audit Office (2021) "Departmental Overview 2020-21: Department for Work & Pensions" (<https://www.nao.org.uk/overviews/departamental-overview-2020-21-department-for-work-amp-pensions/>)

¹⁴ National Audit Office (2022) "Departmental Overview 2021-22: Department for Work & Pensions" (<https://www.nao.org.uk/overviews/departamental-overview-2021-22-department-for-work-pensions/>)

¹⁵ Gov.uk 'Find out if you may be eligible for New Style Jobseeker's Allowance' (<https://www.apply-for-new-style-jsa.dwp.gov.uk/>)

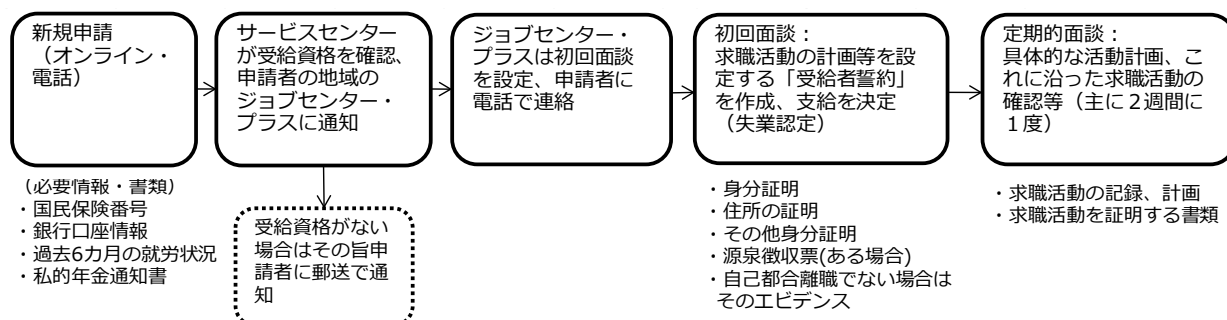
¹⁶ Jobseeker's Allowance (JSA) - Apply for New Style Jobseeker's Allowance (JSA) (<https://www.gov.uk/jobseekers-allowance/apply-new-style-jsa>)

¹⁷ その際、申請者について記載される情報は、申請者の氏名、国民保険番号、電話番号、生年月日、Eメールアドレス（ある場合）。申請時に提出される銀行口座、私的年金通知書等の情報は、給付支給システム上で管理されていると推測される。

¹⁸ Freedom of Information 'What actually happens when someone claims New style JSA via UC - procedural guidance' 1 February 2018 (https://www.whatdotheyknow.com/request/what_actually_happens_when_someo)

¹⁹ Department for Work and Pensions "Obtaining contribution information" "JSA-Related Documents and Guidance for contacting employers" (Freedom of Information 'JSA-Related Documents and Guidance for contacting employers' 13 May 2013 (https://www.whatdotheyknow.com/request/jsa_related_documents_and_guidan#incoming-397986))

図表 2-3 申請手続きの流れ



出所：Department for Work and Pensions "COVID-19 Support - Tailoring JSA Claimant Commitments" (Freedom of Information 'Guidance issued to Work Coaches and Case Managers to support the re-implementation of Claimant Commitments in July 2020' 21 July 2020)を元に作成。
(https://www.whatdotheyknow.com/request/guidance_issued_to_work_coaches)

サービスセンターから連絡を受けたジョブセンター・プラスは、業務量等を勘案の上、担当となるワークコーチを決定、申請者に電話で連絡を行い、初回面談（Initial Work Search Interview）の日時を決定する。面談の設定は、申請者の情報や就業支援の実施等を管理する労働市場システム（Labour Market System）を通じて行われる^{20 21}。

初回面談時、申請者には本人確認のため以下の提示が求められる²²。

- ・顔写真入りの身分証明（パスポート、運転免許証等）
- ・居住する住所を証明するもの（納税証明書、運転免許証、住宅ローン証明書等）
- ・その他身分証明（源泉徴収票、銀行通帳等）

前職の離職時に雇用主から源泉徴収票を受け取っている場合には、これも持参することが求められる。

申請者は、自己都合の（あるいは不正など自らに責任のある）離職ではないことをワークコーチに説明しなければならない（我が国の離職証明書に相当する制度はない）。これに関する定型的な方法はないものの、給付申請に関する相談を受ける非営利組織 Citizens Advice²³によれば、離職に関する雇用主や労組とのやり取りの記録、安全面への懸念から離職した場合には現場の写真、最低賃金未満の賃金が理由であれば給与明細のコピーなどがエビデンス

²⁰ Department for Work and Pensions "COVID-19 Support - Tailoring JSA Claimant Commitments" (Freedom of Information 'Guidance issued to Work Coaches and Case Managers to support the re-implementation of Claimant Commitments in July 2020' 21 July 2020)
(https://www.whatdotheyknow.com/request/guidance_issued_to_work_coaches)

²¹ なお、ユニバーサル・クレジットとの併給の場合は、ユニバーサル・クレジット担当のワークコーチが受給者誓約の作成にあたりとされる（上掲 DWP 資料参照）。ユニバーサル・クレジット申請者については、別個の管理システム（Universal Credit Service）が設けられており、申請者はオンライン・アカウントを作成して、求職活動の記録やワークコーチとの連絡等を行うことができる。ただし、求職者手当のみの申請者と同様、面談義務あり。

²² Gov.uk 'New Style Jobseeker's Allowance' (<https://www.gov.uk/guidance/new-style-jobseekers-allowance>)

²³ 法律や消費者問題など多様な相談に対応する非営利組織。政府からの委託により、ユニバーサル・クレジットの申請に関する問い合わせも受けている（'Contact us about applying for Universal Credit'）。
(<https://www.citizensadvice.org.uk/about-us/contact-us/contact-us/help-to-claim/>)

となるとされる²⁴。

(3) 受給者誓約の作成

初回面談では、申請者の職業適性や保有資格・スキルなど（「求職者プロフィール」）をベースに、支給開始以降に定期的に行うべき求職活動や、これに関わる制約等を設定する「受給者誓約」が作成される（図表 2-4）。ジョブコーチは、面談を通じて各項目の内容を端末上で入力し²⁵、最終的に申請者の合意を経て完成させて、書面で交付する。

図表 2-4 受給者誓約等の構成

	項目	内容
求職者プロフィール	仕事・訓練のタイプ	職業適性（職業経験や資格、スキルなどを勘案）
	保有資格	教育・職業資格、その他ライセンス等
	保有スキル	資格取得以外の方法（日常生活等）で身に着けたスキル等
	職業経験	これまでに従事した仕事の内容や期間
	状況	子供の世話等の制約に関する申請者の説明内容
受給者誓約	仕事・訓練に関する制約	従事できる仕事のタイプ等に関する制約の有無等
	通勤・通学時間に関する制約	（通常は90分圏内なら受け入れる必要あり）
	訓練・就労可能性・時間等の制約	
	就労に関する制約	介護、育児、健康上の問題等
	面接を受ける態勢	即時／48時間以内／1週間以内 から選択
	就労開始の態勢	即時／24時間以内／離職の通告期間が終了次第／ 1週間後以降／28日以内 から選択
	就業時間に関する制約	（通常は最低でも週40時間）
	基本的な求職活動	積極的な求職活動と認められる活動内容と頻度
	その他個別活動	講習等への参加など

出所：DWP "Claimant Commitment" (Freedom of Information 'Guidance issued to Work Coaches and Case Managers to support the re-implementation of Claimant Commitments in July 2020' 21 July 2020) (https://www.whatdotheyknow.com/request/guidance_issued_to_work_coaches)

なお、受給者誓約において申請者に義務付けられる「基本的な求職活動」については、直近の内容を確認できる資料が得られなかったが、以前のガイダンスにより、概ね以下の様な項目から活動を選択の上、頻度（毎日、毎週、週 x 回）を設定する形を取ると推測される（図表 2-5）。

²⁴ Citizens Advice 'Preparing for your JSA interview' (<https://www.citizensadvice.org.uk/benefits/help-if-on-a-low-income/jobseekers-allowance-jsa/help-with-your-jsa-claim/preparing-for-your-jsa-interview/>)

²⁵ Department for Work and Pensions (2013) "Claimant Commitment (JSA Regime) Topic 05: The Claimant Commitment and My Work Plan" (Freedom of Information 'Claimant Commitment' 24 October 2013) (<https://www.whatdotheyknow.com/request/182099/response/449632/attach/39/05%20Topic%2005%20Completing%20CC.pdf>)

圖表 2-5 基本的な求職活動

- ・応募可能な求人を探して応募するために、求人ウェブサイト等を利用する
 - ・ " 、公的な求人ウェブサイトを利用する
 - ・ " 、雇用主に直接コンタクトする
 - ・ " 、新聞の求人面をチェックする
 - ・ " 、家族や友人、元の同僚に求人の有無を聞く
- ・雇用主や求人ウェブサイトからの連絡や通知に即座に応答する
 - ・効果的な求人への応募のためにすべきことを考える
 - ・応募先に合わせて調整するための下となる最新の履歴書を作る
 - ・人材ビジネスに登録し、コンタクトを維持する
 - ・業界誌の求人で自分に合った仕事すべてに応募する
 - ・練習により面談のスキルを高める
 - ・職業体験の機会を調べて応募する
 - ・ボランティアの仕事を調べて応募する
 - ・スキルを改善するための機会について調べる

出所 : Department for Work and Pensions "My Claimant Commitment" (Freedom of Information 'Claimant Commitment' 24 October 2013)
(https://www.whatdotheyknow.com/request/claimant_commitment_4#incoming-449632)

(4) 受給継続のための手続き

初回面談により受給決定の後も、受給者には主に 2 週間に 1 回、ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談 (**work search review**) を行うことが義務付けられている。主な目的は、活動計画に沿った求職活動の確認である²⁶。申請者は、受給者誓約に基づいて求職活動を計画し、これを実施するとともに、その記録を作成しなければならない(図表 2-6)²⁷。これには通常、面談で提供される紙の冊子 ('**Your meeting plan**') が用いられる。記載すべき内容には、求職活動の計画、履歴書の作成、応募書類の作成、面接への参加、ボランティア労働、訓練等への参加、職業経験を高めるための他の方法の模索、などが含まれる。面談には併せて、記録内容の証拠書類として、仕事への応募や問い合わせを行ったレターや文書、応募書類のコピー、応募等に対する回答やフィードバック、人材紹介会社からのレターや E メール・書類等を持参することが求められる。ワークコーチはこれらの資料に基づいて、求職活動が受給者誓約等に適っているかを検討する。もし疑義がある場合は、これを申請者に伝えた上、審査者 (**decision maker**) に照会して制裁措置の適用の有無に関する判断を委ねる²⁸。

²⁶ Gov.uk 'Jobseeker's Allowance (JSA)' (<https://www.gov.uk/jobseekers-allowance/your-isa-claim>)

²⁷ Department for Work and Pensions "Your meeting plan" (Freedom of Information 'Jobcentre/DWP work search documents/forms and booklets for use by your customers' 16 July 2022) (https://www.whatdotheyknow.com/request/jobcentredwp_work_search_documents#incoming-2094035)

²⁸ Department for Work and Pensions "Work Search Reviews - Doubt regarding claimant's work search activity (availability)" (Freedom of Information 'Work search review guidance' 17 October 2018) (https://www.whatdotheyknow.com/request/work_search_review_guidance#incoming-1259747)

図表 2-6 求職活動記録の記載例

7/13 (月) ~19 (日)

・何を、どのように、いつ、どこで行うか

平日は毎朝、子供の登校に付き添った後、職探しを行う。Find a jobやその他の求人ウェブサイトを閲覧する。見つけた求人を記録のうえ、ジョブセンターに持参する。

・実際の活動と結果

小売と事務の仕事をFind a jobやその他の求人サイトで探した。6件の求人を見つけて応募した。その他の登録可能な求人ウェブサイトを見つけて、登録のうえ求人を探した。

8/31 (月) ~9/6 (日)

・何を、どのように、いつ、どこで行うか

毎日求人探しを行って、自分の従事できる全ての求人に応募する。履歴書を改善のうえ、応募する仕事に合うよう手を加える。

・実際の活動と結果

自治体の財務部門の事務職の求人を見つけ、申込書の送付を電話で依頼した。先週見つけたサンドイッチショップの求人への応募書類を作成して郵送した。先週応募したスーパー、スポーツショップ、衣料品店の求人についてEメールで通知を受け取った。

出所：Department for Work and Pensions "Your meeting plan" (Freedom of Information 'Jobcentre/DWP work search documents/forms and booklets for use by your customers' 16 July 2022)
(https://www.whatdotheyknow.com/request/jobcentredwp_work_search_documen#incoming-2094035)

このほか、面談では受給者誓約の内容の見直し（必要に応じた訓練や就業支援プログラム等への参加など）等も協議される。

7. 保険料率

拠出制の求職者手当に関しては、国民保険（年金を中心とした、失業等に係る給付を総合的・一元的に行う制度）により、財源が賄われている。保険料率は、賃金の 25.8%（被用者：12.0%、事業主：13.8%）である²⁹。国庫負担は原則として行われていない。

第2節 失業認定手続きのオンライン化の状況

上述のとおり、求職者手当に関する手続きは、申請のみがオンライン化されており、受給資格の認定やその維持には、原則として来所のうえ面談を受けることが義務付けられている。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ロックダウン等の措置が必要となった時期には、ジョブセンター・プラスでの面談の実施が困難になったため、電話による面談でこれを代替するなど、手続きが一時的に緩和された。以下、資料により参照可能な範囲で、概要を紹介する。

²⁹ Gov.uk 'National Insurance rates and categories' (<https://www.gov.uk/national-insurance-rates-letters>)

1. 申請手続きにおける条件緩和

感染対策として 2020 年 3 月末に開始されたロックダウンと前後して、来所による面談が一時的に免除されることとなった³⁰ほか、同じく 3 月末に成立した規則³¹により、受給者には少なくとも 3 カ月間、求職活動と就労可能であることが要件から除外され、また受給者誓約の作成義務も停止された³²。

その後、感染状況が改善に向かった 7 月以降、一連の緩和策は段階的な解除に向かい、求職活動等が再び要件化されたほか、受給者誓約の作成義務も再開された（緩和期間中の申請者で、受給が継続している場合には遡及して作成義務を適用）。一方、面談については、当座は「対面による支援が利益となる申請者」に限定して順次再開をはかりつつ、具体的な判断はジョブセンター・プラスに委ねていたとみられる³³。想定された対象者には、受給者宣誓の作成が必要な新規申請者（求職者手当、ユニバーサル・クレジット）や、就業支援プログラム参加者などが含まれる³⁴。

雇用年金省は、電話を通じた面接等を継続しつつ、早期に対面に戻すべく準備を進めるとの方向性を示していた³⁵が、秋以降、感染状況の悪化に伴うロックダウンの度に、対面によるサービス再開の延期がアナウンスされた³⁶。この間の面談の実施状況は不明だが、申請者の大半については、2021 年 4 月に面談義務の再開が発表されるまで、電話等での面接によ

³⁰ Department for Work and Pensions 'Claimants are asked to apply online as jobcentres limit access' (23 March 2020) (<https://www.gov.uk/government/news/claimants-are-asked-to-apply-online-as-jobcentres-limit-access>), UK Parliament 'Social Security Benefits: Coronavirus - Question for Department for Work and Pensions - UIN 30859' (17 March 2020) (<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2020-03-17/30859>)

³¹ The Social Security (Coronavirus) (Further Measures) Regulations 2020_ (<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2020/371>)

³² House of Commons Library (2022) "Coronavirus: Withdrawing crisis social security measures" (<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-8973/>)

³³ Freedom of Information 'Bringing Customers Safely into our Jobcentres' (12 September 2020) (https://www.whatdotheyknow.com/request/bringing_customers_safely_into_o)

³⁴ 「対面による支援が利益となる申請者」に含まれる対象者として、以下が挙げられている。

- ・ オンラインでの身分証明が不可能と申告している申請者（または専門チームから紹介された申請者）
- ・ 7/15 以降のユニバーサル・クレジットの新規申請者の受給者宣誓の作成
- ・ 3/1～7/14 の期間のユニバーサル・クレジット申請者の受給者宣誓の作成
- ・ 8/3 以降の求職者手当の新規申請者の受給者宣誓の作成
- ・ 18－24 歳層向け就業支援プログラムの参加者
- ・ 25 歳以上層向け就業支援プログラムの参加者
- ・ 就業支援プログラムに未参加の候補者

³⁵ UK Parliament 'Written questions, answers and statements - Social Security Benefits - Question for Department for Work and Pensions UIN 69561' (13 July 2020) (<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2020-07-06/69561>)

³⁶ 各ロックダウン（11 月、2021 年 1 月）の際には、ジョブセンター・プラスのサービスを対面以外の方法で継続する旨のアナウンスが行われている (Department for Work and Pensions 'Jobcentre guidance on new national Covid restrictions' (9 November 2020, 6 January 2021)).

(<https://www.gov.uk/government/news/jobcentre-guidance-on-new-national-covid-restrictions-1>)

また、11 月以降には地域ごとの感染状況に応じた行動制限等も実施され、ジョブセンター・プラスの対応も地域によって区々であったと推測される (Department for Work and Pensions 'Jobcentre guidance on COVID-19 Local Restriction Tiers' 27 November 2020)。

(<https://www.gov.uk/government/news/jobcentre-guidance-on-covid-19-local-restriction-tiers>)

る対応を受けていたと推測される。また面談再開についても、求職者手当の受給者、ユニバーサル・クレジットの新規申請者、18－24 歳層などに先行的に面談義務を課すなど、段階的に実施されたとされる³⁷。担当大臣は、面談は求人への応募を促進する効果があるとの過去の調査結果を挙げ、面談再開の意義を主張している^{38 39 40}。

なお、緩和策解除後、対面での面談再開までの間も、受給者宣誓の作成義務や、求職活動、就労可能であることといった要件は停止されなかった。電話等での面接では、本人確認や求職活動記録等の確認が書類によらないこと、作成された受給者宣誓は E メールまたは郵送で申請者に送付されること等⁴¹が、面談による場合との主な相違点であったとみられる。面接のワークコーチ向けのガイダンスでは、例えば求人への応募件数にノルマを設けることを禁じる（実施可能性が不確実なため）⁴²など、状況に対応した配慮が示されており、要件の適用や制裁措置の適用には慎重であったことがうかがえる⁴³。実際にもこの間、制裁措置はほとんど適用されていない⁴⁴。

³⁷ House of Commons Library (2022)（上掲）

³⁸ House of Commons 'Work and Pensions Committee Oral evidence: The work of the Secretary of State for Work and Pensions, HC 514' (7 July 2021) (<https://committees.parliament.uk/oralevidence/2514/html/>)

³⁹ UK Parliament 'Written questions, answers and statements - Jobcentres: Coronavirus - Question for Department for Work and Pensions - UIN 8650' (7 June 2021) (<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2021-05-27/8650>)。

⁴⁰ 面談の効果に関する調査結果として言及されているのは、Department for Work and Pensions (2006) "Jobseekers Allowance intervention pilots quantitative evaluation" (Research Report No. 382) (https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20130402205855/http://research.dwp.gov.uk/asd/asd5/report_abstracts/rr_abstracts/rra_382.asp)。

⁴¹ Department for Work and Pensions "COVID-19 Support - Tailoring JSA Claimant Commitments" (Freedom of Information 'Guidance issued to Work Coaches and Case Managers to support the re-implementation of Claimant Commitments in July 2020' 21 July 2020) (https://www.whatdotheyknow.com/request/guidance_issued_to_work_coaches)

⁴² Department for Work and Pensions "03 Claimant Commitments" (<https://www.whatdotheyknow.com/request/678988/response/1633156/attach/4/03%20Claimant%20Commitment.pdf>) (Freedom of Information 'Guidance issued to Work Coaches and Case Managers to support the re-implementation of Claimant Commitments in July 2020' 21 July 2020) (https://www.whatdotheyknow.com/request/guidance_issued_to_work_coaches)

⁴³ House of Commons Library (2022)（上掲）

⁴⁴ Department for Work and Pensions 'Benefit sanctions statistics to July 2022 (experimental)' 17 November 2022 (<https://www.gov.uk/government/statistics/benefit-sanctions-statistics-to-july-2022-experimental/benefit-sanctions-statistics-to-july-2022-experimental#jobseekers-allowance>)、および Stat-Xplore (<https://stat-xplore.dwp.gov.uk/webapi/jsf/>)。求職者手当における制裁措置件数は 2019 年度で 3,756 件、2020 年度で 61 件、2021 年度で 156 件。

2. オンライン化による影響（メリット、デメリット）

（メリット）

給付申請における条件緩和は、コロナ禍に伴う行動規制により、通常の求職活動や就業、また来所による面談の実施が事実上不可能になったことへの対応として実施された。同時に、コロナ禍初期における（主にユニバーサル・クレジットの）給付申請者の急増に対して、ジョブセンター・プラスには従来の手続きによって審査等を実施するだけの人員や施設の余裕がなく、早期の給付支給を優先するために必要な措置でもあった⁴⁵。面談の免除期間終了後には、既存の受給者についても遡及的に受給者宣誓の作成が行われたとみられる。

（デメリット）

一方で、面談の免除期間中の申請については、不正等の可能性が懸念されていた。雇用年金省は、既に2020年4月には、これを検証するためのチーム（Enhanced Check Service）を設置し⁴⁶、事後的に申請内容の確認作業を実施した。

3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か

雇用年金省は、面談の免除などの条件緩和の期間にあたる2021年度中に申請された諸給付について、誤給・不正受給による過払いを検証し、社会保障給付全体の過払いによる支出は、過去最高の84億ポンドに達したとしている⁴⁷。ただし、その大半はユニバーサル・クレジット（55億ポンド、66.0%）や住宅給付（10.3億ポンド、12.3%）など低所得層向け給付に関するもので、求職者手当については限定的（5,000万ポンド、0.6%）と推計している。また、ユニバーサル・クレジットでは条件緩和による一定の影響がうかがえる（住居費関連の不正受給等）ものの、求職者手当など他の給付制度では、影響は小さかったと見ている。

4. オンライン化に当たっての障害

求職者手当を含め、失業者に対する給付の支給に際しては、制度上、面談を通じた受給者誓約の作成や、定期的な求職活動の確認等が重要な要素として組み込まれている。法的には、対面以外による手続きを認める余地も設けられている⁴⁸ものの、実際の運用においては、申請者に義務付けられた初回面談等の電話面接による代替をジョブセンター・プラスに禁止するなど⁴⁹、面談以外の手法は忌避されてきたとみられる。既に見たとおり、面談の実施には

⁴⁵ Department for Work and Pensions (2021) "DWP annual report and accounts 2020 to 2021" (<https://www.gov.uk/government/publications/dwp-annual-report-and-accounts-2020-to-2021>)

⁴⁶ Freedom of Information 'Enhanced checking service' (3 February 2022) (https://www.whatdotheyknow.com/request/enhanced_checking_service)

⁴⁷ Department for Work and Pensions 'Fraud and error in the benefit system for financial year ending 2021' (<https://www.gov.uk/government/statistics/fraud-and-error-in-the-benefit-system-financial-year-2020-to-2021-estimates/fraud-and-error-in-the-benefit-system-for-financial-year-ending-2021>)

⁴⁸ 例えば、2013年求職者手当規則（The Jobseeker's Allowance Regulations 2013）7条では、申請者が受給者誓約に合意する際の形式として(1)電子媒体、(2)電話、(3)書面を列記し、このうち国務大臣が指定するものと規定している。(<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2013/378>)

⁴⁹ Department for Work and Pensions "Managing in Jobcentres Handbook - Chapter 8 - Diary

求職活動を促進する効果がある、との考え方を反映したものといえる。

5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯

来所による面談等の免除は、コロナ禍における緊急かつ例外的な措置であり、実施に当たって特段の議論はなかった。

なお、コロナ禍初期における給付全般（失業者向け、就労困難者向け、低所得者向け）の申請に関して、利用者を対象に調査を実施した Summers ほか(2021)⁵⁰は、申請手続きについての主な意見や、指摘された問題点に関する改善案を以下のようにまとめている。

（申請時）

- ・給付申請の急増に対応した諸々の変更（新規申請者にわかりやすい申請手順の記載、オンライン申請等）は、申請者に好評であった。ただし、給付制度自体の複雑さが依然として申請の妨げとなっていると指摘されている（申請の権利はあるのか、どの給付に申請すればいいのか、支給額はいくらか等）（新規申請者の 46%が問題ありと回答）。
- ・短期的には、多様な給付のどれに申請すべきか、どの給付の申請が却下されたのかについて、雇用年金省は正しく示す必要がある。中期的には、複数の給付の申請が可能なポータルを設置し、申請者が選択できるようにすべきである。

（スタッフとのやりとり）

- ・概ね良い印象（一部のスタッフが決められたセリフを読んでいたとの指摘も）。
- ・申請者は、ソーシャルメディアや家族、友人、その他の知り合いなどから、必ずしも正確ではない助言を求める傾向にあった。適切な訓練を受け、詳細な知識を持ったスタッフの支援が利用可能であると申請者が感じられることが重要である。
- ・多くの申請者は、（少なくとも時々）対面でのやり取りを好む傾向にあり、可能なら選択を認めるべきである。

（今後の変更に関する告知）

- ・混乱を避けるためには、パンデミック後の制度の正常化を慎重に行い、十分前倒しで告知すべきである。

このほか、報告書は申請者の多くが金銭的に困難な状況を経験したと回答しているとして、給付水準の低さを指摘、また待期期間の長さや様々な減額措置（支給額の上限設定等）などと併せて、政府に見直しを求めている。

Management" (Freedom of Information 'Managing in Jobcentres Handbook' (28 February 2020))(https://www.whatdotheyknow.com/request/managing_in_jobcentres_handbook_2#incoming-1553031)

⁵⁰ Summers, Kate, Lisa Scullion, Ben Baumberg Geiger, David Robertshaw, Daniel Edmiston, Andrea Gibbons, Eleni Karagiannaki, Rob De Vries and Jo Ingold (2021) "Claimants' experiences of the social security system during the first wave of COVID-19" Welfare at a (Social) Distance, Project Report (<https://www.distantwelfare.co.uk/winter-report>). 2020 年 5 月 21 日～6 月 15 日の期間、計 6,431 人の受給者に対して実施したオンライン調査（うち 3,306 人が継続受給者(ユニバーサル・クレジット 1,419 人、雇用・補助手当及び求職者手当 1,887 人)、3,125 人が新規申請者（同 2,616 人、509 人）、並びに同年 6～9 月に実施した聞き取り調査の結果をまとめたもの。

6. オンライン化に係る今後の方向性

これまでのところ、面談の廃止等の議論は生じていない。

小括

イギリスでは、基本的にオンラインによる失業認定は行われていない。失業者に対する給付制度においては、受給者宣誓の作成や求職活動の定期的な確認など、申請者の積極的な求職活動に重点が置かれており、面談はその促進に有効であるとの考え方が根強いとみられる。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応では、一時的な手続き等の条件緩和により、面談に依らない給付の支給が可能となったが、政府は早い時期から面談再開の意向を示しており、とりわけコロナ禍初期における雇用状況が相対的に厳しかった若年層が、その優先的な対象とされた⁵¹。ただし、大半の申請者についてはコロナ禍の期間を通じて電話等による面接を受けたと見られ、またこの間に継続された求職活動等の義務の適用も、平時より緩やかであったと推測される。

今回のコロナ禍への対応で得られた経験が、今後のオンライン化の議論につながり得るかは不明である。

⁵¹ なお、2020年の制裁措置は8月に全体の8割が集中しており、すべて就業支援プログラムに関するものである（Stat-Xplore）。

第3章 ドイツ

はじめに

ドイツにおける失業者や求職者に対する支援には、主に 2 つの制度がある。1 つは、労使が折半して拠出する失業保険を財源とした「失業手当Ⅰ」、もう 1 つは税を財源とした「市民手当¹（旧失業手当Ⅱ）」である。

本稿では、前者の「失業手当Ⅰ」に焦点を当てて、第 1 節で失業保険制度を概観し、第 2 節でオンラインによる失業認定の現状を見ていく。最後に簡単なまとめと今後の展望を述べる。

第1節 失業保険制度²

労使が拠出する失業保険料を財源とした「失業手当Ⅰ（ArbeitslosengeldⅠ, ALGⅠ）」は、就労促進に関する諸制度について定める社会法典第 3 編（SGBⅢ）を根拠法としている。運営主体は、連邦雇用エージェンシー（Bundesagentur für Arbeit, BA）で、失業認定や手当の手続き業務等は各地の雇用エージェンシー（Agenturen für Arbeit, AA）が行っている。

1. 主な適用要件

労働報酬を得る被用者や職業訓練生は強制加入となっている。

ただし、公務員や軍人、ミニジョブ従事者³、法定老齢年金支給年齢以上の者等は、適用免除となる⁴。

2. 主な受給要件

失業手当の受給にあたり、以下の要件を満たす必要がある⁵。

¹ 2022 年 12 月末で「失業手当Ⅱ（通称ハルツⅣ）」は終了し、2023 年 1 月から新制度「市民手当（Bürgergeld）」に移行した。なお、旧制度の名称（失業手当Ⅱ）が紛らわしかったが、同制度の対象は「求職者」であって「失業者」ではない。よって失業者登録は支給要件とはなっていない。他方で、「失業手当Ⅰ」は失業者登録が支給要件となっている。

² 第 1 節の執筆にあたり、労働政策研究・研修機構(2014)『JILPT 資料シリーズ No.143 失業保険制度の国際比較—デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン(第 3 章ドイツ、榊原嘉明執筆)』を主な参考資料とした。

³ ミニジョブ(僅少労働)は、パートタイム雇用の一種で、雇用機会の拡大を目的に導入された。煩雑な手続きをせずに気軽に働くことができ、平均月収が 520 ユーロ以下の場合、社会保険料や所得税などの労働者負担が免除される。ただし、使用者負担は免除されず、労働者に対する賃金に加えてその 3 割相当を別途支払う義務がある。なお、ミニジョブの月収上限を超えると、急激に社会保険料負担が重くなるため、それを緩和するため月収 2,000 ユーロまでの救済策が設けられている(https://www.minijob-zentrale.de/DE/die-minijobs/midijob/midijob_node.html)。

⁴ SGBⅢ §24～28。

⁵ 厚生労働省(2022)『2021 年海外情勢報告(第 2 節ドイツ連邦共和国)』(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t2-03.pdf>)。

- (1) 離職日前 30 カ月において通算 12 カ月以上の被保険者期間がある。
- (2) 雇用エージェンシー (AA) に失業者登録をしている。
- (3) 労働の意思及び能力があるにも関わらず失業状態—就労していない、もしくは就労時間が合算して週 15 時間未満⁶—にある。

3. 給付日数

離職前 5 年間における被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、6 カ月間から 24 カ月間の手当を受けることが可能である⁷ (図表 3-1)。

図表 3-1 失業手当 I の支給期間

年齢	被保険者期間 (離職前5年間の月数)						
	12カ月以上	16カ月以上	20カ月以上	24カ月以上	30カ月以上	36カ月以上	48カ月以上
50歳未満	6カ月	8カ月	10カ月				
50歳以上55歳未満				12カ月			
55歳以上58歳未満					15カ月	18カ月	24カ月
58歳以上							

出所：SGBIII §147.

4. 給付水準

失業手当の水準は、従前の手取賃金 (Nettoentgelt: 法律上の控除額を差し引いた賃金) の 60% で、扶養する子がいる場合は 67% となる⁸。失業手当自体は非課税だが、手当総額は年度末の税率決定時に考慮される。また、受給期間中は医療・介護・年金に加入し続けることができ、保険料は連邦雇用エージェンシーが負担する⁹。

失業保険手当の上限には、拠出料の算定対象年収上限額が関係する。2023 年 1 月 1 日から上限額は、旧西独地域で年収 8 万 7,600 ユーロ (月額 7,300 ユーロ)、旧東独地域で年収 8 万 5,200 ユーロ (月額 7,100 ユーロ) となっている¹⁰。

失業手当は、居住地や子の有無、課税クラス、受給者の状況等、多くの要因に左右される。非常に単純化した標準的な算出方法は、失業前 12 カ月の総収入額を 365 日で割って、総日給を出し、そこから社会保険料や所得税等を引くと、1 日当たりの実際の手取額

⁶ 週 15 時間未満で働く場合、月収 165 ユーロ (+ 交通費等の経費) まで失業手当に影響を及ぼさないが、それを超えると、失業手当と相殺される (SGBIII §138, §155)。cf. Bundesagentur für Arbeit (<https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/arbeitslosengeld/das-muessen-sie-beachten/nebenjob-und-arbeitslosengeld>)。

⁷ SGBIII §147.

⁸ SGBIII §149.

⁹ Bundesagentur für Arbeit(2021) *Merkblatt für Arbeitslose Ihre Rechte – Ihre Pflichten*, p.69 (https://www.arbeitsagentur.de/datei/merkblatt-fuer-arbeitslose_ba015368.pdf)。

¹⁰ Bundesregierung (<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/beitragsbemessungsgrenzen-2023-2133570>)。

が出る。これに 60%（子がいる場合は 67%）をかけたものが、失業手当（日額）として、実際に受け取る額になる。

例えば「課税クラスⅢ¹¹」を選び、算定対象年収上限額、子の有無を設定して、連邦雇用エージェンシーの自動計算サイト¹²に入力した時の失業手当月額は以下ようになる（図表 3-2）。算定上限年収を超えた額を入力しても、失業手当はこれ以上増えない。なお、失業手当の下限額はなく¹³、あまりに少額の場合は、管轄の雇用エージェンシー／ジョブセンターに連絡し、市民手当を追加的に受給できるかどうかの確認を受けることができる¹⁴。

また、失業手当は、日額計算が原則で、毎月定期的に後払いの形で支給される¹⁵。

図表 3-2 算定対象年収上限額に基づく失業手当月額（2023 年、課税クラスⅢ）

	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
算定対象上限額	年収 8 万 7,600 ユーロ (月額 7,300 ユーロ)		年収 8 万 5,200 ユーロ (月額 7,100 ユーロ)	
失業手当月額 (上限)	子 (なし)	子 (あり)	子 (なし)	子 (あり)
	2,809.5 ユーロ	3,137.4 ユーロ	2,748.9 ユーロ	3,069.6 ユーロ

出所: Bundesagentur für Arbeit

(https://www.pub.arbeitsagentur.de/start.html?pk_vid=a57c576b2270521675123865d4ba6a) .

5. 給付制限

失業者が、正当な理由なく違反行為を行った場合、行為内容に応じて、1 週間から 12 週間の期間で失業手当支給が停止（Sperrzeit¹⁶）される。主な違反行為は以下のとおり。

- (1) 当該者が就労関係を解消したり、労働契約に違反する行為によって意図的に失業状態を引き起こしたりした場合¹⁷
- (2) 速やかに求職者登録を行わなかったり、登録が遅れたりした場合

¹¹ 課税クラス (I ~ VI) 所得税法 (EStG) §38b に基づく区分けは、「I: 独身者・赴任の駐在員」、「II: 税クラス I に該当し、1 人以上の子と同居」、「III: 既婚 (国内で配偶者と同居) で配偶者に給与所得がないか配偶者が税クラス V を選択している者」、「IV: 既婚 (国内で配偶者と同居) で配偶者にも給与所得がある者」、「V: 税クラス IV 相当だが、配偶者が税クラス III を選択している者」、「VI: 複数の雇用者から給与所得を得ている者 (2 つ目の雇用先からすべて税クラス VI を適用)」となっている。以上、KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (https://www.japanclub-munich.de/wp/wp-content/uploads/2020/11/201126_LSt.pdf) より。

¹² 2023 年 2 月 3 日にサイトアクセスの上、入力。Bundesagentur für Arbeit (<https://www.pub.arbeitsagentur.de/selbst.php?jahr=2023>) c.f. (<https://www.sovd-sh.de/aktuelles/meldung/alg-gibt-es-bei-der-hoehe-eine-deckelung>).

¹³ Arbeitslosenselbsthilfe.org (<https://www.arbeitslosenselbsthilfe.org/hoehe-arbeitslosengeld-1/>)

¹⁴ Bundesagentur für Arbeit (2021) p.51.

¹⁵ Bundesagentur für Arbeit (2021) p.81.

¹⁶ SGB III §159, Bundesagentur für Arbeit (2021) pp.54-59.

¹⁷ つまり「自己都合による退職」も、支給停止の対象となる。期間は原則として退職後 12 週間（特別な事情がある場合は 3 週間または 6 週間）とされている。cf. Bundesagentur für Arbeit (2021) pp.54-55, Bundesagentur für Arbeit (https://www.arbeitsagentur.de/datei/fw-sgb-iii-159_ba015166.pdf),

- (3) 雇用エージェンシーの要請による健康診断や心理検査に応じない場合や、来訪要請を受けたにもかかわらず当該の指定日時や場所に、正当な理由なく出席しない場合
- (4) 統合協定（EGV¹⁸）に基づく、求職活動等の自助努力義務を果たさなかった場合
- (5) 雇用エージェンシーによって紹介された職業（または職業訓練）や社会統合のため語学講習参加等の合理的な提案（Zumutbaren Vorschlägen）を、正当な理由なく拒否したり、途中でやめたりした場合

6. 収入との調整

失業手当受給中は、合算して週 15 時間未満で働く場合、月収 165 ユーロ（+交通費等の経費）まで失業手当に影響を及ぼさないが、それを超えると、失業手当と相殺される¹⁹。

職業訓練手当等の社会手当を受給している場合や解雇に伴う退職金や補償金等を受け取っている場合も、その期間中は失業手当の支給が停止（Ruhen）される²⁰。

7. 失業認定の運営組織・仕組み

(1) 運営組織

運営主体は、連邦雇用エージェンシー（BA）である。BA は連邦直属の行政機関で、自治管理（政労使三者構成による管理評議会を持つ）を行う権利能力を有する公法上の法人である。前身は、連邦雇用庁（Bundesanstalt für Arbeit）で、2003 年 12 月 23 日に成立したハルツ第Ⅲ法に基づき、組織改編が行われて独立法人となった。連邦労働社会省（BMAS）の監督下にある。

連邦雇用エージェンシーの本部はニュルンベルグにあり、州レベルでは 10 の地域統括局（Regionaldirektion）、地方レベルでは 155 の雇用エージェンシー（AA）と約 600 の支所（Geschäftsstelle）がある。また、税を財源とする市民手当の業務については、地方自治体と共同で 301 のジョブセンターが、児童手当支給機関として 100 の家族金庫（Familienkasse）がある（2022 年 12 月時点）。このほか外国人求職者の就業支援をする中央外国・専門職業仲介局（ZAV）、労働市場・職業研究所（IAB）、労働市場管理に関する専門大学（HdBA）等の組織も内包している²¹。職員数は 10.1 万人で、2021 年はコ

¹⁸ 「統合協定(Eingliederungsvereinbarung, EGV)」は、「編入協定」や「就労協定」と訳されることもある。同協定は、求職者(失業者も含む)の職業的特性や能力等に応じて、今後取り組むべき自助努力の内容や受けられる支援の内容、SGBⅢ38 条に基づく権利と義務の内容等が記されており、求職者と雇用エージェンシーの間で締結する。なお、EGV の作成・更新はオンライン利用が可能で、オンライン上で画面共有をしながら重要事項の説明・確認をして合意後に送付して署名した事例等が、雇用エージェンシーのガイドラインで紹介されている（https://www.arbeitsagentur.de/datei/leitfaden-zur-videokommunikation-im-internet-veroeffentlichen_ba042886.pdf, p.34）。cf. Bundesagentur für Arbeit (2021) pp.22-26.

¹⁹ SGBⅢ §138, §155, cf. Bundesagentur für Arbeit (<https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/arbeitslosengeld/das-muessen-sie-beachten/nebenjob-und-arbeitslosengeld>).

²⁰ SGBⅢ §156～158.

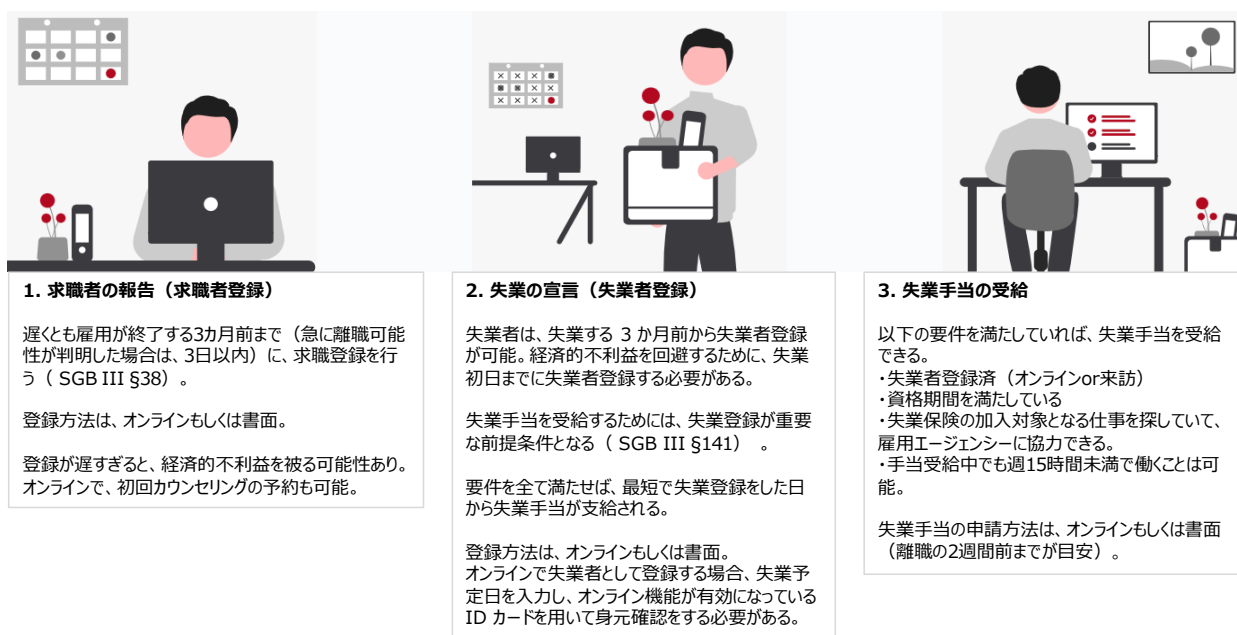
²¹ Bundesagentur für Arbeit (<https://www.arbeitsagentur.de/ueber-uns>).

コロナ禍で最大 5.5 万人が在宅勤務を行っていた²²。

(2) 失業認定の仕組み

失業認定の流れは図表 3-3 の通りである。具体的な認定業務は、各地の雇用エージェンシー (AA) が行っており、利用者には以下の通り、速やかな求職者／失業者登録が求められている。

図表 3-3 失業認定の仕組み



出所：Bundesagentur für Arbeit（<https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-melden/>）。

訓練や雇用契約の終了時期が判明している者は、終了の 3 カ月前までに雇用エージェンシーに求職者として登録する必要がある。また、当該期間が 3 カ月未満の場合は、雇用の終了を知ってから 3 日以内に報告する必要がある²³。報告を受けた雇用エージェンシーは直ちに求職者と連絡を取り、初回カウンセリング（ビデオ面談可）を設定し、積極的な就労支援を図る。なお、利用者がこの速やかな登録義務を怠ると、状況に応じて、失業手当の支給停止（Sperrzeit）がある²⁴。

また、求職者登録をしている場合でも、失業者登録は別途行う必要がある（失業する 3 カ月前から登録可能）。なお、失業開始後に直ちに行う個人カウンセリング（対面）は、

²² Bundesagentur für Arbeit (2022) *Geschäftsbericht 2021 der Bundesagentur für Arbeit*, p.1 (<https://www.arbeitsagentur.de/ueber-uns/veroeffentlichungen/berichte-und-haushalt>).

²³ SGB III §38.

²⁴ SGB III §159.

失業前にすでに実施済みの場合、4 週間以内であれば原則不要である²⁵。

求職者・失業者登録、カウンセリング予約等はいずれも利用者の利便性に応じて、オンラインもしくは対面で行うことができる²⁶。求職者や失業者に対する職業相談においては、職業及び個人の特性を確認したのち、雇用エージェンシーと当該者の間で、今後の取組内容や計画等を記載した統合協定（EGV）が締結され、これをもとに就労支援が行われる。なお、「失業の発生を抑制し、失業期間を短縮し、個人の雇用能力を向上させることで、長期的な失業を回避すること²⁷」を主目的とする雇用エージェンシーでは、原則として失業手当の支給より、就労支援や訓練参加支援が優先される²⁸。

統合協定（EGV）は、過去にその有効性が争われたことがある。連邦社会裁判所（Bundessozialgericht）は 2017 年、2 つの事例について以下の判断を下している²⁹。

1 つ目は、雇用エージェンシー（AA）と失業者（原告①）の統合協定で、「居住地から半径 50km 以内で週 15 時間以上の社会保険加入対象の仕事に月 5 回は応募し、その活動証拠を約束の期日までに郵送で提出すること」とされ、その活動義務を果たした場合に、求職コーチング指導料金や関連交通費を全額雇用エージェンシーが負担するとしていた。しかし、失業者（原告①）が、活動証拠を提出しなかったため、活動義務を果たしていないとして雇用エージェンシーが 2 週間の失業手当支給停止を行った事例である。

2 つ目は、雇用エージェンシー（AA）と失業者（原告②）の統合協定で、「商業分野の社会保険加入対象の仕事に月 6 回応募して、活動証拠を翌月 5 日までに提出すること」とされていた。しかし、失業者（原告②）が期日までに活動証拠を提出しなかったため、雇用エージェンシーが 2 週間の失業手当支給停止を行った事例³⁰である。

上述の事例では、原告①が敗訴し、原告②は勝訴した。その違いは、統合協定（EGV）で「雇用エージェンシーからの対価が約束されているかどうか」であった。原告①の場合は活動義務を果たせば求職にかかる専門指導料金や交通費等を雇用エージェンシーが負担するとしていたが、原告②の場合は、特に雇用エージェンシーのコミットメントは記されていなかった。そのため、雇用エージェンシー側の失業手当支給停止は原告②には認められないとする判断が下された。

²⁵ SGBⅢ §141.

²⁶ Bundesagentur für Arbeit(<https://www.arbeitsagentur.de/eservices>), なお、2022 年は失業登録の 10 分 1 がオンラインで申請され、全カウンセリングの 7% (約 18 万件) がビデオ通信で実施 (利用満足度 97%) された。このオンライン利用率は上昇傾向にある; Bundesagentur für Arbeit (2023) *Geschäftsbericht 2022*, p.46(<https://www.arbeitsagentur.de/ueber-uns/veroeffentlichungen/berichte-und-haushalt>).

²⁷ SGBⅢ §1.

²⁸ SGBⅢ §4.

²⁹ Deutscher Gewerkschaftsbund (DGB) (<https://www.dgbrechtsschutz.de/recht/sozialrecht/arbeitslosigkeit/themen/beitrag/ansicht/arbeitslosigkeit/einseitige-eingliederungsvereinbarung-unwirksam/details/anzeige/>).

³⁰ Rechtsprechung BSG, 04.04.2017 - B 11 AL 19/16 R (<https://openjur.de/u/2267286.html>), BSG, 04.04.2017 - B 11 AL 5/16 R (<https://openjur.de/u/2370875.html>).

このように失業手当には、一般的な受給要件³¹（第1節2で既述）のほかに、個別の統合協定（EGV）による雇用エージェンシーへの協力・報告義務が存在する。さらに、受給者は雇用エージェンシーから要請されれば、健康診断や心理検査を受けたり、雇用エージェンシーや他の指定機関に直接来訪したりする必要がある³²。さらに、「常時、職業紹介を受けられる状態（毎営業日、雇用エージェンシーからの郵便物を確認できる状態）」でなければならない、自宅周辺から一時的に離れた場所に滞在する場合は、不在／旅行予定のなるべく1週間前までに管轄の雇用エージェンシーに報告しなければならない。報告を受けた雇用エージェンシーは、不在内容が失業手当の支給に影響するかどうかの判断を行う。事前連絡なしに自宅を離れた場合は、不在開始時に遡って手当支給が取り消される可能性がある³³。

8. 保険料率

失業保険の拠出率（Beitragssatz zur Arbeitsförderung）は、社会法典第3編（SGB III）341条に基づき、2.6%（労使折半、労働者1.3%、使用者1.3%）と規定されているが、コロナ直前は連邦雇用エージェンシーの準備金が多かったため、2020年～22年12月末までは特別規定に基づき、一時的に労使折半で、2.4%（労使各1.2%）に引き下げられていた³⁴。同規定の失効により、2023年1月1日から再び2.6%に戻った。

第2節 失業認定手続きのオンライン化

1. 失業認定手続きのオンライン化の状況

2017年制定の「オンラインアクセス法（Onlinezugangsgesetz, OZG）」により、連邦と州は協力しながら、2022年末までに、デジタル化が可能なすべての行政サービスをオンラインで提供し、各行政のポータルサイトをネットワーク化することが義務付けられている。連邦労働社会省（BMAS）と下位当局は、260以上の連邦サービスのデジタル化を担当しており、連邦雇用エージェンシー（BA）は、そのうちのかなりを占める。BAによると、21年時点で26のサービスの大部分をデジタル化し、22のサービスは完全にデジタル化した³⁵。その後22年末の時点で計70のサービスをデジタル化した³⁶。

³¹ SGB III §136-148.

³² SGB III §309.

³³ SGB III §37, §138, Bundesagentur für Arbeit (2021) pp.22-26, Bundesagentur für Arbeit (https://www.arbeitsagentur.de/datei/fw-sgb-iii-138_ba015145.pdf).

³⁴ Die Techniker (<https://www.tk.de/firmenkunden/service/fachthemen/jahreswechsel/av-beitrag-2023-wird-vorauss-steigen-2075800?tkcm=aaus>) , HAUFE (https://www.haufe.de/personal/entgelt/arbeitslosenversicherungsbeitrag_78_457964.html).

³⁵ *Geschäftsbericht 2021*, p.119, OZG (https://www.onlinezugangsgesetz.de/SharedDocs/kurzmeldungen/Webs/OZG/DE/2022/01_digitale-arbeitslosmeldung.html) .

³⁶ Bundesagentur für Arbeit (<https://www.arbeitsagentur.de/presse/2022-59-eservices-bundesagentur-stellt-rund-70-verwaltungsdienstleistungen-online-zur-verfuegung>) .

求職者登録や失業認定に関する一連の流れ（登録・ガイダンス・カウンセリング予約・手当申請・支給）は、2022年1月1日からオンライン機能付IDを用いることで、すべてオンライン処理選択が可能になった³⁷。連邦雇用エージェンシーはこれをデジタル化の中核的マイルストーンと位置づけている³⁸。

なお、すでにコロナ禍で、電話やメール、郵便等を用いた非接触型の処理が行われ、その実績が積み上がっている。コロナ期の電話等も含む非接触型の失業手当I関連の処理は、2020年は271万件、2021年は前年比29%増の349万件にのぼる³⁹。

また、連邦雇用エージェンシーは効率性向上のため、失業手当の処理（プロセス）の自動化（Prozessautomatisierung）にも積極的に取り組んでいる。例えば、「申請書受領の自動確認連絡」、「手当支給eサービスによる最新処理状況の開示」、「提出が必要な書類の自動リマインダー機能」等がそれに該当し、2021年は、オンラインによる申請が109万件超で、そのうち80.5万件がこのようなツールを用いて自動処理された⁴⁰。

2023年1月1日からは新たに、使用者が発行する「雇用証明書（Arbeitsbescheinigung⁴¹）」が完全にデジタル化された。これまでは使用者が紙媒体で発行し、（元）従業員に手渡しするか、オンライン発行・送信が可能（2014年～）だったが、紙媒体の証明書は不要になった。今後、使用者は「雇用証明書」を雇用エージェンシーへオンライン送信し、失業者は雇用エージェンシーからそれを受け取ることになる。この「雇用証明書」は、失業手当の受給資格を満たすかどうかの判断材料に用いられる重要書類の1つで、使用者に対する提出期限も設定されている⁴²。

2. オンライン化による影響（メリット、デメリット）

（1）メリット

求職者や失業者の登録や申請が容易になり、24時間いつでも自宅からでも別の場所からでも申請や登録が可能である（利用者の利便性に応じて電子か対面かの選択が可能⁴³）。

³⁷ Bundesagentur für Arbeit (<https://www.arbeitsagentur.de/presse/2021-43-arbeitslosmeldung-ab-dem-1-januar-2022-auch-online-moglich>), (https://www.arbeitsagentur.de/datei/weisung-202111008_ba147205.pdf).

³⁸ *Geschäftsbericht 2021*, p.119.

³⁹ *Geschäftsbericht 2021*, p.50.

⁴⁰ *Geschäftsbericht 2021*, p.89.

⁴¹ 雇用証明書(Arbeitsbescheinigung)は、ドイツ商法312条に基づき、雇用主による発行が義務付けられており、雇用エージェンシー(AA)に提出して、失業手当を受給する目的において使用される。詳細は Bundesagentur für Arbeit(https://www.snk-berater.de/wp-content/uploads/2016/03/Muster_Arbeitsagentur.pdf)。

⁴² SGBⅢ §312, Bundesagentur für Arbeit(<https://www.arbeitsagentur.de/vor-ort/kiel/presse/2022-73-wichtig-fur-unternehmen-arbeitsbescheinigungen-mussen-ab-1-januar-2023-online-ubermittelt-werden>)

⁴³ オンラインと対面の比率については不明だが、山内麻理国際教養大学客員教授の協力を得て、2022年11月19日に獨協インターナショナルフォーラムに出席のため来日した連邦雇用エージェンシー・ノルトライン＝ヴェストファーレン地域統括局のトルステン・ヴィタケ氏(Dr.Torsten Withake)に、オンラインの

また、利用者の移動時間や待ち時間、交通費等の節約になる⁴⁴。

(2) デメリット

電子申請・認定にかかるシステム開発費とその運用のために継続的なコストが発生する。オンライン予約システム、認証ソリューション、内外プロセス管理等の構築のための開発費用に約 340 万ユーロ、ビデオ電話による就職斡旋やカウンセリング面接を実施するためのワークステーション機器、伝送路の（通信量が大幅に増加してもデータ送信が安定するような）拡充、IT 運用のための継続的なコストに 460 万ユーロ等が見込まれていた⁴⁵。

3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か

不正受給の増加につながったという情報は見当たらない（むしろ、オンライン申請には、規定された ID カードが必要であることを考えると、不正受給のリスクは限定的な可能性がある）。なお、失業者登録がオンラインで可能な ID カードは複数あり、①身分証明書、②電子滞在許可証、③eID カード（eID カード法による）、欧州連合（EU）または欧州経済領域（EEA）の加盟国の国民 ID カードがある（図表 3-4）⁴⁶。

利用割合について非公式に伺ったところ、「オンラインの申請はそれほど多くない。他方で、ウクライナから来た人達は、オンライン申請が多い」との話であった。ウクライナ人のオンライン申請が多いという話は、失業手当 I ではなく、失業扶助(市民手当)の案件を指すと思われる。また、ドイツ語が話せない場合、対面よりもウクライナ語の特設サイトや自動翻訳機能等を用いてオンラインで申請する方が、都合が良いという可能性もあり得る。

⁴⁴ Bundesagentur für Arbeit

(https://www.arbeitsagentur.de/datei/sgbiii_booklet_videokommunikationpdf_ba147398.pdf).

⁴⁵ Deutscher Bundestag (19.Wahlperiode) *Entwurf eines Gesetzes zur Förderung der beruflichen Weiterbildung im Strukturwandel und zur Weiterentwicklung der Ausbildungsförderung*, Drucksache 19/17740(10.03.2020)(<https://dserver.bundestag.de/btd/19/177/1917740.pdf>).

⁴⁶ Bundesagentur für Arbeit(<https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-melden/>), ID カードの詳細は、次のサイトを参照のこと；(<https://www.personalausweisportal.de/Webs/PA/DE/startseite/startseite-node.html>), (<https://www.ausweisapp.bund.de/home>).

図表 3-4 利用可能なオンライン機能付 ID の見本



出所：Bundesministerium des Innern und für Heimat（BMI）

(<https://www.personalausweisportal.de/Webs/PA/DE/buergerinnen-und-buerger/buergerinnen-und-buerger-node.html>) .

なお、既述の通り、失業手当受給中は、常時職業紹介を受けられる状態（毎営業日、雇用エージェンシーからの郵便物を確認できる状態）でなければならない。自宅から遠く離れる場合は、事前に雇用エージェンシーに報告しなければならない。オンライン化後もこの原則は変わっておらず、不正受給防止の1つとして役立っているものと思われる⁴⁷。

また、オンライン化とは連動しないが、失業手当Ⅰの不正受給件数と金額の推移は図表 3-5 の通りである。

図表 3-5 失業手当Ⅰの不正受給推移(件数・金額)

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年 (注)
SGBⅢ 404 条 2 項 26 号 情報提供義務違反	1,547 件 20 万ユーロ	1,713 件 20 万ユーロ	1,991 件 20 万ユーロ	1,541 件 20 万ユーロ
SGBⅢ 404 条 2 項 27 号 受給資格の変化に関する情報 提供義務違反	1 万 4,672 件 16 万ユーロ	1 万 4,260 件 15 万ユーロ	1 万 5,507 件 17 万ユーロ	1 万 2,770 件 15 万ユーロ

注:2020 年は IT システム変更により、一部の州の統計は含まれていない。

出所:ZOLL (2021)⁴⁸ .

4. オンライン化に当たっての障害

主な障害は、オンラインシステムの開発と運用に多額の予算がかかることだと思われる。

このほか失業認定のみならず、行政サービスのデジタル化全体に関する課題として、ドイツの「連邦制」が、進展の障害要因となった可能性がある。ドイツでは、連邦と州の責任の分担が明確に切り分けられており、行政サービスのデジタル化については、長ら

⁴⁷ SGBⅢ §37, §138, Bundesagentur für Arbeit (2021) pp.22-26, Bundesagentur für Arbeit (https://www.arbeitsagentur.de/datei/fw-sgb-iii-138_ba015145.pdf).

⁴⁸ ZOLL (2021) *Vierzehnter Bericht der Bundesregierung über die Auswirkungen des Gesetzes zur Bekämpfung der illegalen Beschäftigung*, pp.16-17 (<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Zoll/14-bericht-bekaempfung-illegale-beschaeftigung.html>) .

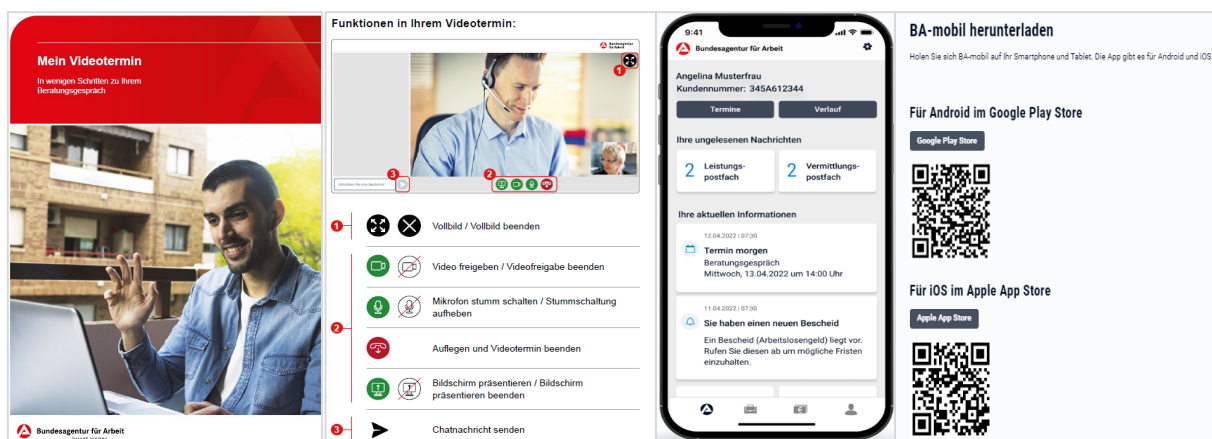
く連邦と 16 州それぞれが独自に取り組んできた。しかし、デジタル化の進展に伴い、徐々に連邦全体での取り組むべき案件だということが認知されるようになった。2009 年の基本法⁴⁹（GG）91c 条「情報技術システム」の新設以降、次々と関連法が制定され、行政サービスのデジタル化分野では、連邦と州が協力して実施することになっている⁵⁰。

5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯

2009 年の基本法（憲法）の改正により、行政のデジタル化の分野において連邦と州の協力が行われるようになった⁵¹。その後、行政のデジタル化をさらに促進するため、オンラインアクセス法（OZG）が 2017 年に制定され、2022 年末までに、デジタル化が可能となすすべての行政サービスをオンラインで提供し、各行政ポータルサイトをネットワーク化することが義務付けられた。

なお、本来であれば、失業認定のオンライン化には、十分なテスト期間等が設けられるはずだが、2020 年に突如始まったコロナ禍で、急遽電話やメール、郵便等、様々な非接触型の対応が進んだ。そこからさらに PC やスマホアプリを用いたビデオ相談やビデオ面接（図表 3-6）という新しい選択肢が追加され、現在に至っている。

図表 3-6 PC・スマホの使用が可能



出所: Bundesagentur für Arbeit⁵²。

スマホアプリ「BA-mobil」は、2021 年に作成され、23 年までの 2 年間のダウンロード件数は 50 万件、毎月の平均アクセス数は 8 万以上にのぼる⁵³。

⁴⁹ 基本法(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland)は、日本の憲法に相当する。

⁵⁰ 国立国会図書館調査及び立法考査局(2021)「ドイツにおける行政の電子化推進の体制と課題」『レファレンス 847 号 2021.7(渡辺富久子、神足祐太郎執筆)』。

⁵¹ 同上。なお、行政デジタル化の進捗等については、政府の総合専用サイトがある OZR(<https://dashboard.ozg-umsetzung.de/>)。

⁵² (https://www.arbeitsagentur.de/datei/sgbiii_booklet_videokommunikationpdf_ba147398.pdf) , (<https://www.arbeitsagentur.de/arbeitslos-arbeit-finden/arbeitslosengeld/app-ba-mobil>) 。

⁵³ Bundesagentur für Arbeit

連邦雇用エージェンシーは、「コロナ期の経験を経て、失業認定のワークフローやプロセスをより効果的かつ効率的に運用し、透明性を担保しながら、利用者ごとの複雑で個別なニーズに沿ったサービスを提供することの重要性が改めて確認された」としている⁵⁴。

なお、オンライン化の利便性や効率性を向上しようとする動きは現在も続いており、例えば、コロナ期に始まったカウンセリング等のオンライン予約システム（OTV）は、不要な待ち時間等を削減するための自動予約割当システムが一部地域の雇用エージェンシーで先行導入され、順次拡大している⁵⁵。

6. オンライン化に係る今後の方向性

オンラインアクセス法（OZG）により、行政のオンライン化（デジタル化）は促進方向にあるが、現在、その進捗には遅れが生じている。また、デジタル化の促進にあたり、スタッフ不足、統一と標準化の欠如が見られ、オンライン申請の現場（バックオフィス）では、プリントアウトして紙で保存する等の混乱も散見されている⁵⁶。

小括

以上見た通り、ドイツでは、失業者登録、各種面談⁵⁷、手当の申請・支給は、利用者の利便性に応じてオンラインの利用が可能である。これは2017年制定の「オンラインアクセス法（OZG）」に基づき、2022年末までに、デジタル化が可能なすべての行政サービスをオンラインで提供し、各行政ポータルサイトをネットワーク化することが義務付けられたことに起因する。なお、2020年のコロナ禍で、急遽、失業認定を含む多くの申請等が非接触型に切り替わったが、これもオンライン化の進展につながった。

2022年5月の連邦雇用エージェンシーのプレスリリース⁵⁸によると、コロナ禍において、電話等での相談に加えて、2020年秋からはビデオコミュニケーションによる双方向型の求職や訓練等の相談サービスも開始され、その実績は15万件（計500万分）に達し

(<https://www.arbeitsagentur.de/presse/ba-mobil-die-beliebte-kunden-app-feiert-zweijaehrigen-geburtstag>)。

⁵⁴ *Geschäftsbericht 2021*, pp.27-28.

⁵⁵ Bundesagentur für Arbeit(<https://www.arbeitsagentur.de/vor-ort/heide/presse/2022-20-online-terminvergabe-ein-weiterer-digitaler-zugangskanal-zur-agentur-fur-arbeit>)

(https://www.arbeitsagentur.de/datei/weisung-202202013_ba147377.pdf).なお、ビデオ予約の詳細については次のサイトを参照

(<https://www.arbeitsagentur.de/videotermin>)(https://www.arbeitsagentur.de/datei/sgbiii_booklet_videokommunikationpdf_ba147398.pdf).

⁵⁶ Tagesschau (<https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/digitalisierung-129.html>).

⁵⁷ ただし既述の通り、失業後の初回相談は原則対面を求められており、失業前4週間以内に同様のものを実施済みであれば不要とされる（SGBⅢ§141(4)）。

⁵⁸ Bundesagentur für Arbeit (<https://www.arbeitsagentur.de/presse/2022-09-videokommunikation-in-der-ba-mit-wenigen-klicks-zum-beratungsgespraech>).

た⁵⁹。こうしたビデオコミュニケーションによる相談利用者の満足度は95%に上り、ビデオ相談は、コロナ禍を経て定着し、今後も拡大する傾向にあると思われる。

なお、行政サービスのオンライン化については、労働力人口の減少という別の視点から語られることもある。ドイツでは2036年までに現在の労働力人口(4,300万人)の3割相当が法定の年金受給年齢に達するため、その対策が求められている⁶⁰。アンドレア・ナーレス連邦雇用エージェンシー長官は2023年2月、「今後、連邦雇用エージェンシー職員の3.5万人(職員全体の約3割)が定年退職を控えており、他産業と同様に同規模の人員補充は困難が予想される。従って、より少ない職員数でサービスを提供していくために、さらなる業務のオンライン化(自動化)を進める必要がある」と述べている⁶¹。

最後に、本稿では労使が折半して拠出する失業保険を財源とした「失業手当Ⅰ」のみに焦点を当て、税を財源とする「市民手当(旧失業手当Ⅱ)」制度には言及しなかった。当該の扶助制度は、2022年に大きな制度改正が行われ、2023年1月から新しい制度に移行している。詳細は省くが、主には、従来の厳しすぎる制裁措置を緩和し、職業訓練への参加を促進することで受給者に寄り添った長期的支援を行おうとする目的の改革であった⁶²。オンライン化とは直接関係ないが、「失業手当Ⅰ」においても類似の流れが見られ、訓練参加措置の対象層を拡大し、受給者のさらなる雇用能力の強化を図ろうとしている⁶³。こうした動きも含め、今後も失業保険制度全体の動向を注視していきたい。

[参考資料]

Bundesagentur für Arbeit (2021) *Merkblatt für Arbeitslose Ihre Rechte –Ihre Pflichten*.

Bundesagentur für Arbeit (2022) *Geschäftsbericht 2021 der Bundesagentur für Arbeit*.

Bundesagentur für Arbeit (2023) *Geschäftsbericht 2022 der Bundesagentur für Arbeit*.

Deutscher Bundestag (19. Wahlperiode) *Entwurf eines Gesetzes zur Förderung der beruflichen Weiterbildung im Strukturwandel und zur Weiterentwicklung der*

⁵⁹ 合計時間を件数で割ると、1件あたりの平均相談時間は30分ほどになる。

⁶⁰ Destatis(https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2022/08/PD22_330_13.html).

⁶¹ Augsburger Allgemeine (<https://www.augsburger-allgemeine.de/wirtschaft/arbeitsmarkt-andrea-nahles-setzt-auf-automatisierung-gegen-eigenen-fachkraeftemangel-bei-bundesagentur-id65573161.html>) .

⁶² 詳細については、拙稿(JILPT 海外労働情報 2022 年 12 月—「ハルツⅣ」から「市民手当」へ)(https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2022/12/germany_01.html)を参照されたい。

⁶³ 詳細については、労働政策研究・研修機構(2022)『JILPT 資料シリーズ No.259 欧米諸国におけるデジタル技術の進展を踏まえた公的職業訓練に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス—(第3章ドイツ、拙稿)』を参照されたい。さらに、23 年 1 月には、オーストリアの制度を参考にした労働者に対する「有給訓練休暇(最長 1 年、もしくは 2 年の短時間勤務+訓練)」の導入法案がハイル労働社会大臣によって発表された。導入されれば、労働者は、リスキリングを目的とした有給の訓練休暇(Bildungskarenz)の取得が可能になり、訓練中は連邦雇用エージェンシーから失業手当と同率の手当を受け取ることになる。

Ausbildungsförderung , Drucksache 19/17740 (10.03.2020) .

ZOLL (2021) *Vierzehnter Bericht der Bundesregierung über die Auswirkungen des Gesetzes zur Bekämpfung der illegalen Beschäftigung.*

厚生労働省 (2022) 『2021 年 海外情勢報告 (第 2 節ドイツ連邦共和国)』。

国立国会図書館 調査及び立法考査局 (2021) 「ドイツにおける行政の電子化推進の体制と課題」『レファレンス 847 号 2021. 7 (渡辺富久子、神足祐太郎執筆)』。

労働政策研究・研修機構 (2014) 『JILPT 資料シリーズ No.143 失業保険制度の国際比較—デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン (第 3 章ドイツ、榊原嘉明執筆)』。
各種ウェブサイト。

第4章 フランス

はじめに

フランスの失業保険制度は、労使代表の合意により定められた協定を政府が承認するかたちで成り立っている。国が主体となつて行う法定社会保障制度とは区別されたものであり、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L.111-124¹に規定されている法定の「社会保障（sécurité sociale）」には含まれず、法定外制度のひとつとして「社会保護（protection sociale）」制度の一部を担っている。

そもそも失業保険制度は、1958年12月31日の労使代表による合意²に基づいて創設されたものである。この労使合意によって失業保険制度にあたる「全国商工業全職業的失業者特別手当制度³」が設けられ、既存の公的扶助制度に接続された⁴。これ以降、労使間交渉による「失業保険協定」によって制度改正が繰り返され現在に至る。

失業保険給付を受けるためには、雇用局（Pôle emploi）において求職者登録の申請を行う必要がある。継続的に受給するためには、毎月、求職者登録を更新する必要がある。その手続きのほとんどがオンラインで完了できるが、一部は雇用局に出向いて、アドバイザーと対面で面談する必要がある。失業保険の給付に必要な手続きはかつて、失業給付と職業紹介を担う組織が分かれていたため、複数の窓口において諸手続きを行う必要があったが、2009年にワンストップサービスが実現した。手続きの電子化、オンライン化は2015年から本格的に推進されている。

本稿は、まず、第1節において、フランスにおける失業保険の受給条件や給付水準等制度の概要を紹介する。次に、第2節において、オンラインによる求職者登録、アドバイザーとの面談、登録内容の更新など諸手続きのプロセスを中心に紹介するとともに、オンライン化の現況について触れる。

第1節 失業保険制度の概要

1. 主な適用要件

失業保険制度の適用要件は、雇用契約を締結しているすべての民間部門の雇用労働者と公的部門の一部の雇用労働者である⁵。週労働時間の長さによる適用の制限はなく、有期雇用

¹ Code de la sécurité sociale, Article L111-1.

(<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006073189&idArticle=LEGIA RTI000006740077&dateTexte=20140124>)

以下、本稿におけるホームページ最終閲覧は特に断りのない限り、2023年3月7日である。

² Convention collective nationale interprofessionnelle est conclue le 31 décembre 1958.

³ Régime national interprofessionnel d'allocation spéciale aux travailleurs sans emploi de l'industrie et du commerce.

⁴ 松村（2007）、64頁を参照。

⁵ 政府公共サービスサイト（Allocation chômage d'aide au retour à l'emploi (ARE) d'un salarié du privé, Vérifié le 02 février 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)参照。

契約の者や短時間のパートタイム労働者も失業保険制度の対象である。また、2019 年 11 月の失業保険制度の改革で、独立自営業者（travailleurs indépendants）についても、ある一定の条件を満たした場合、失業手当を受給できるようになった⁶。

2. 主な受給要件

受給対象者の基本的な要件は、主に次の 5 点である。

(1) 被保険者期間

被保険者として必要な期間は、年齢によって異なる。53 歳未満の場合、離職日前 24 カ月間で、6 カ月、すなわち 130 日（または 910 時間）以上の被保険者期間が必要である⁷。53 歳以上の場合、離職日前 36 カ月間で 6 カ月、すなわち 130 日（または 910 時間）以上の被保険者期間が必要である⁸。

(2) 離職事由

原則として非自発的な離職者であることが必要である。

(3) 求職者登録、個別就職計画の作成、更新

雇用契約の終了から原則 1 年以内に求職者登録し、個別就職計画（PPAE）（後述）に記載された訓練への参加と月 1 回の更新を行い、積極的かつ継続して求職活動を行っている必要がある。

(4) 身体的な就労能力

身体的に仕事に就く能力があることが必要である。

(5) 年齢

原則として年金受給開始年齢に達していないことが必要である。

年金受給開始年齢は、生年月日により異なる。1951 年 6 月 30 日までに生まれた者は 60 歳、1951 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までに生まれた場合は 60 歳 4 カ月、1952 年生まれの場合は 60 歳 9 カ月、1953 年生まれの者の場合は 61 歳 2 カ月、1954 年生まれの場合は 61

(<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14860/personnalisation/resultat?lang=&quest0=0&quest1=0&quest2=0&quest=>)

Unedic（全国商工業雇用連合）ウェブサイト（Qu'est-ce que l'Assurance chômage ?）参照。

(<https://www.unedic.org/a-propos/quest-ce-que-l-assurance-chomage>)

⁶ 政府公共サービスサイト（Un travailleur indépendant a-t-il droit à une assurance chômage ? Vérifié le 17 août 2022 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé du travail）参照。

(<https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F23994>)

⁷ 政府公共サービスサイト（Allocation chômage d'aide au retour à l'emploi (ARE) d'un salarié du privé, Vérifié le 02 février 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Votre situation, Vous avez moins de 53 ans）参照。

(<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14860/personnalisation/resultat?lang=&quest1=0&quest=>)

⁸ 前掲注 7 参照。

歳 7 カ月で、1955 年から 1973 年生まれまでの場合、年金支給開始は 62 歳である⁹。

3. 給付日数

給付日数は年齢別に上限が設定されており、原則として以下のとおりである¹⁰。53 歳未満の場合、24 カ月（730 日）、53 歳～54 歳の場合、30 カ月（913 日）、55 歳以上の場合、36 カ月（1,095 日）である。

4. 給付水準

給付水準は、離職前の賃金(離職日前 12 カ月間または 36 カ月間の賃金)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定される¹¹。

離職前の総額月額賃金の水準が 1,198.95 ユーロ以下の場合、総賃金日額の 75%が給付水準となる。総額月額賃金が 1,198.95 ユーロから 1,313.18 ユーロまでの間に含まれる場合、最低手当は 1 日あたり 30.42 ユーロである。総額月額賃金が 1,313.18 ユーロから 2,221.03 ユーロまでの間に含まれる場合、1 日あたりの総賃金の 40.4%+1 日あたり 12.47 ユーロである。総額月額賃金が 2,221.03 ユーロから 13,712 ユーロまでの間に含まれる場合、総賃金日額の 57%である。

5. 給付制限

合理的理由なく雇用局のアドバイザーとの面談を欠席したり、雇用局が提示した求人への応募の拒否等、積極的に求職活動を行わない場合には、手当支給の中断（求職者リストからの抹消）、手当の減額等の措置をとることがある。

また、正当な理由なく自己都合で離職した者については、原則給付されない¹²。ただし、自己都合の離職であっても、求職活動を真摯に行っていると政府が判断した場合には 121 日経過後に給付される。また次の場合には例外として失業給付を受けられる¹³。

- ・ 労使双方の合意による退職の場合、
- ・ 職業上専門性のあるスキルや技能を習得するためトレーニング（職業訓練）を受けるなどのために辞職する場合であり、5 年間継続して勤務していた場合、そのスキル習得が真に必要なトレーニングであると認められる場合、

⁹ Unedic（全国商工業雇用連合）ウェブサイト（Allocation d'aide au retour à l'emploi (ARE), Dernière mise à jour le 01 février 2023）参照。

（<https://www.unedic.org/indemnisation/fiches-thematiques/allocation-daide-au-retour-lemploi-are>）
Pôle emploi, Votre allocation d'aide au retour à l'emploi, PÔLE EMPLOI ET VOUS.

¹⁰ 前掲注 7 参照。

¹¹ 前掲注 9 参照。

¹² 前掲注 9 参照。

¹³ Unedic ウェブサイト（Est-ce que j'ai droit aux allocations chômage si j'ai démissionné de mon emploi ? Dernière mise à jour le 11 mars 2022）参照。

（<https://www.unedic.org/indemnisation/vos-questions-sur-indemnisation-assurance-chomage/est-ce-que-je-peux-etre-indemnise-si-je-demissionne-de-mon-emploi>）

- ・配偶者が、転勤、雇用主の変更など職業上の理由で勤務地が変わる場合に、その配偶者の移動に伴って自身も移動する必要があるために離職する場合、
- ・結婚または PACS（民事連帯契約：pacte civil de solidarité）の締結のために居住地を変更せざるを得ず退職する場合、
- ・障害のある子供を持つ親が、遠方の保育施設に入居する必要がある、自分自身の仕事と両立することができず転居する必要があるために退職する場合、などである。

6. 収入との調整

不定期の就業または短時間の就業をしている場合でも、1 カ月あたり 78 時間を超えない限りは給付が受けられるが、それ以上の就業をした場合には就労時間に応じて減額される。

また、雇用契約終了後、障害年金を受給した場合には、給付が減額される。

さらに、給付期間の 9 カ月目から、手当が 30%減額される場合がある¹⁴。2021 年 7 月 1 日以降に、雇用契約終了前の総額賃金が日額 149.42 ユーロ、または月額 4,545 ユーロを超えていた場合、減額措置が適用される場合がある。ただし、雇用契約終了日時点で 57 歳以上の求職者は対象外である。

7. 保険料

失業保険制度の運営管理を担う全国商工業雇用連合（Unedic : Union nationale pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）の財源は、使用者から徴収する失業保険料の料率と社会保障特別会計の労働者負担である一般社会拠出金（contribution sociale généralisée (CSG)）の一部である。使用者からは賃金の 4.05%が失業保険料として徴収され¹⁵、労働者負担の一般社会拠出金 9.2%のうち、1.47%が Unedic の財源に充てられている。

8. 失業申請・認定方法

(1) 申請窓口

フランスでは、かつて職業紹介と失業保険給付は、それぞれ ANPE（国立雇用紹介所：Agence nationale pour l'emploi）と全国商工業雇用連合（Unedic）及びその地方機関の商工業雇用協会（Assedic : Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）が別々に担っていたが、サルコジ政権時の 2008 年 12 月に統合されて雇用局（Pôle emploi）となった。その結果、2009 年 1 月から求職者登録、職業紹介、失業手当受給の諸手続きと窓口がワンストップサービス化されている。求職者は、雇用局において求職者登録の手続きを行い、

¹⁴ 雇用局ウェブサイト（Comment est calculé le montant de mon allocation ?）参照。
<https://www.pole-emploi.fr/candidat/mes-droits-aux-aides-et-allocati/lessentiel-a-savoir-sur-lalocat/quel-le-somme-vais-je-recevoir/comment-est-calculé-le-montant-d.html>

¹⁵ Unedic ウェブサイト（Qui fait quoi dans l'Assurance chômage ?）参照。
<https://www.unedic.org/a-propos/qui-fait-quoi-dans-lassurance-chomage>

失業認定、失業給付、職業紹介や職業訓練を受ける場合の諸手続きも雇用局で行うことができる。求職者登録は、雇用契約の終了から 12 カ月以内にする必要がある。

(2) 個別就職計画の作成

求職者登録するためのアドバイザーとの初回の面談において、個別就職計画(PPAE: *projet personnalisé d'accès à l'emploi*)を作成する¹⁶。これは、求職者が就職するまでに何をすべきかを記載する計画書であり、雇用局と求職者の間で締結される契約である。具体的には、就職を希望する仕事の性質と特徴、希望する地域、予想される給与レベルを定義するものであり、求職者が就職するために必要となる技能を習得するための職業訓練、保有すべき資格、職業経験を通じて取得済みの知識やスキルを記載する。それに付随する事項として、求職者の個人的及び家族の状況、就職を希望する地域の労働市場の状況が記載される。また、雇用局が求職者の活動や就職計画を支援するために行う行動計画、求職者の実行計画を決定する。履歴書とカバーレターの作成、必要となる具体的な職業訓練プログラムの特定、保有するスキルや知識の評価などを行う。

アドバイザーが求職者との面談において聞き出した情報は、数値化されるものだけでなく、質的なデータも含まれる¹⁷。エスノグラフィーの手法を活用して、求職者の労働市場における位置づけを可視化している。面談の結果として記録された文章の一例となるアドバイザーのパソコンの画面を示したのが図表 4-1 である。面談中に記録された追加の詳細記録とフォローアップについて記載されており、パリ市内にある雇用局で求職活動の支援が行われ、医療機関のソーシャルワーカーによる支援も受けられることや、市の社会問題担当あるいは家族手当金庫に RSA (積極的連帯所得手当、日本の生活保護に相当) を申請する予定であること、スキル事前評価により、芸術・写真関連のトレーナーの職種を希望していること等が記載されている。

個別就職計画は、求職者とアドバイザーとの面談において決定したスケジュールと方法に従って、求職者が実際に行った職に就くための活動の進捗を記載し、定期的に更新されていく。

¹⁶ 雇用局ウェブサイト参照 (Le Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi) 参照。
(<https://www.pole-emploi.fr/candidat/pole-emploi-et-vous/le-projet-personnalise-dacces-a.html>)

¹⁷ Jean-Marie Pillon, 2015, p.65.

図表 4-1 アドバイザーによる聞き取り結果の記録例

Modifiez les conclusions de l'entretien
Enregist. resultat d'entretien

Code unité : 75

MR. G. [REDACTED] *CH [REDACTED] T: 06 [REDACTED]
IN1 ALE SUI: 75 [REDACTED] PARC: ACC IN 97 RUE SAINT [REDACTED] NE(E): [REDACTED]/69
D.IDE : 75 [REDACTED] 12/04/11 61201 75001 PARIS PAE01 3 [REDACTED] T

AGENT : TP [REDACTED] F [REDACTED] AU [REDACTED] TYPE D'ENTRETIEN : PAE
ENTRETIEN REALISE LE : 12/04/11 ORIG ENTR : [REDACTED] MODALITE DE CONTACT : I
PLAN D'ACTION : [REDACTED]
OBJ. D' ACTIONS : [REDACTED]

PRECISIONS COMPLEMENTAIRES ET SUIVI ENREGISTRE LORS DU DERNIER ENTRETIEN

VOUS SEREZ SUIVI DANS VOS DEMARCHES DE RECHERCHE D'EMPLOI PAR LE POLE EMPLOI [REDACTED] - 20 [REDACTED] RUE [REDACTED] - 75 [REDACTED] PARIS.
VOUS ETES SUIVI PAR UNE ASSISTANTE SOCIALE DE L'HOPITAL COCHIN [REDACTED].
VOUS ALLEZ FAIRE UNE DEMANDE DE RSA AUPRES DES AFFAIRES SOCIALES DE VOTRE MAIRIE - OU VOTRE CAF - 19 RUE [REDACTED] - [REDACTED]. UN BILAN DE COMPETENCES EST A PREVOIR. VOUS REFLECHISSEZ // FORMATEUR EN PHOTO EN ECOLE D'ARTS.
PROCH ECHEANCE : 12/07/11 STRUCT SUIV : 75 [REDACTED] POLE EMPLOI [REDACTED]
EDITION CONCLUSION (N/O/L) : [REDACTED] ACCEPTATION ELAB/ACTU DU PPAE : [REDACTED]

DEMANDEUR EN AXE PROJET

出所 : Jean-Marie Pillon, 2015 より。

(3) 待期間

給付の開始は 7 日間の待期間の後になる¹⁸。ただし、過去 12 カ月間に既に失業保険給付が適用されている者の場合は除く。また、特定の理由による給付開始の繰り延べがあり得る。契約終了時に未消化の有給休暇がある場合、有給休暇の補償金に基づいて契約終了時から開始日までの日数を計算することになる。雇用契約終了後、雇用主が支払う解雇補償金が、法律で定められた最低額を超える分がある場合、その金額に基づいて給付開始日が計算される。

(4) 求職者登録の更新

給付を継続するためには、求職者登録内容を月に 1 回更新する必要がある。求職者は、毎月 28 日(2 月は 26 日)から翌月 15 日まで、雇用局で求職活動・訓練受講の状況を更新しなければならない¹⁹。求職者登録内容を更新し、失業認定を受けるためにこの更新作業が必須となる。

¹⁸ 前掲注 9、Unedic（全国商工業雇用連合）ウェブサイト参照。

¹⁹ 雇用局ウェブサイト（Le calendrier des paiements et de l'actualisation 2023）参照。
(<https://www.pole-emploi.fr/candidat/vos-droits-et-demarches/vos-demarches-aupres-de-pole-emp/le-calendrier-des-paiements.html>)
雇用局ウェブサイト（Vos droits et vos engagements）参照。
(<https://www.pole-emploi.fr/candidat/pole-emploi-et-vous/vos-droits-et-vos-engagements.html>)

求職者が過去 1 カ月間に行ったすべての活動を記載して、登録内容を更新する必要がある。具体的には、被用者としてあるいは自営としての就業の有無、被用者として就業した場合には、雇用主または会社名、労働時間数、総給与額、就業期間について登録する必要がある。また、職業訓練の受講、病気の有無、出産や育児、障害年金や退職年金の受給の有無などである。

求職者は、雇用局のアドバイザーによって提示された合理的な求人を何ら理由なく拒否することはできない²⁰。合理的理由なく 2 回拒否した場合には求職者登録が抹消される場合や失業給付が停止される場合もある。

9. 職業訓練

失業給付は雇用復帰支援手当 (ARE : Allocation d'aide au retour à l'emploi) のほか、職業訓練を受けながら給付を受ける雇用復帰支援訓練手当 (ARE-F: ARE-Formation) がある。個別就職計画の中に職業訓練を受講する内容が記載されている場合、ARE-F を受給して、職業訓練を受けることができる²¹。給付期間は、ARE の期間と同じである。職業訓練中の失業保険受給資格者は、継続される。ARE-F の給付水準は ARE と同額だが、1 日あたりの下限は 21.78 ユーロである。

10. 求職者の分類

(1) 統計上の分類

統計上の分類として、雇用局に登録された求職者は A から E の 5 つのカテゴリーに分類される²²。カテゴリー A の求職者とは、積極的に求職活動を行っている求職者のうち、1 カ月間に一切の就労活動を行わなかった者を指す。カテゴリー A の求職者が「失業者 (Chômeur)」または「狭義の求職者」として扱われることが多い。カテゴリー B とは、積極的な就職活動を行っている求職者のうち、1 カ月間に 78 時間以下の (一時的な) 就労をした者であり、1 カ月間に 78 時間を超える就労活動を行った者をカテゴリー C の求職者としている。カテゴリー A から C の求職者は、1 カ月間に積極的に求職活動を行っていた求職者である。積極的な求職活動を行っていなくとも、雇用局に求職者登録をすることが可能な場合がある。職業訓練中や病気療養中で無職の者は、積極的な求職活動を行っていなくとも求職者登録が認められ、カテゴリー D に分類される。また、同様にある種の特殊雇用契約を締結し

²⁰ 前掲注 9 参照。

²¹ Unedic ウェブサイト (Allocation d'aide au retour à l'emploi formation (ARE-F), Dernière mise à jour le 06 février 2023) 参照。
(<https://www.unedic.org/indemnisation/fiches-thematiques/allocation-daide-au-retour-lemploi-formation-are-f>)

²² 雇用局ウェブサイト (Catégories de demandeurs d'emploi) 及び北澤 (2014) 参照。
(https://www.pole-emploi.fr/files/live/sites/normandie/files/normandie/plus-dinfos/statistiques/D%C3%A9finition_Cat%C3%A9gories_DE)

て就業している者などは、積極的な求職活動を行っていないとも求職者登録が認められ、カテゴリーEに分類される。

(2) 職業紹介業務上の分類

雇用局のアドバイザーは、求職者を「フォローアップ (suivi)」「ガイド付き (guidé)」「強化・補強すべき (求職者) (renforcé)」と呼ばれる 3 つのグループに分類して職業紹介にあたっている²³。まず、①独力で再就職先を見つけることが可能と判断されるグループで、学歴が十分にあり、企業が求める技能やスキルを既に備えている求職者であるため、アドバイザーが求職者の「フォローアップ」する立場となる求職者である。次に、②求職者が希望する職種や職業と当該地域企業が求める職務経験やスキル、技能の間に相当の距離があるグループであり、職業訓練の可能性などを探る必要がある求職者のため、アドバイザーは「ガイド付き」となり、「フォローアップ」よりも頻繁に求職者と面談（対面及びオンライン）する必要があるグループである。さらに、③長期失業者になる可能性が高い求職者のグループであり、学歴が低く、資格や技能を持たない求職者であるため、3 つのグループの中で最も頻繁に面談する必要があるとあり、職業紹介や職業訓練を特に力点をおいて（強化・補強）して対応する必要があるグループである。

2014年6月の時点において登録された求職者の内訳は「フォローアップ」の求職者が36%、「ガイド付き」が48%、「強化・補強」が16%である。

アドバイザーが受け持つ人数は3つのグループごとに異なり、「フォローアップ」の場合は、1人のアドバイザーが受け持つ求職者の数は400人になるが、「ガイド付き」の場合は150～200人、「強化・補強」の場合は最大でも70人が標準的な人数である。

2014年1月から3つの分類に加えて新たに「最も弱い立場にある求職者」、特に、社会的な障害や不安定な状況にある求職者を包括的に支援する体制が開始された²⁴。雇用局のアドバイザーとソーシャルワーカーが連携して、社会的及び職業的困難を抱える求職者の就業支援に取り組んでいる。そのための協議会やセンターが2014年7月に設置され、求職者の住宅や健康管理などを各県のソーシャルワーカーが担当し、就業支援のための職業紹介や職業訓練を雇用局が担っている。7月末の時点で904人の求職者に31人の専任アドバイザーが対応している²⁵。2017年末の時点で、「フォローアップ」の求職者は33%、「ガイド付き」は48%、「強化・補強」は16%、「包括的支援」の求職者は1%、その他が1%である。1人のアドバイザーが担当する求職者の人数は、「フォローアップ」は200～350人、「ガイド付

²³ Yannick Galliot, Eric Renard, 2014.

²⁴ Pôle emploi, 2014, p.2.

²⁵ 雇用局ウェブサイト (Les modalités d'accompagnement des demandeurs d'emploi au 1er Juillet 2014, Publié le 28 juillet 2014) 参照。
(<https://www.pole-emploi.org/accueil/communiqués/les-modalités-d'accompagnement--1.html?type=article>)

き」は 100～150 人、「強化・補強」は 70 人以下とされている²⁶。

ただし、実際には地域より幅がある。例えば、ペルテュイの窓口（フランス南東部ヴォクリューズ県）では、アドバイザー1人当たりの求職者数は 48 人であるのに対して、ラ・マドレーヌの窓口（フランス北部ノール県）では 218 人である²⁷。

実際に雇用アドバイザーによる支援方法も三者で異なり、「フォローアップ」は自律性の高い求職者であるため、アドバイザーとのやり取りは原則として電話と電子メールで行なわれる。逆に「強化・補強」のグループは、アドバイザーと頻繁な連絡をとって集中的な支援サポートが必要なため、対面での面談が優先される²⁸。

第2節 失業保険制度のオンライン化

1. 失業認定手続きのオンライン化の状況

(1) 2015 年以降のデジタル化、オンライン化の取り組みの成果

雇用局のデジタル化は 2015 年に本格的に始まり、業務のデジタル化に係る予算は、2018 年には 4 億 5,500 万ユーロであり、人員は情報システム部門（DSI）に 1,551 人（フルタイム換算）の従業員が所属している²⁹。

雇用局の業務のデジタルトランスフォーメーションの推進は、登録の諸手続きがデジタル化されることによって生産性は向上するかたちで成果が表れている。

受給資格認定と給付水準を計算する手続きに関して、オンラインによる登録を通常の方法にする業務変更が行われ、これにより、2018 年の時点で、初回登録に対応する許可申請の 54.7%が自動決定された³⁰。

営業時間の変更も行われた。2015 年までは、求職者に対応する窓口受付の業務は終日行われていたが、2016 年以降、受付業務を午前中に制限し、午後は事前予約した求職者への対応や求職支援ワークショップを実施する時間に充てられている。窓口受付業務を午前中に限ることによって、午後にアドバイザーは求職者とのメールによるやり取りに時間を当てることができるようになった³¹。また、登録手続きをオンライン化、デジタル化することにより、初回のアドバイザーによる求職者との面接において、再就職に向けたキャリアパスの実質的な質問を集中的に行うことが可能となった。

給付金請求手続きの管理業務の自動化によって、処理時間が短縮された。請求手続きの処理にかかる平均時間は、2015 年 1 月時点の 18.7 日から 2018 年 12 月時点の 6.6 日に短縮された³²。

²⁶ Aurélien D'Isanto (DREES), 2019, pp.4-5.

²⁷ Cour des comptes, 2020, p.105.

²⁸ 前掲注 23, p.1.

²⁹ Cour des comptes, 2020, p.93.

³⁰ Cour des comptes, 2020, p.104.

³¹ Cour des comptes, 2020, p.104.

³² Cour des comptes, 2020, p.104.

雇用局は、こうした業務の効率化によって、求職者との面談の回数を増やすことが可能になったとしている。この面談回数には、物理的な面接と電話による面接の両方、及び一部のメールでのやり取りが含まれている³³。

雇用局の業務のデジタル化、オンライン化に関する変革の成果を測る指標の一つとして挙げられるのが求職者からの電子メールの処理件数である。2015年の時点で雇用局は電子メールを510万件処理していたのに対して、2018年には3,380万件に増加している³⁴。

雇用局はさらに、AIの技術を活用した変革を推し進めようとしている。求職者からの電子メール対応をAIの技術を活用した自動応答による設定を実験的に行っている。また、人工知能を利用して、アドバイザーが求職者のポートフォリオを管理できるようにする計画もある。

ただ、雇用局は情報処理に関する技術的な課題を抱えている。その一つは、主に活用されているアプリケーションは、30年以上前に設計された基盤（SIGMA）に基づいていることである³⁵。情報システム関連の予算は年々一定の額が計上されており（2012年に4億4,649万ユーロに対して、2018年には4億5,479万ユーロ）、大規模なシステム改修は行われていない。そのため、新規の大規模なデジタル化に関するプロジェクトの推進を妨げるかたちとなっている。

雇用局が扱うデータの量は大規模なものとなっており、一般データ保護規則（RGPD : *règlement général sur la protection des données*）の遵守に関する課題が大きくなっている。RGPDへの対応期限は2018年5月25日であったが、2019年7月末現在、十分に対応できる見通しは立っていない³⁶。

(2) 直近のオンライン化の進捗状況

求職者登録のための必要事項の登録、必要書類の提出、個別就職計画（PPAE: *projet personnalisé d'accès à l'emploi*）の作成手続きは、オンライン化されており、電子申請、電話による対応のほか、実際に雇用局を訪問して対面での手続きを選択することも可能である。パソコン環境の整っていない求職者は雇用局に設置されているPCでデジタル申請が可能で、職員の支援を受けることが可能である³⁷。

求職者登録のための初回の面談におけるPPAEの作成は原則、対面（物理的出席）によるも

³³ Cour des comptes, 2020, p.105.

³⁴ Cour des comptes, 2020, p.106.

³⁵ Cour des comptes, 2020, p.109.

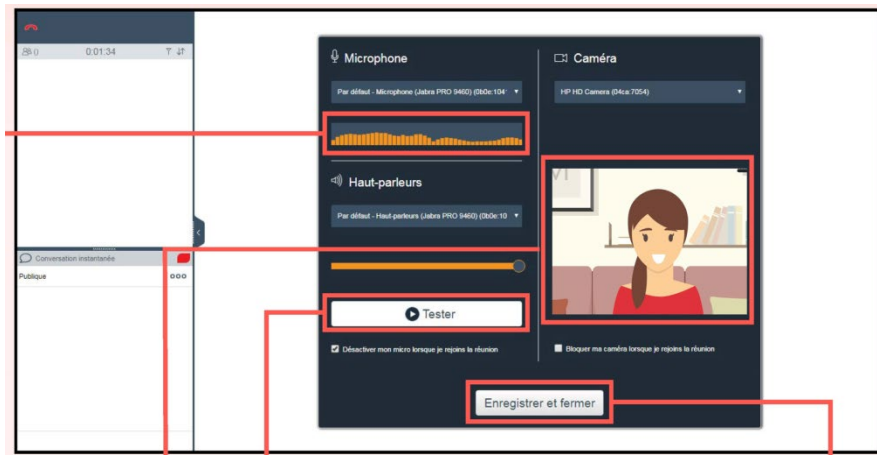
³⁶ Cour des comptes, 2020, p.110.

³⁷ 雇用局ウェブサイト（Inscription à Pôle emploi : le « pas à pas » pour s'inscrire en ligne）参照。
(<https://www.pole-emploi.fr/candidat/vos-droits-et-demarches/vos-demarches-aupres-de-pole-emp/inscription-et-le-rendez-vous-e.html>)

のとなっている³⁸。この初回の面談の所要時間は約 45 分とされている³⁹。2 回目以降のアドバイザーとの面談はパソコン上で雇用局のウェブサイトアクセスして行うことができる。

「フォローアップ (suivi)」の求職者のほとんどが面談をオンラインで行っているとされている⁴⁰。図表 4-2 は雇用局のガイダンス資料に掲載されたオンラインでの面談方法の説明文書に掲載されているイラストである。

図表 4-2 オンラインによる面談の画面



出所：雇用局資料（Guide de connexion à mon entretien en visio-conférence）より。

失業手当給付の認定のため、1 カ月に 1 回、PPAE の更新(求職活動及び訓練受講の記録の更新)をする必要があるが、オンライン上でデータを更新することが可能である⁴¹。更新に必要な書類の提出はオンライン上で可能となっており、図表 4-3 は、必要書類をアップロードする雇用局のウェブサイトの画面の一例を示したものである。

³⁸ Unedic ウェブサイト（Quelles démarches dois-je faire pour percevoir les allocations chômage ? Dernière mise à jour le 04 mars 2022）参照。

(<https://www.unedic.org/indemnisation/vos-questions-sur-indemnisation-assurance-chomage/quelles-demarches-dois-je-faire>)

「物理的出席」という表現については、日本の衆議資第 97 号「国会におけるオンライン審議の導入」に関する資料等を参照。

([https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi097.pdf/\\$File/shukenshi097.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/shukenshi097.pdf/$File/shukenshi097.pdf))

³⁹ Accompagnement des chômeurs: Pôle emploi a du boulot, capital, Publié le 20 juin 2019.

⁴⁰ 前掲注 26 参照。

⁴¹ 雇用局ウェブサイト（Votre actualisation en ligne évolue pour plus de simplicité !）参照。

(<https://www.pole-emploi.fr/candidat/mes-droits-aux-aides-et-allocati/allocations-et-aides--les-repons/votre-actualisation-en-ligne-evo.html>)

OECD, Tax-benefit policies team, 2020 の 30 頁にはフランスにおける求職者登録のオンライン手続きの割合が 72%とされているが、フランス政府の資料にこの数値を見つけることはできず、この数値の詳細を確認することはできていない。

図表 4-3 オンラインによる必要書類提出の画面

Envoyer un document

Étape 1
Sélection

Étape 2
Transmission

Étape 3
Prévisualisation - Envoi

Étape 4
Confirmation

Envoyer un document

Important :

- Si le document que vous envoyez ne correspond pas au document sélectionné dans la liste, celui-ci sera rejeté.
- L'envoi d'un justificatif pour le contexte "Actualisation" ne remplace pas votre actualisation mensuelle qui est **indispensable**.

Tous les champs sont obligatoires.

Sélectionner un document

Dans quel contexte souhaitez-vous envoyer votre document ? Actualisation - Changement de situation ?

Précisez la situation Activité salariée

Quel type de document souhaitez-vous envoyer ? Bulletin de salaire

Précisez le nom du document test bulletin salaire

Exemple : Bulletin de salaire – Cap Emploi – 05/2017

出所：雇用局資料（Transmettre un document sur pole - emploi.fr）より。

新型コロナウイルス感染拡大の初期段階にあたる 2020 年 3 月から実施された最初のロックダウン時には、感染拡大防止の観点から初回の面談を含めて雇用局のサービスのすべてが原則オンラインによる手続きとなった。5 月のロックダウン解除後には、サービスの質を確保する必要性のある一部のサービスは、オンラインではなく物理的な手続きに戻された⁴²。その一部サービスというのは、雇用局のオフィスにおいて予約制で物理的に実施する必要がある面談や打ち合わせである。例えば、以下のサービスが挙げられている。

- ・アドバイザーとの物理的なやりとりが不可欠な面談。
- ・求職者の求職活動について、アドバイザーが雇用局に実際に出向いてもらって行う必要があると判断された面談、または求職者が直接、雇用局で面談を行う必要があると申し出て

⁴² 雇用局ウェブサイト（Pôle emploi face à la crise sanitaire COVID-19 - Réouverture des agences de Pôle emploi à partir du 18 mai et reprise progressive de l'activité post-confinement）参照。
(<https://www.pole-emploi.org/accueil/communiques/pole-emploi-face-a-la-crise-sanitaire-covid-19---reouverture-des-agences-de-pole-emploi-a-partir-du-18-mai-et-reprise-progressiv.html?type=article>)

いる面談。

- ・企業のニーズにより、アドバイザーが雇用局で打ち合わせを行う必要があると判断した案件、または採用担当者が雇用局で打ち合わせを行うことを希望している案件。
- ・求職者が自分の求職情報を登録したり更新するために、セルフサービス端末機器、コピー機、スキャナを予約して利用できるようにすること。

2回目以降の面談はオンラインで行われているが、第1節10. 求職者の分類に挙げた職業紹介業務上の分類における3つに分類される求職者のうち「フォローアップ」に区分される求職者は、再就職のための活動を自律的にすすめることができるため、アドバイザーとのやり取りは、一般的には電話や電子メールが好まれる傾向がある⁴³。

2021年からの取り組みとして、職業紹介業務上の分類「フォローアップ (suivi)」の求職者のうち、最も企業の求人ニーズに近い学歴や資格などの職務能力を持っている求職者で、求職活動を自律的に行うことができる求職者を「新しいフォローアップ」として位置づけ、新しい集团的・デジタル的支援プロジェクトを開始した⁴⁴。これは、ソーシャルネットワーク上のオンライン・コミュニティ「Sphère emploi」におけるアニメーションに基づくサービスで、求職者の個別評価（少なくとも最低6カ月に1回）、求職活動の進捗状況を把握するなど、個々の求職者のニーズに応じたサービスの提案を行うというものである。

2. オンライン化による影響(メリット、デメリット)

求職者（とりわけ山間部に居住する者）にとって、雇用局に直接出向かなければならないのは、移動時間、待ち時間、移動にかかる費用がかからないことに加えて、様々な情報を早く入手でき、アドバイザーとの情報交換が容易になることがメリットだとされている。アドバイザーにとって面談のアポイントメントの延期の数が減ることがメリットとして挙げている。一部の求職者は情報通信機器の扱いが不慣れであることや、自宅の内部が画面に写ってアドバイザーに見られるためプライバシー上の問題のためにオンライン面談を望まないとしている。

フランス南部のアヴェロン県では、2019年4月から、ビデオ通話（entretiens en visioconférence）による求職者との面談（第1回面談も含むかどうかは不明）を試験的に開始した⁴⁵。利用者を対象とした調査では、77%がビデオ通話による面談に満足しており、76%が他の求職者にも勧めるとしていた。

求職者がオンライン化にどれくらい対応できているのか、年齢別及び学歴別に示したのが

⁴³ 前掲注23参照。

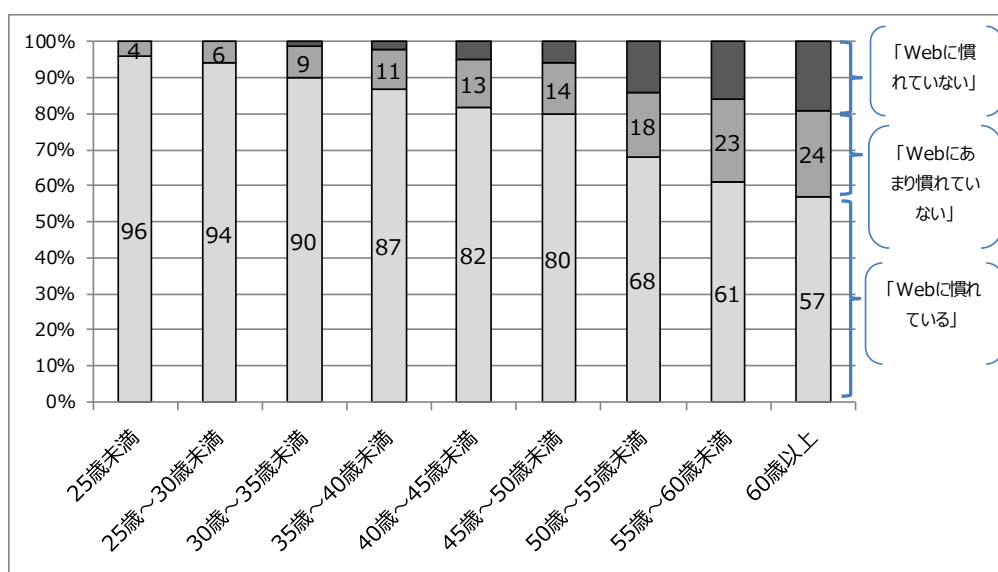
⁴⁴ Pôle emploi, 2022, p.17.

⁴⁵ 雇用局ウェブサイト（Pôle emploi expérimente l'entretien en visio pour les demandeurs d'emploi）参照。
(<https://www.pole-emploi.org/regions/occitanie/newsletters/parlons-emploi-aveyron-n1/pole-emploi-experimente-lentretien-en-visio-pour-les-demandeurs-demploi.html?type=article>)

図表 4-4 及び図表 4-5 である⁴⁶。年齢が上がるほど、学歴が低いほど、オンライン化に対応するのが難しいことが示されている。25 歳未満の求職者のほとんどが、ウェブによる手続きに慣れ親しんでいるが、60 歳以上では約半数（43%）が「（あまり）慣れていない」と回答している。バカロレア取得 2 年以上（大学 2 年を修了した程度）の求職者は全員がウェブによる手続きに慣れているが、中学卒の低学歴の求職者のほぼ半数（46%）が「慣れていない」と回答している。

求職者のネット環境について求職者の 93%が、インターネットに接続できるコンピュータやスマートフォン、タブレットなどの機器を少なくとも 1 台持っており、中でも最も重要な機器はスマートフォンで、求職者の 10 人に 8 人近くが持っている⁴⁷。2018 年の時点で、求職者の 83%が「場所に関係なく毎日ネットをしている」と回答している。この数値は、2016 年には 75%だったので、2 年間で 8 ポイント上昇している。求職者の 82%がインターネットの利用に「慣れている」と回答する一方で、13%が「あまり慣れていない」、5%が「慣れていない」と回答している（図表 4-6 参照）。

図表 4-4 年齢別のオンライン化対応状況

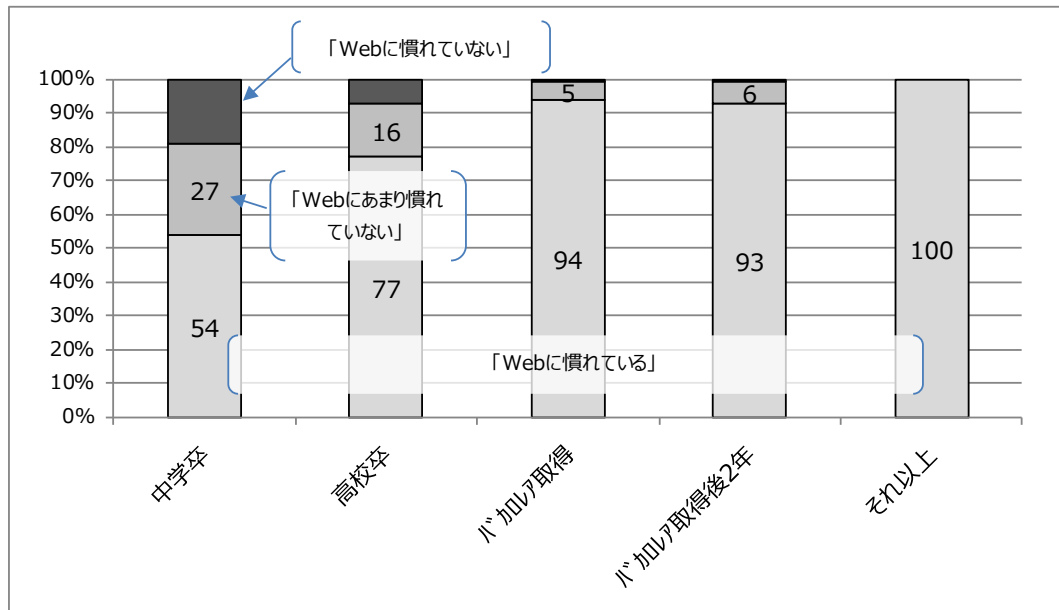


出所：Sandra Gaumont, Sophie Hamman et Franck Manogil, 2019 より作成。

⁴⁶ Sandra Gaumont, Sophie Hamman et Franck Manogil, 2019, p.2.

⁴⁷ Sandra Gaumont, Sophie Hamman et Franck Manogil, 2019, p.3.

図表 4-5 学歴別のオンライン化対応状況



出所：Sandra Gaumont, Sophie Hamman et Franck Manogil, 2019 より作成。

インターネット利用に「慣れている」求職者は、79%が 50 歳未満の比較的若い層であり、59%以上がバカロレア（BAC：高卒で大学入試受検資格）を取得以上の高学歴者である。それに対して、「慣れていない」と回答した求職者の 72%が 50 歳以上で、94%がバカロレアを取得していないという特徴がある。「慣れている」求職者のうち、50%がインターネットを仕事で使っているのに対して、「慣れていない」求職者では 9%しかいない。パソコン利用自体に「慣れている」か否かの違いも両者で明確に分かれる。

図表 4-6 求職者のネット利用状況

	インターネットの利用に		
	「慣れている」(82%)	「あまり慣れていない」(13%)	「慣れていない」(5%)
年齢の特徴	79%が50歳未満	43%が50歳以上	72%が50歳以上
学歴の特徴	59%以上がBAC取得以上	84%がBACを非取得	94%がBACを非取得
性別の特徴	男女の違い：なし	男女の違い：なし	男性が多い(60%)
スマホを持っている	84%	53%	34%
ネットに接続できる機器を1台以上持っている	97%	77%	54%
インターネットを仕事で使っている	50%	21%	9%
パソコンの使い方	慣れている		よくわからない
	98%	66%	80%
SNSのアカウントを持っている	78%	33%	
ウェブを活用して就職活動をしている	98%	55%	

出所：Sandra Gaumont, Sophie Hamman et Franck Manogil, 2019 より作成。

3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か

諸手続きのオンライン化によって不正受給が増加したという指摘は、今回の調査では見つかっていない。

4. オンライン化に当たっての障害

上記のデメリットの欄で指摘したことと重複するが、情報通信機器の扱いが不慣れな求職者が見受けられるため、オンライン以外の書面や対面、電話での対応は選択肢として残す必要性がある。

国立統計経済研究所（INSEE）が 2022 年 5 月に公表した報告書では、2021 年に「（パソコン等を利用して）オンライン手続きをしようとして途中で断念したことがある」と答えた人は全体の 32%に上った。そのうち、4 分の 3 の人は、別の方法（電話、窓口）を利用し、残りの 4 分の 1 の人は手続きそのものを諦めたと答えた。中途挫折の理由を尋ねたところ、3 割の人が技術的問題を挙げた。また、29.1%の人が、手続きが複雑であることを挙げた⁴⁸。

5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯

2020 年の雇用局におけるビデオ会議の利用は 25 万 7,346 件で、2019 年と比べて 3 倍に増えている⁴⁹。2021 年のビデオ会議利用件数は 35 万 1,065 件である⁵⁰。ただし、全面談数に占める割合は不明である。

2020 年の年次報告書では、利用者の 93%が雇用局のサービスのデジタル化に満足していると回答しており、2021 年の年次報告書では 91%とされている⁵¹。ちなみに、2020 年の雇用局利用者の満足度は 78.4%となっており、この数値は 2019 年から 3 ポイント上昇で、2021 年には 82.4%へさらに上昇している。

6. オンライン化に係る今後の方向性

今後もオンライン化を推進する方向性にある。マクロン政権は 2017 年の発足直後から公共サービスの改善とデジタル化に取り組んでいる。その 5 年間の成果に関する報告書が、2021 年 8 月に公表された。基本的な行政手続きのオンライン化は 2017 年時点では 63%とされていたが、2021 年時点で 85%近くがオンラインで行うことが可能になっている⁵²。行政手続きのオンライン化が進む中、2021 年に本土に居住する成人のうちオンライン手続きを 1 度以上行った人が占める割合は 67%で、この割合は 2018 年実施の前回調査と比べてほ

⁴⁸ Gleizes F., Nougaret A., Pla A., Viard-Guillot L.(INSEE), 2022.

⁴⁹ Pôle emploi, 2021, p.7.

⁵⁰ Pôle emploi, 2022, p.7.

⁵¹ Pôle emploi, 2022, p. 6, Pôle emploi, 2021, p. 6.

⁵² Conseil des ministres du 25 août 2021. Résultats. Amélioration et numérisation des services publics. (<https://www.vie-publique.fr/discours/281294-conseil-des-ministres-25082021-bilan-numerisation-services-publics>)

とんど変わっていない。オンライン手続きをまったく行わなかった人のうち、40%は同じ期間にインターネットをまったく利用していなかった。政府は、公共サービスの改善とデジタル化に引き続き全力を尽くしていくとしている⁵³。

7. 現地の報道、評論

イル・ド・フランス地域（パリ市とその周辺地域）において、雇用局での求職者との面談のオンライン化が試行されていた2016年10月25日時点の報道によると、求職者にとって、地下鉄やバスで移動する負担が軽減され、悪天候の中を外出しなければならない苦労がなくなり、オンライン化は合理的だという評価を得ている。また、雇用局での対面の面談では、キャンセルされる、あるいは求職者が面談の日時に訪れない場合が、平均して4回に1回はあるが、ビデオ会議による面談ではキャンセル率が低いという⁵⁴。

小括

フランスにおける失業保険の申請や認定の手続きにおけるオンライン化は、2015年から本格的に推し進められ、初回の申請手続きにおける個別就職計画（PPAE）の作成のための面談が対面で行われる以外は、原則としてオンライン手続きが可能となっている。実際、学歴が低く、資格や技能を持たないため、長期失業者になる可能性が高い求職者の場合は定期的な対面での面談が行われているが、それ以外の求職者は、面談も含めて原則としてオンラインによって手続きが行われている。PPAEの更新や必要書類の提出は、通信によって遠隔で行うことができる。コロナ禍の初期段階において、初回の面談についても、オンラインで行われたが、第1回目のロックダウン終了後から、サービスの質確保を目的として、対面での面談に戻された。オンライン化の是非を問う議論について、目立ったものは見受けられない。ただし、行政サービスのデジタル化が推進されるなかで、手続きの複雑さを理由として、途中で断念してしまう利用者が一定数いることが政府の行った調査の結果としてわかっている。低学歴あるいは高年齢の求職者の約半数はデジタル化に対してスムーズに対応できないという一面に配慮しつつデジタル化を推進していく必要がある。行政手続きのデジタル化が国民サービスの向上を第一として考え、デジタル化された手続きが国民の権利であって、義務ではないという姿勢が求められていると言える。

⁵³ 政府サイト (vie-publique) (Conseil des ministres du 25 août 2021. Résultats. Amélioration et numérisation des services publics.) 参照。
(<https://www.vie-publique.fr/discours/281294-conseil-des-ministres-25082021-bilan-numerisation-services-publics>)

⁵⁴ Chômage : Pôle Emploi développe les entretiens par visio-conférence, RTL, publié le 25 octobre 2016.
(<https://www.rtl.fr/actu/debats-societe/chomage-pole-emploi-developpe-les-entretiens-par-visio-conference-7785449037>)

[参考文献]

- Aurélien D'Isanto (DREES), 2019, Insertion : un accompagnement renforcé ou global pour 30 % des bénéficiaires du RSA inscrits à Pôle emploi, juillet 2019, DREES Études et Résultats numéro 1121.
- Cour des comptes, 2020, Le rapport public annuel 2020, Tome II, Le numérique au service de la transformation de l'action publique, Le suivi de la mise en œuvre des recommandations des juridictions financières.
- Gleizes F., Nougaret A., Pla A., Viard-Guillot L., 2022, Un tiers des adultes ont renoncé à effectuer une démarche administrative en ligne en 2021, INSEE FOCUS, No 267, Paru le : 11 mai 2022.
(<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6438420#>)
- Jean-Marie Pillon, 2015, Dire la qualité des chômeurs en 400 caractères, La valorisation des demandeurs d'emploi par les agents de Pôle emploi au moyen des « conclusions d'entretien », Dans Revue d'anthropologie des connaissances 2015/1 (Vol. 9, n°1), pages 63 à 82.
- OECD, Tax-benefit policies team, 2020, Activity-Related Eligibility Conditions for Receiving Unemployment Benefits, Results 2020.
- Pôle emploi, 2014, Les modalités d'accompagnement des demandeurs d'emploi a Pôle emploi, juillet 2014.
(<https://www.pole-emploi.org/files/live/sites/peorg/files/pdfs/analyse%20taille%20des%20portefeuilles8554593902146457410.pdf>)
- Pôle emploi, 2021, Rapport annuel 2020.
(https://www.pole-emploi.org/files/live/sites/peorg/files/documents/Publications/Rapport_annuel-2020_vdef_1.pdf)
- Pôle emploi, 2022, Rapport annuel 2021.
(<https://www.pole-emploi.org/files/live/sites/peorg/files/documents/Publications/Rapport%20Annuel%20-%202021.pdf>)
- Pôle emploi, Votre allocation d'aide au retour à l'emploi, Pôle emploi et vous (雇用局求職者登録ガイダンス資料) .
(<https://www.pole-emploi.fr/files/live/sites/PE/files/fichiers-en-telechargement/fichiers-en-telechargement---dem/com-510-Votre-allocation-aide-au-retour-emploi-ARE.pdf>)
- Pôle emploi, Guide de connexion à mon entretien en visio-conférence (雇用局求職者ビデオ面談ガイダンス資料) .
(https://www.pole-emploi.fr/files/live/sites/pays-de-la-loire/files/pays-de-la-loire/documents/visioconference/avaya_tuto_visio_ordinateur_pepdl.pdf)

Pôle emploi, Transmettre un document sur pole - emploi.fr.

(https://www.pole-emploi.fr/files/live/sites/nouvelle-aquitaine/files/Fichiers/mode_emploi_transmettre_doc_espace_perso.pdf)

Sandra Gaumont, Sophie Hamman et Franck Manogil, 2019, Les demandeurs d'emploi et leur usage du numérique, Plus de huit demandeurs d'emploi sur dix sont à l'aise avec les outils numériques, Pôle emploi, éclairages et synthèses, #49.

(<https://www.pole-emploi.org/statistiques-analyses/demandeurs-demploi/accompagnement-et-prestations/les-demandeurs-demploi-et-leur-usage-du-numerique.html?type=article>)

Yannick Galliot, Eric Renard, 2014, Premier bilan après 18 mois de mise en oeuvre, les effets des nouvelles modalités de suivi et d'accompagnement des demandeurs d'emploi, – direction des statistiques, des Études et de l'évaluation, Pôle emploi, Éclairages et synthèses octobre 2014, N°09, Statistiques, études et évaluations.

(https://www.pole-emploi.org/files/live/sites/peorg/files/pdfs/e_ets_n09_2014_services_aux_demandeurs30417.pdf)

北澤謙 (2014)「第2章フランス」『失業保険制度の国際比較—デンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン』JILPT 資料シリーズ No.143、33～60 ページ、労働政策研究・研修機構。

松村文人 (2007)「フランスの失業保険と雇用政策」『海外社会保障研究』Winter 2007、No.161、61～78 頁、国立社会保障・人口問題研究所。

[参考ウェブサイト]

雇用局ウェブサイト : <https://www.pole-emploi.org>

国立統計経済研究所(INSEE) : <https://www.insee.fr>

政府公共サービスサイト : <https://www.service-public.fr>

政府サイト (vie-publique) : <https://www.vie-publique.fr>

全国商工業雇用連合(Unedic)ウェブサイト : <https://www.unedic.org>

第5章 韓国

はじめに

韓国の失業給付は雇用保険制度の一部である。自営業者、労務提供者、芸術家、日雇い労働者なども雇用保険への加入及び失業給付の受給が可能だが、条件や金額等が異なる。本稿では、失業給付のうち、被雇用者が失職した場合に受給する求職給付を中心に、失業給付制度の概要を述べている。

また、雇用保険手続きのオンライン化については、韓国雇用情報院¹に質問票を送り、回答を得た内容を中心にまとめた。

第1節 失業給付の概要

韓国における失業給付²は、雇用保険のうち、労働者が失職時の生活安定及び求職活動の支援を内容とする「求職給付」と、給付受給中早期に再就業した者や職業能力開発を受けた場合などに支給される「就業促進手当」で構成される³。「求職給付」には、失業申告後の疾病、負傷、出産などによって就業が不可能になった場合などに支給される「傷病給付」、特に就業が困難なため求職給付期間を延長する者が受ける「延長給付」も含まれる（図表 5-1）。

雇用保険の「失業給付」に関しては、保険料率は 1.8%（労働者 0.9%、使用者 0.9%）である⁴。

¹ 韓国雇用情報院は、就業情報専門機関として雇用動向の分析や提供、進路指導及び職業情報の提供、雇用サービスの先進化支援、国家雇用情報網の運営などを行う雇用労働部の傘下機関である。

韓国雇用情報院ウェブサイト (<https://www.keis.or.kr/main/subIndex/3967.do>)

² 「失業給付」「求職給付」は韓国語では「실업급여」「구직급여」となり、直訳すると「失業給与」「求職給与」となる。ただし、英語での定訳は「unemployment benefits」「job-seeking benefits」であることから、本稿では benefits の意味で用いられている韓国語の「給与」については「給付」と表現する。

国家法令情報センター EMPLOYMENT INSURANCE ACT

(<https://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=188712&viewCls=engLsInfoR&urlMode=engLsInfoR#0000>)

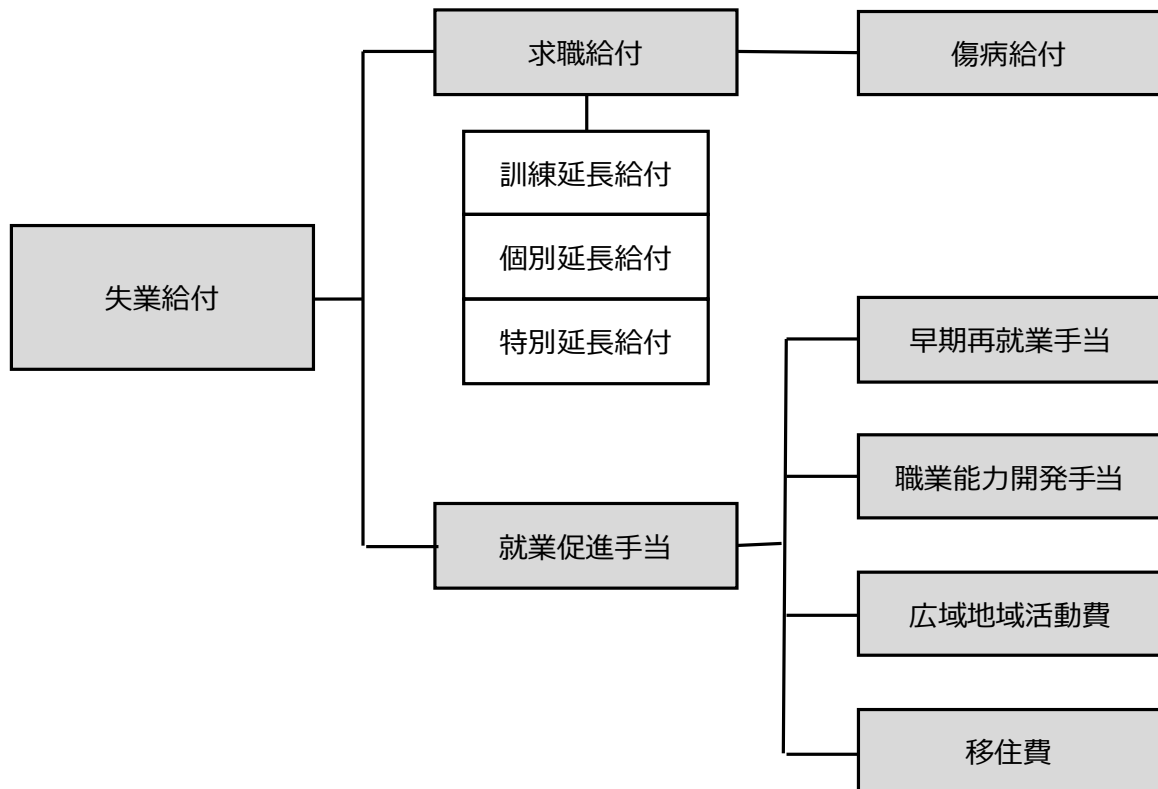
³ 韓国の雇用保険制度は、労使折半で雇用保険料を支払う「失業給付」と、事業主が全額負担する「雇用安定及び職業能力開発」に分けられる。

雇用労働部・政策資料・雇用保険制度(<http://www.moel.go.kr/policy/policyinfo/safety/list1.do>)

⁴ 雇用保険ウェブサイト（雇用保険料案内）

(<https://www.ei.go.kr/ei/eh/eg/ei/eiEminsrr/retrieveEi0301Info.do>)

図表 5-1 失業給付の内訳



出所：「失業給付の歴史と課題」 ソン・ジェミン 韓国労働研究院 労働レビュー2016年11月号
https://www.kli.re.kr/kli/prdclView.es?pblct_sn=8773&mid=a10103050000&nPage=22&sch_yr=&sch_type=&sch_keyword=&sch_prdcl

1. 主な適用要件

適用対象となるのは雇用保険に加入している事業場で働いていた被雇用者である。

ただし、65歳以降に雇用された者（65歳以前から被保険者資格を維持したまま65歳以降も継続して雇用された場合は除外）、1カ月間の所定労働時間が60時間未満の者（3カ月以上継続して勤務している者、1カ月未満の雇用で働く日雇い労働者は対象となる）、外国人労働者（一部在留資格は加入が必要か任意加入）、公務員などは雇用保険の対象にはならない⁵。

一部の例外を除きすべての事業場で雇用保険への加入が義務付けられている。

2. 主な受給要件

受給対象者の条件は、(1)離職前の24カ月間に被保険者期間が通算で180日以上であること、(2)働く意思と能力があるにもかかわらず就業（営利目的の事業の営業も含む）

⁵ 雇用保険ウェブサイト（求職給付支給対象）
<https://www.ei.go.kr/ei/eih/eg/pb/pbPersonBnef/retrievePb0202Info.do>

ができていない状態であること、(3)再就業のための努力を積極的に行うこと、(4)離職事由が非自発的な事由であること、である。基本的に自発的な離職の場合は求職給付を受けすることはできない。ただし、自発的な離職でも、事業主側の事情で離職が避けられなかったと認められる正当な事由⁶がある場合には受給資格を付与する。主な正当な辞職事由は（図表 5－2）のとおりである。

図表 5－2 事業主側の事情で離職が避けられなかったと認められる正当な事由

1. 次の各号の内いずれか一つに該当する事由が離職日前の 1 年以内に 2 カ月以上発生した場合 ①実際の労働条件が、採用時に提示された労働条件や採用後一般的に適用される労働条件よりも低くなった場合 ②賃金不払いの場合 ③所定労働に対して支給を受ける賃金が「最低賃金法」による最低賃金に未達となっていた場合 ④「勤労基準法」第 53 条によって延長労働の制限に違反した場合 ⑤事業場の休業によって休業前の平均賃金の 70%未満を支給された場合
2. 事業場で宗教、性別、身体障がい、労組活動などを理由として不合理な差別待遇を受けた場合
3. 事業場で本人の意思に反してセクハラ、性暴力、その他性的な嫌がらせを受けた場合
3-2「勤労基準法」第 76 条の 2 による職場内嫌がらせに当たる場合
4. 事業場の倒産、廃業が確実だったり大量の減員が予定されている場合
5. 次の各号のいずれか一つに該当する事情で事業主によって退職の警告を受けるか、人員削減が不可避であり、雇用調整計画によって実施した退職希望者の募集によって離職する場合 ①事業の譲渡、買収、合併 ②一部の事業の廃止や業種転換 ③職制改編による組織の廃止・縮小 ④新技術の導入、技術革新などによる職業形態の変更 ⑤経営悪化、人事職制、それ以外のこれに準ずる事由が発生した場合
6. 次の各号の打ちいずれか一つに該当する事由によって通勤が困難（通勤時利用できる通常の交通手段では事業場までの往復にかかる時間が 3 時間以上の場合をさす）となった場合 ①事業場の移転 ②地域の異なる事業場への転勤 ③配偶者や扶養しなければならない親族との同居のための居所移転 ④それ以外の避けられない事由で通勤が困難な場合
7. 両親や同居親族の疾病・負傷などによって 30 日以上本人が看護しなければならない期間に企業の事情上、休暇や休職が許容されず離職した場合
8. 「産業安全保健法」第 2 条第 2 号による“重大災害”が発生した事業場として、その災害と関連する雇用労働部長官の安全保健上の是正命令を受けても是正期間までに是正しておらず、同じ災害の危険に露出されている場合
9. 体力不足、心身障がい、疾病、負傷、視力・聴力・触覚の減退などによって被保険者が与えられた業務を遂行することが困難で、企業の事情上、業務種類の転換や休職が許容されず離職したことが医師の所見書、事業主の意見などを根拠として客観的に認定された場合
10. 妊娠、出産、満 8 歳以下または小学 2 年生以下の子女（養子縁組をした子女を含む）の育児、「兵役法」による義務服務などによって業務を継続的に遂行することが難しい場合に事業主が休暇や休職を許容せず離職した場合
11. 事業主の事業内容が法令の制定・改正によって違法になるか就業当時とは異なる法令で禁止される財貨または用役を製造や販売することになった場合

⁶ 雇用保険法施行規則〔別表 2〕勤労者の受給資格が制限されない正当な離職事由

12.定年の到来や契約期間の満了で会社に継続して勤めることができなくなった場合
13.それ以外に被保険者と事業場などの事情に照らして、そのような条件では通常の他の労働者も離職をした事実が客観的に認定された場合

出所：雇用保険法施行規則「別表2」より作成。

3. 給付日数

給付日数は 120～270 日間で、雇用保険被保険者期間と年齢によって決定する（図表 5-3）。

図表 5-3 求職給付受給日数

		被保険者期間				
		1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年 以上
離職前時点	50 歳未満	120 日	150 日	180 日	210 日	240 日
の年齢	50 歳以上及び障がい者	120 日	180 日	210 日	240 日	270 日

出所：雇用保険ウェブサイト（求職給付支給額）

(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/eg/pb/pbPersonBnef/retrievePb0203Info.do>)

4. 給付水準

離職前 3 カ月間の平均賃金の 60% である。上限、下限額が定められており、上限額は、1 日 6 万 6,000 ウォン、下限額は退職当時の最低賃金時間給の 90% × 1 日の所定労働時間 8 時間である。最低賃金に伴って下限額は毎年変わり、2023 年適用の最低賃金は時給 9,620 ウォン⁷である。

5. 給付制限

退職翌日から 12 カ月⁸が経過すると給付日数が残っていても受給することはできないため、退職後すぐに求職給付の受給手続きをする必要がある。

また、失業認定を受けるためには再就業活動（後述）を行う必要があるが、次のような場合は失業認定を受けることができない⁹。行っていない入社面接に行ったと申告するような虚偽の申告を行った場合、一度目に限りその失業認定の対象期間のみ支給せず、二度目以降はすべての受給日について支給しない。雇用センターが斡旋した雇用や職業指導、求職活動などを正当な理由なく拒否するなど、形式的な再就業活動を行った場合

⁷ 雇用労働部報道資料「雇用労働部、2023 年最低賃金時間給 9,620 ウォンで告示」（2022 年 8 月 5 日付）(https://www.moel.go.kr/news/enews/report/enewsView.do?news_seq=13816)

⁸ 雇用保険ウェブサイト（失業給付とは？）(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/eg/pb/pbPersonBnef/retrievePb0201Info.do>)

⁹ 失業給付受給者のための就業希望カード(<https://www.ei.go.kr/ei/ebook4/index.html>)

には一度目は事前に通知し、二度目以降は認定せず不支給とする。

その他、主な不正受給の種類には、失業認定期間中の就業・自営業運営の事実の未申告、離職事由の虚偽申告、偽装雇用、偽装退社、受給者本人以外の代理申請、虚偽の求職活動、再就業が可能ではない状態での受給などがある¹⁰。

また、過去 10 年間のうち、3 回以上不正な方法で求職給付を受給しようとして求職給付を受け取れなかった者は、不正受給を行ったか受給しようとした日から 1 年間、4 回の場合は 2 年間、5 回以上の場合は 3 年間の間は求職給付を受けることはできない¹¹。

6. 収入との調整

受給期間中に就業した場合には金額にかかわらず必ず申告しなければならない¹²。アルバイト等をした場合には就業した日数を所定の給付日数から引いた日数分の失業給付が支給される¹³。

7. 失業申請・認定方法

(1) 運営組織

求職給付の受給資格の申請、失業認定を含む失業給付に関連する業務は受給者の居住地の管轄の雇用センターが担当する¹⁴。雇用センターは、韓国雇用労働部（Ministry of employment and labor）¹⁵傘下の公共職業紹介機関である。

(2) 受給資格申請

求職給付を受給するためには、失業認定よりも先に、受給資格申請を行う必要がある。受給資格申請は、申請者が雇用センターを訪問して行う。新型コロナウイルス感染拡大のため一時的に失業認定がすべてオンライン化された際でも、受給資格申請がオンライン化されたことはなく、対面による集合教育を受講する代わりにオンライン教育を受講後、雇用センターを訪問する方式となった。

求職給付申請の手順は原則オンラインで、申請者はまず、韓国雇用労働部及び雇用情報院が運営する情報サイト「ワークネット」¹⁶上で求職登録申請を行う必要がある。次に、居住地管轄の雇用センターを訪問し、受給資格認定を申請する。受給資格の認定の可否

¹⁰ 大韓民国政策ブリーフィング「失業給付不正受給 6 タイプ」
(<https://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148894001>)

¹¹ 雇用保険法第 61 条

¹² 前掲注 9 参照。

¹³ 大韓民国政策ブリーフィング「[労働法劇場] 失業給付を受けながらアルバイトをしても就業として申告しなければなりませんか？」(<https://www.korea.kr/news/visualNewsView.do?newsId=148893188>)

¹⁴ 雇用保険ウェブサイト（運営組織）
(<https://www.ei.go.kr/ei/eh/eg/ei/eiEminsri/retrieveEi0103Info.do>)

¹⁵ 雇用労働部ウェブサイト(<https://www.moel.go.kr/index.do>)

¹⁶ ワークネット (<https://www.work.go.kr/seekWantedMain.do>)

が 14 日以内に決定し¹⁷、申請が認定された受給者は、1 回目の失業認定後から求職給付の受給が可能となる。

(3) 失業認定の仕組み

失業認定は、1～4 週間ごとに対面またはオンラインで行われる。1 回目、4 回目の失業認定は原則として対面であり、1 回目は集団教育の受講、4 回目は担当職員と 1：1 の面談が実施される¹⁸。3 回目までは自主的な再就業活動を基本として原則オンライン申請、4 回目以降は担当者の介入を通じて積極的な求職活動を支援する¹⁹。

各失業認定時には、求職者による再就業活動の報告と雇用センターによるその確認が行われる。再就業活動には、入社志願、面接、自営業準備活動などの「求職活動」と、職業訓練の履修、資格試験の受験などの「求職活動以外の活動」がある²⁰。

求職給付受給者は、①一般受給者、②反復受給者、③長期受給者、④60 歳以上の者、⑤障がい者、に分類されており、類型によって認定方法や認定基準が異なる（図表 5-4）。①一般受給者は、②～⑤に該当しない者、②反復受給者は離職日の過去 5 年間に 3 回以上受給したことがある者、③長期受給者は所定給付日数が 210 日以上の方である。

図表 5-4 求職給付受給者類型

受給者類型	訪問日	再就業活動回数	再就業活動の種類
一般受給者	4 回目。	2～4 回目：4 週に 1 回 5 回目以降：4 週に 2 回	1 回目：オンライン教育（希望時は訪問も可能） 4 回目まで：「求職活動」及び「求職活動以外の活動」の中から自由に選択可能 5 回目以降：最低 1 回以上の「求職活動」
反復受給者	1、4 回目。 それ以外はオンラインか出席か選択可能。	2～3 回目：4 週に 1 回 4～7 回目：4 週に 2 回 8 回目以降：1 週に 1 回	1 回目：センターで集合教育 2 回目以降：求職活動のみ認定

¹⁷ 雇用労働部民願広場
(https://minwon.moel.go.kr/minwon2008/lc_minwon/lc_quick_internet_view.do?idx=202210111003559581000)

¹⁸ 前掲注 9 参照。ただし、後述のように、コロナ禍後は、一般受給者らが 1 回目の教育をオンラインで受けられるようになった。

¹⁹ 「失業給付の歴史と課題」 ソン・ジェミン 韓国労働研究院 労働レビュー 2016 年 11 月号
(https://www.kli.re.kr/kli/prdclView.es?pblct_sn=8773&mid=a10103050000&nPage=22&sch_yr=&sch_h_type=&sch_keyword=&sch_prdcl)

²⁰ 雇用保険法施行規則第 87 条

長期受給者	1、4 回目、及び受給満了日の直前または前々回は訪問。	2～3 回目：4 週に 1 回 5～7 回目：4 週に 2 回 8 回目以降：1 週に 1 回	1 回目：センターで集合教育 4 回目まで：「求職活動」及び「求職活動以外の活動」の中から自由に選択可能 5 回目以降：最低 1 回以上の「求職活動」 8 回目以降：求職活動のみ認定
60 歳以上 及び 障がい者	4 回目。	全期間：4 週に 1 回	1 回目：オンライン教育（希望時は訪問も可能） 2 回目以降：「求職活動」及び「求職活動以外の活動」の中から自由に選択可能

出所：雇用保険ウェブサイトをもとに作成

(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/cp/cc/ccNtbd/retrieveCcNtbdList.do>)

失業認定日は、1 回目の失業認定は受給資格認定日の 2 週間後、2、3 回目は前回の失業認定日の翌日から 28 日後、4 回目以降は前回の翌日の 7～28 日の範囲内で担当者が指定する日であるが、急激に失業者が増加した場合等現行の人材では業務処理が困難な場合や、受給者に積極的な支援が必要な場合には 4 週間の範囲内で弾力的に失業認定期間を定めることができる²¹。

受給者は指定された日に失業認定を受ける必要があるが、就職活動など避けられない理由で失業認定ができない場合には、理由を証明できる資料があれば、指定日の前日までに雇用センターを訪問するか、訪問できない理由の場合は理由が解消してから 14 日以内に雇用センターを訪問すれば認定日を変更することができる²²。

求職給付受給中に所得が発生した場合には金額、種類にかかわらず、失業認定の際に労働または所得の内容、勤労日、所得金額、所得見込み金額を申告しなければならない。

海外での求職活動を目的に許可を得ている場合を除き、海外から失業認定を受けることはできない²³。

求職給付は原則として認定日の翌日、最大でも 5 日以内に支給される²⁴。ただし、受給資格申請日から 7 日間は「待期期間」としてその間求職給付は支給されない²⁵。

²¹ 失業認定及び再就業支援規定

²² 前掲注 9 参照。

²³ 前掲注 9 参照。

²⁴ 前掲注 9 参照。

²⁵ 雇用保険ウェブサイト（求職給付支給手続き）

(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/eg/pb/pbPersonBnef/retrievePb0204Info.do>)

8. 不正受給への罰則

不正受給が発覚すると、全額返還に加えて、最大 5 倍以下の追加徴収、最大 5 年以下の懲役または 5,000 万ウォン以下の罰金を課される場合がある。ただし、不正受給者が自身で申告した場合には追加徴収は免除となる²⁶。

また、不正受給に関する情報提供へは報奨金制度を実施している。情報提供者の身元が確認された場合に限り通報された者の不正が確認できた際には予算の範囲内で報奨金を支給する。報奨金の金額は不正受給額の 20%、上限額は 1 人当たり 500 万ウォン（事業主と共謀していた場合は 5,000 万ウォン）である。

第2節 失業保険制度のオンライン化²⁷

1. 失業認定手続きのオンライン化の状況

(1) オンライン化の経緯

1995 年の雇用保険開始当初から雇用センターの担当職員だけが利用可能なオンライン雇用保険システムが存在していた。2004 年以降は一般国民がインターネット上で一部の申請を行うことができる新雇用保険システムが導入され、2011 年からはインターネット上での失業認定が本格的に可能になった。それ以降は、1 回目及び 4 回目の失業認定時のみ雇用センターを訪問する必要があるが、2、3 回目及び 5 回目以降はオンラインでの申請が可能となった。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、2020 年 2 月 5 日から 2022 年 6 月 30 日までの間、すべての失業認定がオンライン申請に変更されたが、2022 年 7 月 1 日以降は反復受給者は 1・4 回目、長期受給者は 1・4 回目及び受給満了日の直前または前々回は雇用センターを訪問する方法に戻し、それ以外の者も 4 回目には訪問するように変更した。

また、再就業活動が難しい島嶼居住者、障がい者、60 歳以上の者などを対象に「失業認定特例制度」²⁸が設けられている。特例が認められる場合、受給者は雇用センターを訪問せずに、郵便、FAX、インターネットのいずれかを使用して失業認定を申請することができる。

²⁶ 雇用保険ウェブサイト（不正受給）

(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/eg/pb/pbPersonBnef/retrievePb0214Info.do>)

²⁷ オンライン化については、韓国雇用情報院に質問票を送り回答いただいた内容を取りまとめている。

ただし、雇用情報院公式の回答ではなく当院担当者個々人の回答であるため、各担当者の個人的見解、所感などが含まれている。

²⁸ 政府 24 ウェブサイト（失業認定特例申請）

(https://www.gov.kr/mw/AA020InfoCappView.do?HighCtgCD=A05007&CappBizCD=14900000307&tp_seq=)

(2) 雇用保険インターネットサービスの内容

ア 利用登録

雇用保険インターネットサービスは、インターネット及びモバイルアプリでログインが可能である。雇用保険システムへのログインは、名前、住民登録番号を入力し、共同認証書によって本人確認後サイトにログインすることができる²⁹。共同認証書とは、電子署名のための情報の本人確認及び認証のために用いられる証明書で、金融機関などの認証機関が発行する。雇用保険インターネットサービスは別途の証明書を発行せず、利用者は既存のインターネットバンキングや政府への申請業務に使用する認証書を使用して本人確認を行う。

イ 失業認定

オンラインでの失業認定は指定された認定日当日の午前 0 時 0 分から午後 5 時 0 分までの間のみ可能で、受給者はその間に雇用保険ウェブサイトもしくは雇用保険モバイルアプリ上で失業認定期間中の労働や所得の申告、再就業活動の実績などを入力した「失業認定申請書」に再就業活動の実績を示す資料を添付して提出することで失業認定申請を行う。

なお、インターネット上での失業認定申書の提出が間に合わなかった場合には、当日の午後 6 時 0 分までの間に雇用センターを訪問し、申請書を提出すればよい。

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応

感染症感染拡大によって、2020 年 2 月 5 日³⁰から 2022 年 6 月 30 日にかけてすべての失業認定がオンラインで申請可能となった。1 回目の失業認定は、雇用センターでの集団教育の代わりに、雇用保険ホームページ上で「1 次失業認定教育」を受講し、通常のオンライン失業認定と同様にインターネット申請するよう変更した。失業認定に必要な再就業活動の回数も減らした。2022 年 7 月 1 日³¹からはソーシャルディスタンスの緩和に伴って訪問する形式となり、反復受給者は 1・4 回目、長期受給者は 1・4 回目及び受給満了日の直前または前々回に訪問、それ以外は原則として 4 回目のみ訪問となった。

2. オンライン化による影響(メリット、デメリット)

メリットとしては、受給者にとっては雇用センターを訪問する時間や費用を削減でき

²⁹ 雇用保険ウェブサイト（共同認証書使用案内）

(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/cp/cc/ccCpaGudnce/retrieveCc310Info.do>)

³⁰ 雇用保険ウェブサイト [お知らせ] コロナ-19 関連失業給付制度運営案内

(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/cp/cc/ccNtbd/retrieveCcNtbdInfo.do?formatSe=3&sn=457&gubun=title&pageIndex=1&searchText=&recordPerPage=10>)

³¹ 雇用保険ウェブサイト [お知らせ] 2022 年 7 月 1 日から変わる失業認定基準案内

(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/cp/cc/ccNtbd/retrieveCcNtbdList.do>)

る、雇用センターの職員にとってはオフラインよりも効率がよく、業務負担が軽減できることが挙げられる。

一方で、オンラインでの作業に不慣れな中高齢層にとっては受給手続きが困難である。

3. 特にオンライン化によって不正受給が増加したか否か

不正受給件数とオンライン化の関連は不明である。近年の不正受給件数の推移は大きな変化がなく、増加傾向にある年も原因は摘発の増加などである（図表 5-5）³²。

図表 5-5 失業給付不正受給件数

（単位：件、100 万ウォン）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
件数	22,098	21,415	28,942	33,588	25,574	22,003	24,259	25,755
金額	13,065	14,571	30,489	31,718	19,617	19,786	23,710	28,245

出所：雇用情報院の回答をもとに作成

4. オンライン化に当たっての障害

前述したとおり、オンラインでの作業に不慣れな中高齢層にとっては受給手続きが困難であるため、オンラインの他に対面での申請・認定窓口も引き続き運営する必要があると考えられる。

5. オンライン化に当たっての議論の状況・経緯

韓国では雇用サービスのオンライン化が進んでおり、雇用センターの主要業務も一部を除きオンライン化されている。

また、受給資格申請は今まで一度もオンライン化されたことがないが、これを訪問必須にしないよう法改正する動きもある。

6. オンライン化に係る今後の方向性

受給を繰り返す反復受給者や非常用労働者に対しては現行の対面での失業認定とする一方で、長期間雇用保険に加入している常用労働者などに対しては、受給資格の申請についてもオンライン認定とできるよう改善する方向性にある。

また、雇用センターへの質問には、申請手続きの問い合わせなどの定型的な質問が多いため、チャットボットを導入する等の動きがみられる。

³² 2016～17 年には警察合同調査で一時的にやや増加、2018 年以降は給付額の増加と捜査権の付与によって増加傾向にある。（雇用情報院の回答）

小括

韓国では失業認定のオンライン化は以前から実施されており、特に新型コロナウイルス感染拡大期間中であった 2020 年からはすべての失業認定がオンラインで実施されていた。ただし求職給付を受給するための受給資格の申請には雇用センターを訪問する必要があり、また、失業認定においても指定された日には必ず訪問が必要であるため、受給のためのすべての手続きがオンライン化したことはない。

また、報道では、不正受給が多いという失業給付に対する批判的な報道はみられるものの、特にオンライン化と不正受給を関連させたものは見つからなかった。

〔参考資料〕

雇用保険ウェブサイト

(<https://www.ei.go.kr/ei/eih/cm/hm/main.do>)

「失業給付の歴史と課題」 ソン・ジェミン 韓国労働研究院 労働レビュー2016 年 11 月号

(https://www.kli.re.kr/kli/prdclView.es?pblct_sn=8773&mid=a10103050000&nPage=22&sch_yr=&sch_type=&sch_keyword=&sch_prdcl)

「雇用保険失業認定制度の改善を通じた失業給付受給者再就業支援強化方案」 イ・サンヒョン 韓国雇用情報院 e-雇用イシュー第 2008-21 号

(<https://www.keis.or.kr/user/extra/main/3880/publication/publicationList/jsp/LayoutPage.do?pubIdx=2030>)、他各ウェブサイト

JILPT 資料シリーズ No. 269

諸外国の失業保険制度のオンライン化に関する調査
—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国—

発行年月日 2023 年 5 月 9 日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104